

原子力規制庁 御中

**平成 2 8 年度原子力施設等防災対策等委託費
（総合評価・分析）事業 報告書**

2017 年 2 月 28 日

MRI 株式会社三菱総合研究所

原子力安全事業本部

目次

1. 実施概要	3
1.1 目的	3
1.2 実施項目	3
1.2.1 座談会	3
1.2.2 原子力規制委員会等に対する国内各主体の認識の調査	3
1.2.3 原子力規制委員会に関する報道分析	3
1.2.4 Web ベースでの海外原子力規制機関の分析	4
1.2.5 原子力規制委員会の広報活動に関する現状分析及び評価	4
1.2.6 原子力規制委員会の広報活動の改善策の提言	4
2. 座談会	5
2.1 調査概要	5
2.1.1 調査手法の特徴	5
2.1.2 対象者の選定	5
2.1.3 FGI のフローと利用した説明資料	7
2.1.4 実施の状況	9
2.2 調査結果	10
2.2.1 説明資料について得られた課題	10
2.2.2 FGI で得られた課題	19
2.2.3 定量的な調査とのつながり	22
3. 原子力規制委員会等に対する国内各主体の認識の調査（Web アンケート調査）	23
3.1 調査概要	23
3.1.1 調査対象	23
3.1.2 調査項目	25
3.1.3 調査方法及び調査時期	28
3.2 調査結果（今年度の Web アンケートの全般的な結果）	29
3.2.1 プレ調査	29
3.2.2 調査結果の概要	33
3.2.3 調査結果（地域間での比較）	44
3.2.4 調査結果（過年度との比較）	49
4. 原子力規制委員会に関する報道分析	58
4.1 調査概要	58
4.1.1 調査対象媒体	58
4.1.2 調査項目	58
4.1.3 調査方法及び調査対象時期	59
4.2 調査結果	59
4.2.1 報道量の推移	59

4.2.2 1日の平均報道量水準.....	63
5. Web ベースでの海外原子力規制機関の分析.....	65
5.1 米国	65
5.1.1 規制の現状.....	65
5.1.2 規制機関による広報の現状	67
5.1.3 規制機関の広報活動・情報発信に係わる指標	75
5.2 フランス	77
5.2.1 規制の現状.....	77
5.2.2 規制機関による広報の現状	79
6. 原子力規制委員会の広報活動に関する現状分析及び評価	93
6.1 ホームページの分析・評価.....	93
6.1.1 ホームページの概要	93
6.1.2 評価の視点.....	93
6.1.3 分析・評価.....	93
6.2 記者会見の分析・評価	99
6.2.1 記者会見の概要	99
6.2.2 評価の視点.....	99
6.2.3 分析・評価.....	100
6.3 Nアラートの分析・評価	100
6.3.1 Nアラートの概要	100
6.3.2 評価の視点.....	103
6.3.3 分析・評価.....	103
6.4 ツイッターの分析・評価	106
6.4.1 ツイッターの概要.....	106
6.4.2 評価の視点.....	106
6.4.3 分析・評価.....	106
7. 原子力規制委員会の広報活動の改善策の提言	109
7.1 広報活動の評価指標に関する検討.....	109
7.1.1 既存の評価指標について.....	109
7.1.2 施策目標からみた評価指標の案.....	109
7.1.3 信頼の構造からみた評価指標の案	120
7.2 メディアを通じた効果的な情報発信の検討	121
8. まとめ.....	123
添付資料.....	124

1. 実施概要

1.1 目的

本事業は、「平成 28 年 4 月に発生した熊本地震に対する、原子力規制委員会の原子力施設等の状況に係る情報発信について」を主として、原子力規制委員会及び原子力規制行政に対して、国内各主体がどのような認識を持っているか、原子力規制委員会の広報活動の効果について現状の分析・評価を行った。その結果をもとに、より効果的な広報活動についての検討・提案を行うことにより、今後の広報活動の改善を図るとともに、特に、地震等災害時にどの情報をどの程度出すか、その指標を模索することを目的とした。

1.2 実施項目

1.2.1 座談会

熊本地震に対する原子力規制委員会の原子力施設等の状況に係る情報発信について、フォーカスグループインタビュー調査による定性的な分析・評価を行った。

＜調査対象＞

合計 80 名程度

- 川内原子力施設立地・周辺地域住民 5 名 4 グループ
- 九州地方電力消費地住民（福岡市） 5 名 4 グループ
- 九州地方以外の住民（東京都、新潟県）各 5 名 4 グループ

＜調査内容＞

- ・原子力規制委員会の情報発信のあり方について評価
- ・今後の情報発信のニーズ等

1.2.2 原子力規制委員会等に対する国内各主体の認識の調査

座談会で調査した結果をもとにアンケート項目の選定し、下記調査対象に対して、アンケート調査等を行い、原子力規制委員会、原子力規制庁の広報活動、情報発信についての調査を行った。

＜調査対象＞

- ・全国 47 都道府県の 20～60 代の男女各 150 サンプル以上（合計 7,075 サンプル）

＜調査内容＞

- ・熊本地震に対する原子力規制委員会の対応等（20 問）

＜調査回数＞ 1 回

1.2.3 原子力規制委員会に関する報道分析

新聞等において、熊本地震に関連した原子力規制委員会または原子力規制庁が含まれる記事の数を調査し、報道量水準の調査分析等を行った。

<調査対象>

- ・主要メディア（８紙）
読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日経新聞、産経新聞、東京新聞、時事通信ニュース、
共同通信ニュース
- ・地方メディア（７紙）
熊本日日新聞、南日本新聞、西日本新聞、宮崎日日新聞、大分合同新聞、
福島民報、福島民友

<調査内容>

- ・原子力規制委員会または原子力規制庁が含まれる記事の数の推移

<調査時期>

2016 年 1 月～2017 年 1 月

1.2.4 Web ベースでの海外原子力規制機関の分析

海外の原子力規制機関である **NRC**（アメリカ合衆国原子力規制委員会）と **ASN**（フランス原子力安全局）が行っている広報活動について、**Web** ベースで把握できる情報をもとに調査を行った。

1.2.5 原子力規制委員会の広報活動に関する現状分析及び評価

上記の調査結果を踏まえて、現状を分析・評価し、今後の継続的な調査を念頭に、分析・評価の枠組みを検討した。

1.2.6 原子力規制委員会の広報活動の改善策の提言

(1)～(5)を踏まえ、原子力規制委員会の広報活動の改善策を提言としてとりまとめた。

2. 座談会

熊本地震に対する原子力規制委員会の原子力施設等の状況に係る情報発信について、フォーカスグループインタビュー調査（以下、FGI とよぶ）による定性的な分析・評価を行った。

2.1 調査概要

2.1.1 調査手法の特徴

FGI は司会者の進行に沿って実施する座談会形式の定性調査である。従来のアンケート調査（定量調査）では基本的に調査票で準備された選択肢の範囲内でしか回答が得られない。そのため、調査票の設計者が想定していない新たな問題点等を発見することは難しい。

一方、参加者が自由に意見を交換しながらインタビューに回答する形式をとる FGI では、参加者自身も日頃から明確には意識していなかった問題点等がインタビューの中で発言として具体的に説明され、参加者間で共有されることが起こる。このように問題が明確化・言語化されれば、アンケート調査の選択肢に採用することができる。

ただし、FGI から得られた結果は、あくまでも少数のグループから得られた定性的なものなので、それを一般的な結果として解釈することはできない。FGI は仮説の探索・発見手法と位置づけるべきであり、発見された仮説は最終的にはアンケートのような定量調査で検証する必要がある。

2.1.2 対象者の選定

原子力規制にかかわる話題等について国民全般の関心は均等ではないと考えられる。例えば国民全般が表 2-1 に示す 3 つの層に分けられるとすると、今回の調査は一般的な関心層を対象にすることが望ましい。

表 2-1 原子力規制にかかわる関心度別の階層の特徴

階層	特徴
高関心層	・ メディアやその他からの情報収集に積極的であり、一般的に国の機関等の施策については批判的な立場をとる場合が多い。 ・ 一般的な関心層、低関心層と同一グループに入ると、高関心層の方の意見が他の関心層の方の意見に大きな影響を与える恐れがある。
一般的な関心層	・ 偏り等が少なく調査対象とするのが望ましい。
低関心層	・ 低関心層の方々の方々のみのグループからは、短時間のインタビューや議論では有益な意見を得ることが困難な場合が多い。

表 2-2 に示す 5 段階評価の質問を行い、問 1～3 で「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と回答した方を対象とした。問 4～6 については、当初「あてはまる」「ややあて

はまる」と回答した方を対象とする予定であったが、該当者が少なかったことから、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した方を優先的に選定しつつ、いずれかの質問で「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と回答した方も対象とした。

表 2-2 対象者の選定に用いた質問

問	質問	選択肢 (※)					備考
1	原子力発電所の安全性に疑問がある場合、行政や発電所等に問い合わせる	5	4	3	2	1	ハッチング部分を選択した場合は対象外
2	原子力発電所や放射線の安全性について、普段から勉強している	5	4	3	2	1	
3	原子力規制委員会の Twitter をフォローしている、もしくは原子力規制委員会の緊急情報メーリングサービス（原子力緊急アラート：N アラート）に登録している	5	4	3	2	1	
4	熊本地震発生時、原子力発電所への影響が気になった、もしくは心配した	5	4	3	2	1	左側の選択肢の回答者を優先して選定
5	熊本地震発生時、原子力規制委員会の情報発信に注目した（テレビ、新聞、インターネットのニュース・記事を見るなど）	5	4	3	2	1	
6	熊本地震発生時、九州電力、四国電力等の電力会社の情報発信に注目した（テレビ、新聞、インターネットのニュース・記事を見るなど）	5	4	3	2	1	

※) 5（あてはまる）、4（ややあてはまる）、3（どちらともいえない）、2（あまりあてはまらない）、1（あてはまらない）

2.1.3 FGI のフローと利用した説明資料

グループあたり 2 時間の調査として表 2-3 のフローに沿って参加者に意見を求めた。

表 2-3 FGI のフロー

区分	内容
自己紹介	話しやすい雰囲気の構築
導入	「熊本地震のときに川内原発を停止すべきだと思いましたか？」という質問を投げかけ参加者の考えや印象を確認
説明資料の分かりやすさ	規制庁の HP に掲載された説明資料を紹介して分かりやすさ等を確認
今後望まれる情報発信	熊本地震に関連して発信された N アラートを紹介して発信内容や頻度等について意見を確認
その他	規制庁の情報発信全般について意見を確認

FGI では表 2-4 に示す資料を参加者に示して意見を確認した。資料の詳細は付録 A を参照のこと。

表 2-4 FGI で利用した資料

No.	資料名	東京	鹿児島	福岡	新潟	備考
資料① (p.1) (※1)	平成28年度熊本地震における九州電力川内原子力発電所への影響と見解について(1)	△	△	△	△	全会場ともに詳細な確認は行わなかった。確認にはQ&A形式の資料②を利用した。
資料② (p.2-5)	平成28年度熊本地震における九州電力川内原子力発電所への影響と見解について(2)	○	○	○	○	
資料③ (p.6-11)	平成28年度熊本地震における九州電力川内原子力発電所への影響と見解について(参考資料)	○	○	○	○	東京、鹿児島では頁ごとに内容を確認した。福岡、新潟では一括で内容を確認した。
資料④ (p.12)	原子力関連緊急情報	○	○	○	○	発信情報1サンプルと発信履歴のリストを提示。
資料④-1	原子力関連緊急情報	○				内容は資料④と同一
資料④-2 (※2)	原子力緊急アラート		○	○	○	資料⑤の内容を含むNアラートの発信情報4サンプルを提示。
資料⑤	大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について	○	○	○	○	
資料⑥ (※3)	原子力規制委員会パンフレット	○				「改革の要点」、「原子力規制委員会の組織と仕事」部分
その他	地図(九州全図:50万分の1)	○	○	○	○	熊本と原発の位置関係を説明。

※1) 資料①～④は全体で12ページの資料として提示した。

※2) 紹介するNアラートの事例を増やすことで、利用者の立場をより想定しやすいようにした(鹿児島、福岡、新潟)。

※3) インタビュー時間の制約から鹿児島、福岡、新潟では口頭での説明のみとした。

2.1.4 実施の状況

クロスマーケティング社の登録モニターから参加者を選定して FGI を実施した。実施状況を表 2-5 に示す。

表 2-5 FGI の実施状況

		東京	鹿児島	福岡	新潟
日時		平成 28 年 8 月 27 日 (土) 10 時 00 分 ～20 時 00 分	平成 28 年 9 月 3 日 (土) 10 時 00 分 ～20 時 00 分	平成 28 年 9 月 10 日 (土) 10 時 00 分 ～20 時 00 分	平成 28 年 9 月 17 日 (土) 10 時 00 分 ～20 時 00 分
グループ (※1)	①	女性 5 名 (40,40,44,45,33)	女性 4 名 (33,44,38,41)	女性 6 名 (36,32,39,31,35,36)	女性 5 名 (35,45,41,42,43)
	②	女性 5 名 (40,41,43,40,46)	女性 4 名 (35,41,43,40)	女性 6 名 (44,45,39,36,36,46)	女性 5 名 (44,38,39,44,42)
	③	男性 3 名 (69,73,72) 女性 2 名 (63,65)	男性 3 名 (61,64,69) 女性 2 名 (72,73)	男性 3 名 (67,62,67) 女性 2 名 (66,65)	男性 3 名 (69,60,68) 女性 2 名 (61,62)
	④	男性 3 名 (34,51,45) 女性 2 名 (58,42)	男性 1 名 (42) 女性 4 名 (50,27,34,46)	男性 2 名 (58,57) 女性 3 名 (26,46,59)	男性 2 名 (28,51) 女性 3 名 (28,40,43)
小計		20 名	18 名 (※2)	22 名 (※2)	20 名
合計		80 名			

グループ① 小学生以下の子供を持つ女性 (その1)

グループ② 小学生以下の子供を持つ女性 (その2)

グループ③ 60 歳以上

グループ④ 子どもがいない、もしくは別居の方

※1) 括弧内は年齢

※2) 鹿児島では台風接近に伴い 2 名の欠席があったため、福岡で 2 名を追加して合計 80 名とした。

2.2 調査結果

2.2.1 説明資料について得られた課題

FGI で提示した説明資料について、全般的に以下の意見が得られた。

- ・ 文字ばかりの資料はなるべく避ける。
 - 資料全体にフリガナが少ない。
 - 専門用や特殊な単語の補足説明が必要。
- ・ 伝えたい内容を絞る。
- ・ 説明資料を作成した人の「読んでもらう人に理解してほしい、納得してほしい」という姿勢が大事。現在の資料ではそれが足り無い。
 - どのような知識やバックグラウンドを持った方への情報提供なのかを明確化する。

提示した説明資料について得られた主な課題を表 2-6～表 2-14 にまとめる。

表 2-6 説明資料の提示により確認された課題（１）

Q：この熊本地震は想定外の大地震です。なぜ川内原子力発電所は停止していないのですか。 A：この地震による川内原子力発電所への大きな影響はありません。	
- この地震により川内原子力発電所で観測された現時点での最大の揺れは、数ガルから十数ガル程度であり、極めて小さい揺れでした。 注：ガルとは人間や建物に断続的にかかる力（地震の揺れ）による加速度を表す単位 4月14日、4月16日の大きな地震は、それぞれ日奈久(ひなぐ)断層帯、布田川(ふたがわ)断層帯の一部が震源となり発生したと考えられています。これに対し、原子力規制委員会の行った川内原子力発電所の新規制基準への適合性審査では、二つの断層帯全体が一度に動く、より大きい地震が発生することを想定し、その地震の発電所に対する影響を評価しています。 注：日奈久(ひなぐ)・布田川(ふたがわ)の断層帯では、断層長さ92.7km、マグニチュード8.1の地震を想定し、その地震が発電所に与える影響は100ガル程度と評価しました。これに対し、今回の熊本地震で観測された最大のマグニチュードは現時点で7.3で、地震調査研究推進本部の評価によると震源断層の長さは約35kmと推定されています。 - 川内原子力発電所では、市来断層帯（市来区間）などの、より近い活断層を震源として、最大規模の地震が起こるという想定で評価しています。詳細な調査の結果、川内原子力発電所の敷地内やその周辺近くに活断層の存在は認められていません。 注：川内原子力発電所の敷地から、影響が大きいと考えられる市来断層帯の震央までの距離は約12km - しかしその上で、詳細な調査で活断層がないとされた川内原子力発電所のような場所でも、一定規模の地震が起こり得るとあえて仮定した「震源を特定せず策定する地震動」についても評価した結果、基準地震動620ガルを設定しています。 注：基準地震動とは、原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動。発電所敷地の地下のかたい岩盤において想定される最大の地震の揺れの強さのこと	
【全体的な指摘】 - 数字を用いた説明を簡単に理解することは困難。数字による説明とは別に、重要なポイントを小中学生でも分かる言葉で簡潔に説明して欲しい（この後の Q&A についても同様）。 - 図や地図を用いて説明して欲しい。 「～停止していないのか」という Q に対して、「～影響はありません。」という回答はかみ合っていない。 - 箇条書きの最後の説明を冒頭に記載すべき。 【この Q&A に関連して想起された疑問】 - なじみの無い専門用語を用いて説明する理由。 - 予防的に一旦原子炉を停止して安全を確認することが難しい理由。 - 自動停止の設定値の 80～260 ガルという幅は広すぎるのではないか？ 【分かりにくいとされた専門用語等（赤枠）】 - ガル、加速度、震央 ➤ 日常生活でなじみの無い単位である。 - 新規制基準、適合性審査、震源を特定せず策定する地震動、基準地震動（620 ガル） ➤ 安全規制に特有の用語である。 - 日奈久断層帯、布田川断層帯、市来断層帯（市来区間） ➤ 地図での提示が望ましい。	

表 2-7 説明資料の提示により確認された課題（2）

Q：この熊本地震では、約1580ガルの地震加速度が観測された地点もあります。

川内原子力発電所で想定する基準地震動620ガルというのは、小さすぎるのではないですか。

A：地震加速度は、観測地点ごとに特有の地質などの要素、計測の方法によって大きく変化します。

それぞれの数値を比較するには、それらの詳細な条件について注意が必要です。

地盤などの条件が異なる場合、地震加速度の単純な比較はできません。

- 地震の揺れの大きさは、震源との距離が遠いほど小さく、近いほど大きくなります。この熊本地震では約1580ガルを観測した地点がありますが、その観測地点はやわらかい地盤にあり、震央までの距離は6.4kmでした。なお、この時の薩摩川内市での観測値は36ガルで、震央距離は113kmでした。
注：ガル数、距離などは防災科学技術研究所公表データより
- また、地震の揺れの大きさは、特に、地表付近の地盤のかたさによって大きく異なります。地表付近の地盤がやわらかいほど大きく揺れ、地下のかたい岩盤では揺れにくいですが、これは地震波がやわらかい地盤に伝わるときに振幅が大きくなるという、地震波の性質によるものです。
- 原子力発電所は、かたい岩盤まで地面を削って、その上に原子炉建屋などを建設しています。なお、この熊本地震で約1580ガルが観測された時(4月14日21時26分)、川内原子力発電所での観測値は5.1ガルでした。
注：九州電力公表データより
- 川内原子力発電所の設計に用いる基準地震動は、発電所の敷地周辺にある断層での地震や、震源を特定しない「震源を特定せず策定する地震動」についても評価し、基準地震動620ガルを設定しています。

【全体的な指摘】

- ・ 図を用いた説明は分かりやすい。
- ・ 一般からの質問に 1580 ガルなどの記載が含まれることは無いだろう。
- ・ 地震加速度が比較できないとするとこれまでの説明全体が破綻するのではないか。
- ・ 原子炉自動停止の設定値が複数種類ある理由が分からない(一番小さい値のみでよいのではないか)。

【この Q&A に関連して想起された疑問】

- ・ 福島事故の教訓がどう反映されているのか。
- ・ 津波が発生した場合はどうなるのか。
- ・ 実際に避難する必要がある場合どうなるのか。

【分かりにくいとされた専門用語等（赤枠）】

- ・ やわらかい地盤、かたい岩盤
 - 定性的な表現で具体的なイメージに乏しい。

表 2-8 説明資料の提示により確認された課題（3）



今回観測された 建屋下部での 地震加速度の最大値	原子炉自動停止の設定値		基準地震動	
	水平加速度	鉛直加速度	水平加速度	鉛直加速度
8.6ガル (1号機補助建屋内 海拔-21.0m)	160ガル (1・2号機補助建屋内 海拔-21.0m)	80ガル (1・2号機補助建屋内 海拔-21.0m)	620ガル	324ガル
12.6ガル (1号機補助建屋内 海拔13.3m)	260ガル (1・2号機補助建屋内 海拔13.3m)	—	620ガル	324ガル

【全体的な指摘】

- ・ 距離の記載が無く実感がわからない部分がある。
- ・ 発電所を示す図が何を表現しているのかわからない。

【分かりにくいとされた専門用語等（赤枠）】

- ・ 水平加速度、鉛直加速度
 - 日常生活でなじみの無い単位である。
- ・ 「海拔-21.0m」という記載の意味が分からない。
 - マイナスの海拔というのはなじみが無い。

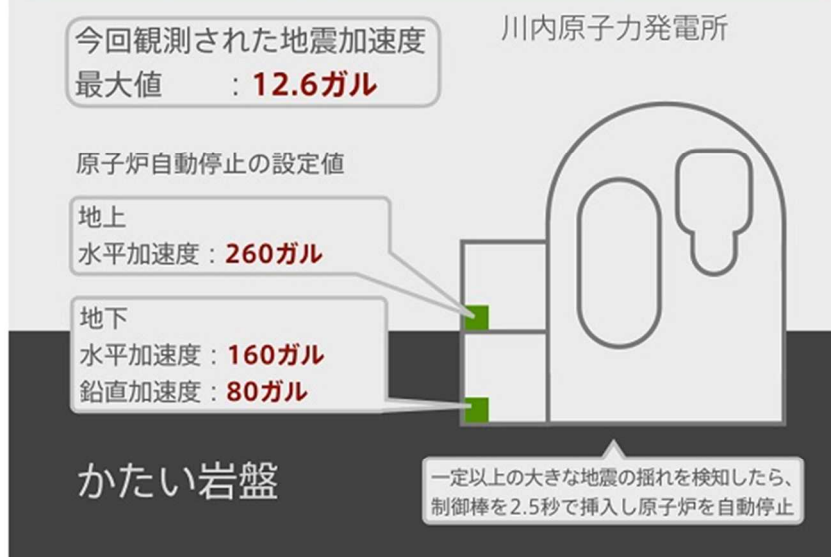
表 2-9 説明資料の提示により確認された課題（４）

Q：今後、もし川内原発の周辺で大きな地震があった場合に、原子炉は止まるのでしょうか。

A：地震時には、原子炉の自動停止機能が正常に動作することを確認しています。

- 発電所周辺で大きな地震が発生し、発電所建屋内の地震計で一定規模以上の地震の揺れを検知した場合、原子炉の核分裂反応を制御する制御棒が自動で挿入され、原子炉を停止します。
- 現在運転中の川内原子力発電所において、この熊本地震により発電所で観測された最大の揺れは、数ガルから十数ガル程度であり、基準地震動の地震加速度620ガルはもとより、原子炉の自動停止の設定値である80から260ガルに比べても小さいものでした。

川内原発の停止の基準となる地震加速度の数値について



- また、地震発生時に燃料集合体の変形がある場合でも、制御棒が規定の時間（2.5秒）以内に挿入され、原子炉を停止できることを確認しています。
- さらに、原子炉が停止した後、炉心で発生する崩壊熱を除去するための設備などは耐震重要施設として設計され、基準地震動に対して機能が保持できることを確認しています。

【全体的な指摘】

- ・ ガルが分からないので、どの程度の規模の地震で原子炉が自動停止するか分からない。
- ・ 自動停止機能の正常動作をどのように確認しているのか。
- ・ 発電所を示す図が何を表現しているのかわからない。

【この Q&A に関連して想起された疑問】

- ・ 自動停止する場合の震度やマグニチュードはどの程度の規模か（過去の停止例はどうなっているのか）。
- ・ 自動停止の他に、どういう場合原子炉を停止させるのか。
- ・ 津波や噴火などの場合にはどういう対応が取られるのか。
- ・ 原子炉が自動停止した後で安全が確認できるまで何日くらいかかるのか？その間に大きな地震や津波がきたらどうなるのか？
- ・ 福島のように原子炉停止のあと冷却に失敗しない対応はどうなっているのか。
- ・ 規定の時間（2.5 秒）の意味は。もっと短くした方がよいのか？

【分かりにくいとされた専門用語等（赤枠）】

- ・ 燃料集合体の変形、崩壊熱、耐震重要施設
➤ 原子力発電および安全規制に特有の用語である。

表 2-10 説明資料の提示により確認された課題（5）

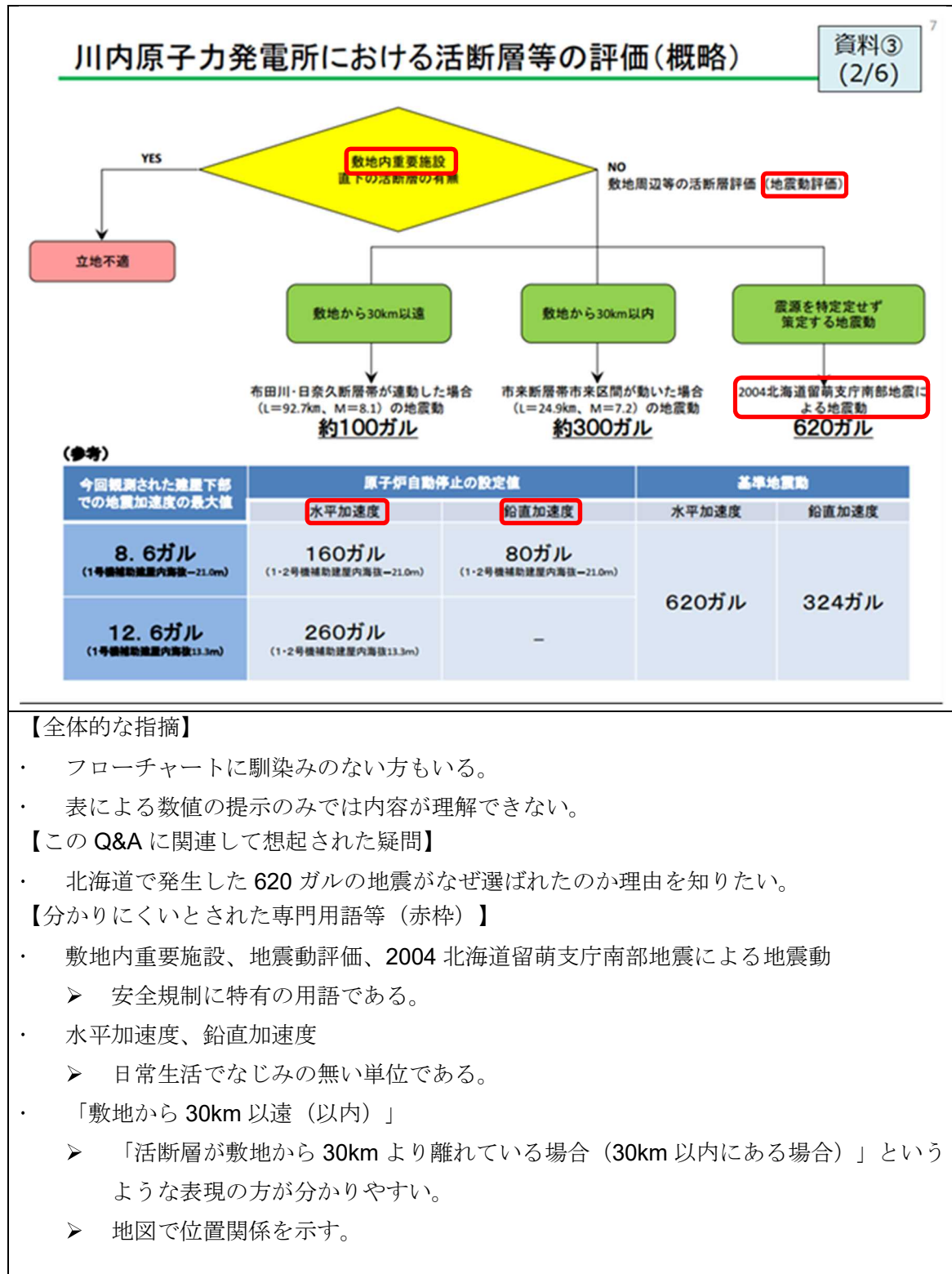
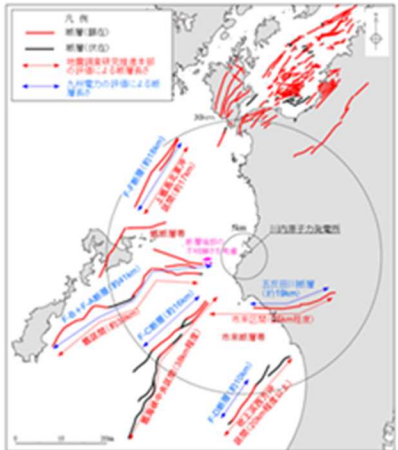


表 2-11 説明資料の提示により確認された課題（6）



表 2-12 説明資料の提示により確認された課題（7）

川内原子力発電所が想定する最大地震の揺れ(基準地震動)の策定 【新規制基準】 以下の地震力に対して安全機能が損なわれない設計にする。 ○断層の調査によって震源を特定し、その震源から敷地に大きな影響を与える地震を推定することで決める『震源を特定して策定する地震動』 ○震源が特定できない過去の地震の観測記録を収集して決める『震源を特定せず策定する地震動』 資料③ (4/6) <申請の概要> ➢震源を特定して策定する地震動として540ガルを設定。発電所建設当初は約400(372)ガル。 ➢震源を特定せず策定する地震動として新たに620ガルを設定。 ➢安全重要度に応じた設計を行う方針を策定。 <審査結果の概要> 最新の知見を踏まえて基準地震動が策定されていることから、新規制基準に適合していることを確認。  地震調査研究推進本部と九州電力における活動断層評価結果の比較 九州電力資料から抜粋
--

【全体的な指摘】

- ・ 電力会社の資料を利用する意図が分からない。電力会社が作成したものではない資料で説明すべき。
- ・ <申請の概要>で設定値が変更されている理由が分からない。

【この Q&A に関連して想起された疑問】

- ・ 新規性基準の概要
- ・ 申請と審査の進め方
- ・ 「最新の知見」として東日本大震災の教訓がどのように生かされているのか明記してほしい。いつの時点を最新としているのか（何年何月）。

【体裁に関する指摘】

- ・ 赤字による強調の意図が不明瞭。
- ・ 地図中の陸と海の関係が分かりにくい。
- ・ 九州全体が分かる地図の方が分かりやすい。

【分かりにくいとされた専門用語等（赤字）】

- ・ 新規性基準、震源を特定して策定する地震動、震源を特定せず策定する地震動、基準地震動、安全重要度、申請、審査結果、
 - 安全規制に特有の用語である。

表 2-13 説明資料の提示により確認された課題（8）

原子力発電所における耐震安全性の考え方 ▲地震時停止システムの概念 ○大きな地震に対して、原子力発電所の安全性が損なわれない設計 ○一定以上の地震の揺れを検出したら、原子炉は自動停止	資料③ (5/6) 10
【体裁に関する指摘】 ・ 赤文字による強調の意図が不明瞭。 ・ 発電所を示す図が何を表現しているのかわからない。 ・ 原子炉建屋の図がこれまでに示されてきた図と異なっている理由が不明。 【この Q&A に関連して想起された疑問】 ・ 地震センサーの数は全部で 3 では少なくないか。そうではない場合、実際には何個のセンサーが設置されているのか。 【分かりにくいとされた専門用語等（赤枠）】 ・ 最大加速度 ➤ 日常生活でなじみの無い単位である。	

表 2-14 説明資料の提示により確認された課題（9）

地震の揺れ(イメージ)	資料③ (6/6) 11
○原子力発電所は、かたい地盤に設置 ○一般の建物が建つやわらかい地盤では、揺れは大きくなる ※基準地震動とは、原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動。発電所敷地の地下における最大の地震の揺れのこと。	
【体裁に関する指摘】 ・ 赤文字による強調の意図が不明瞭。 ・ 発電所を示す図が何を表現しているのかわからない。 ・ 原子炉建屋の図がこれまでに示されてきた図と異なっている理由が不明。 ・ 距離の記載が無く実感がわからない部分がある。 【分かりにくいとされた専門用語等（赤枠）】 ・ やわらかい地盤、かたい地盤 ➤ 具体的にどの程度のものかわからない。	

2.2.2 FGI で得られた課題

参加者から寄せられた疑問や要望を表 2-15 に示す 7 つのカテゴリーに整理した。

表 2-15 FGI で得られた課題

	カテゴリー	課題等
①	専門的な内容の一般向けの説明	・ 用語集の拡充（震央、水平加速度、鉛直加速度・・・） ・ ガルについての説明 ・ 断層の位置・地盤強度・原発からの距離、予想震度等の地図上での表示 ・ 具体的なイメージ・わかりやすい例え
②	安全性の判断根拠についての情報	・ 施設周辺のすべての断層の情報 ・ 原子炉の自動停止に関する情報 ➤ 地震センサーの位置 ➤ 停止すれば安全か？ ➤ 停止・冷却等に必要時間についての情報 ➤ 自動停止の実証性 ・ 建屋の安全性・耐震基準についての情報 ・ 原子力発電所の地震以外の安全基準に関する情報 ・ 事業者の資料を使うことへの疑義 ・ 安全性を満たしていることの判断根拠
③	大規模自然災害発生時等における規制庁の情報提供のあり方	・ 断続的な地震に対する施設状態の情報 ・ 緊急時となった場合の避難の要否・経路・方法・先の見通しについての情報
④	東日本大震災との比較	・ 福島事故との比較・事故後の改善点 ・ 想定外の事象に対する懸念 ・ 福島事故の原因、責任の所在等
⑤	平常時における規制庁の情報提供のあり方	・ 情報のアクセシビリティ（主に Web 上での工夫） ・ 情報弱者に対する情報提供（テレビ等） ・ 子ども・年配の方への説明 ・ 積極的な PR 活動（日常的な取り組みを含む） ・ 原子力災害時にとるべき行動
⑥	規制委員会・規制庁に対する信頼	・ 規制委員会・規制庁に対する不信 ➤ 中立性・第三者性への疑義 ➤ 規制委員の選出根拠・人数の妥当性
⑦	原子力についての不信	・ 政策として原発の運転を継続することへの不信 ・ 原子力運用体制および技術についての不信

これらの中でも特に多く寄せられた疑問や要望については表 2-16 に例示する FAQ のような形で整備を進めることが有効である。

表 2-16 FAQ の整備が望まれる質問等

	FAQ	具体的な質問の例
①	ガルに関連する FAQ	・ ガルとはどのような単位ですか？ ・ ガルの計測方法にはどのようなものがありますか？ ・ 620 ガルの揺れを観測する場合の地震の震度はどのくらいの大きさに相当するのでしょうか？
②	福島第一原子力発電所事故に関連する FAQ	・ 東日本大震災のときの福島第一原発における揺れは最大何ガルだったのでしょうか？ ・ 自動停止したのに何故あんないった事故が起きたのでしょうか？ ・ 福島事故の反省を踏まえ、どういった対策がとられているのでしょうか？
③	原発の自動停止に関連する FAQ	・ 原発が自動停止しないことはあるのでしょうか？ ・ 原発が自動停止した後、どういった手順を経て安全性が確保されるのでしょうか？ ・ 原発が自動停止してから、安全の確認ができるまでにどれくらいの時間がかかりますか？
④	大規模自然災害発生時等の情報発信に関連する FAQ	・ 大規模自然災害発生時等の避難の是非・経路・方法・先の見通しについてはどのように知ることができるのでしょうか？

分かりにくい資料が利用され続けたり、多くの方が疑問に思うことの答えがなかなか見つからなかったりする場合には、以下に示すような悪い循環となる恐れがある。それを防ぐためには、悪い事例や失敗事例の提示も有効である（図 2-1）。

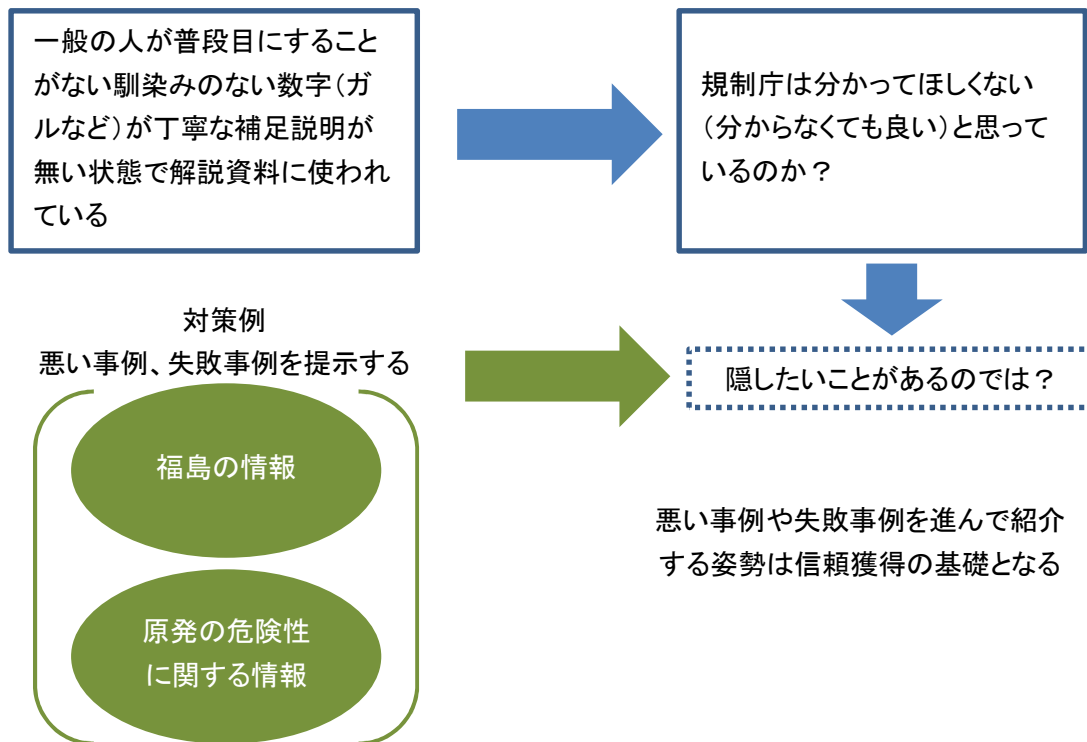


図 2-1 「ガール」に代表される専門的な情報の提示による不安の想起のイメージと、悪い情報を提示するという対策例

2.2.3 定量的な調査とのつながり

表 2-15 で示した課題については、後述する web アンケート調査で定量的な分析を行った。

3. 原子力規制委員会等に対する国内各主体の認識の調査(Web アンケート調査)

下記調査対象に対して Web アンケート調査等を行い、規制委員会・規制庁の広報活動に関する認識等を確認した。

3.1 調査概要

3.1.1 調査対象

47 都道府県それぞれにつき約 150 名の 20 代~60 代の男女を調査対象とした(表 3-1)。調査内容に応じて以下の 3 地域に居住する調査対象ごとに分析を行った。

表 3-1 対象 3 地域の詳細

	対象地域	有効回答者数
47 都道府県		7,075
原子力施設立地・ 周辺自治体住民	北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、 静岡県、石川県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、 京都府、島根県、鳥取県、愛媛県、山口県、佐賀県、 長崎県、福岡県、鹿児島県	3,160
電力消費地域住民	東京都、愛知県、大阪府	453
	熊本県	150

図 3-1～図 3-4 には、それぞれ 47 都道府県、原子力施設立地・周辺自治体住民、電力消費地域住民、熊本県の回答者の性別・年齢分布を示す。

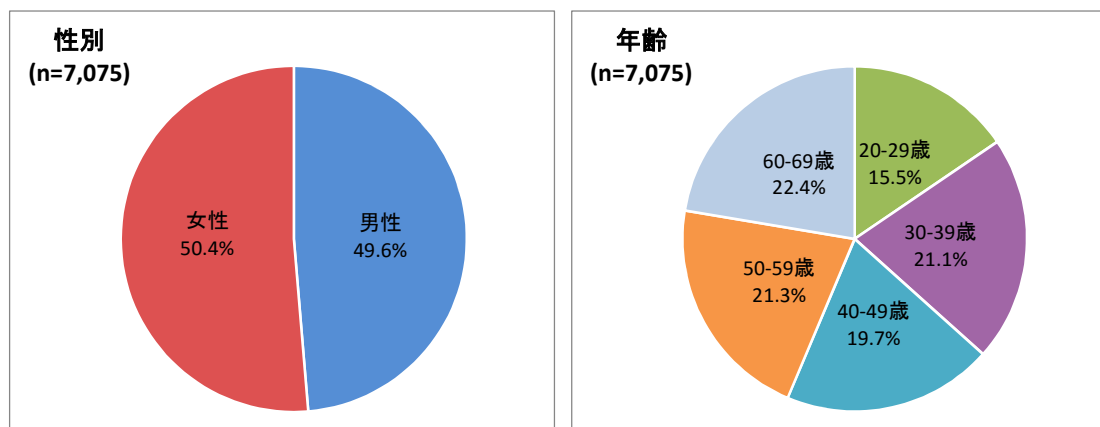


図 3-1 47 都道府県の回答者の属性

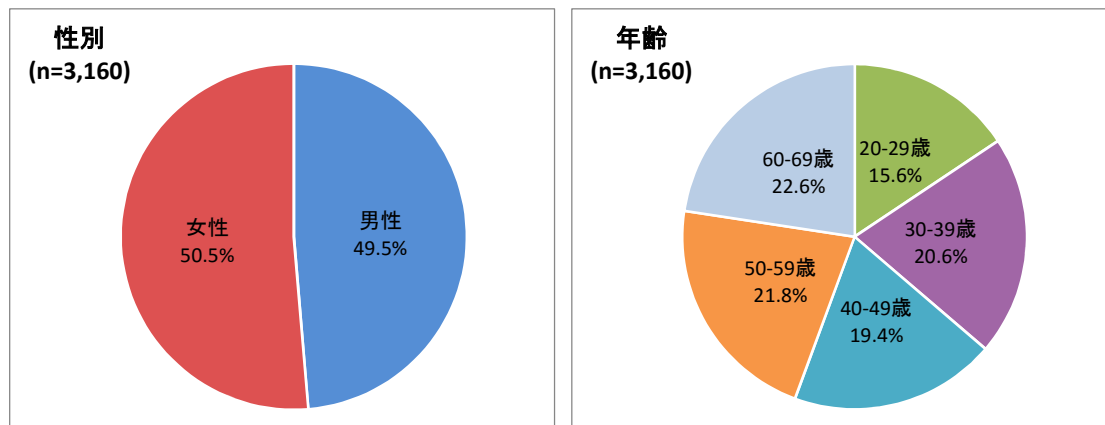


図 3-2 原子力施設立地・周辺自治体住民の回答者の属性

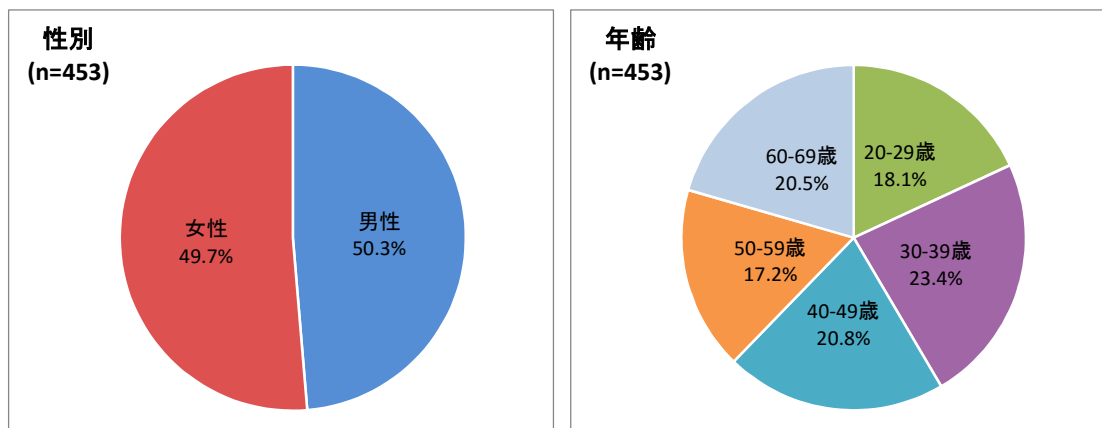


図 3-3 電力消費地域住民の回答者の属性

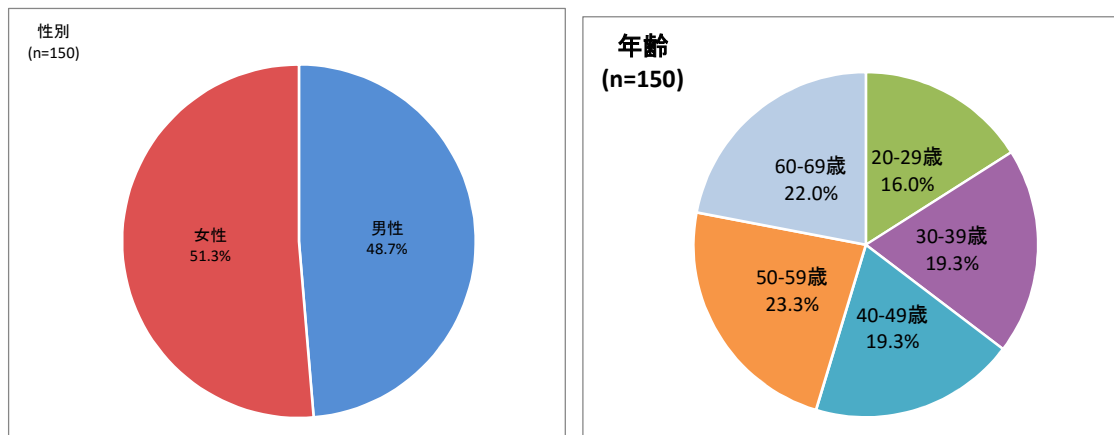


図 3-4 熊本県住民の回答者の属性

3.1.2 調査項目

今回の調査は、「平成 27 年度原子力施設等防災対策等委託費（総合評価・分析）事業」（以下、「昨年度の調査」と呼ぶ）に基づく項目と熊本地震に関連する項目から構成される。どちらの項目に対しても、前章に述べたフォーカスグループインタビュー（以下、FGI）の結果を踏まえ、適宜それらの結果を反映した質問を設定した。

また、定点観測として昨年度と同じ質問も設定した。

主な調査項目を表 3-2 に示す。また、調査票を付録 B に示す。

表 3-2 Web アンケートでの調査項目 (1/2)

	質問の趣旨	対応する質問
昨年度の調査に基づく質問	調査の趣旨から、原子力規制委員会という組織について知っているかどうかについて確認。 「知っている」、または「名前は知っている」という回答者のみ本調査の対象とした。	プレ調査 1 (定点観測) ¹
	調査対象とした集団の特性を把握するために、内閣府が実施している世論調査における「あなたは地域での付き合いをどの程度していますか？」という質問を実施。	プレ調査 2
	原子力規制委員会等が設置された経緯についての認知度を調査	問 1
	原子力規制委員会等の業務についての認知度を調査	問 2
	原子力規制委員会のホームページ、N アラート、Twitter についての認知度、情報提供のあり方全般について調査	問 3-5,7-10 (問 7 以外は定点観測) ¹
	原子力の情報の発信源として最も信頼する組織について調査	問 11
	原子力規制庁等が発信する情報に関する関心度を調査	問 12
熊本地震に関連する質問	川内原発に関する情報発信に関する認知度	問 14
	地震が発生したが原発を止めなくても良いというような情報を発信するときに原子力規制庁に求められる姿勢	問 15
	大きな地震が発生したときに発信してほしい情報	問 17
	大きな地震が発生したときの望ましい情報の入手方法	問 18

¹ 昨年度の質問に基づき設定した項目のうち、設問および選択肢等に変更がないものについてのみ定点観測の対象とした。

表 3-2 Web アンケートでの調査項目 (2/2)

	質問の趣旨		対応する質問
FGI で得られた課題に基づく質問	専門的な内容の一般向けの説明	用語集の拡充	問 16
		ガルについての説明	
		断層の位置・地盤強度・原発からの距離、予想震度等の地図上での表示	
		具体的なイメージ・わかりやすい例え	
	安全性の判断根拠についての情報	施設周辺のすべての断層の情報	問 17
		原子炉の自動停止に関する情報	
		建屋の安全性・耐震基準についての情報	
		原子力発電所の地震以外の安全基準に関する情報	
		事業者の資料を使うことへの疑義	
		安全性を満たしていることの判断根拠	
	大規模自然災害発生時等における規制庁の情報提供のあり方	断続的な地震に対する施設状態の情報	問 17
		緊急時となった場合の避難の要否・経路・方法・先の見通しについての情報	問 6
	東日本大震災との比較	福島事故との比較・事故後の改善点	問 2,13
		想定外の事象に対する懸念	
		福島事故の原因、責任の所在等	
	平常時における規制庁の情報提供のあり方	情報のアクセシビリティ（主に Web 上での工夫）	問 11
		情報弱者に対する情報提供（テレビ等）	
		子ども・年配の方への説明	
		積極的な PR 活動（日常的な取り組みを含む）	
		原子力災害時にとるべき行動	
	規制委員会・規制庁に対する信頼	中立性・第三者性への疑義	問 1
		規制委員の選出根拠・人数の妥当性	
	原子力についての不信	政策として原発の運転を継続することへの不信	今回のアンケートには含めず
		原子力運用体制および技術についての不信	

3.1.3 調査方法及び調査時期

本 Web アンケートでは、昨年度の調査で用いられたクロスマーケティング社のモニタを利用した。クロスマーケティング社の登録モニタ数は全国で 180 万人を超えている。なお、Web アンケート調査は、インターネットを頻繁に使う者が回答対象者となることが多いと考えられることから、年代や性別に偏りがある可能性が一般的に指摘されている。しかしながら、短期間に効率よく調査が行えることなどから多くの省庁で採用されている手法である²。

調査の手順としては、20 歳代から 60 歳代の指定した条件に合うモニタに対して、人口構成比を考慮の上でメールによるアンケート実施の案内を行い、必要な回答数が集まるまで調査を継続した。回収は極力地区ごとに設定した構成比に合わせて実施し、各設定に満たない場合のみ近接セグメントから補填をした。

平成 25 年度および平成 27 年度の調査と同様に回答者自身もしくは家族の職業が調査会社、マスコミ関係、広告・販促・マーケティング関連会社であると回答したモニタは除外した。今回の調査では実際に、26,265 人のモニタから、737 人³が除外された。

2016 年 12 月に Web アンケート調査を実施した。

プレ調査の結果、原子力規制委員会を「知っている」、「名前を聞いたことがある」両回答を合わせると、原子力施設立地・周辺自治体住民で 64.5%、電力消費地域住民 57.1%、47 都道府県 61.2%であった。ここから、前述の職業のモニタを除外した他、全設問の回答を完了しなかった未回答者や、すべて同一の選択肢を選択した者などの不適切な回答者を除外し、本調査の対象とした。

ほとんどの都道府県について、最終的に 150 人程度の有効回答が集まった。のべ有効回答者数は、47 都道府県で 7,075 人、原子力施設立地・周辺自治体住民で 3,160 人、電力消費地域住民で 453 人、熊本県で 150 人となった。

² Web アンケートについては、回答者がインターネット利用者に限定されることが指摘されるものの、短期間で非常に多くの回答が集まる手法であることから、多くの省庁で各種調査において採用されている手法である。（例えば、「国土交通行政インターネットモニター（国土交通省）」など：<https://www.monitor.mlit.go.jp/>）

³ 年齢上除外された人数は 84 人となった。職業上除外された人数の内訳は、調査会社が 279 人、出版・マスコミ関係は 133 人、広告・販促・マーケティング会社は 291 人となった。ただし、複数回答のため重複を含む。

3.2 調査結果（今年度の Web アンケートの全般的な結果）

3.2.1 プレ調査

(1) 規制委員会の認知度（プレ調査）

プレ調査 1「あなたは、原子力規制委員会という組織を知っていますか。」という問に対する回答結果の経年変化を図 3-5 に示す。同図は 3.1 に記載したような職業などの理由によるスクリーニングを行う前の全回答者に対する質問を実施した際の経年グラフである。

プレ調査の結果、原子力規制委員会の「名前を聞いたことがある」とした回答が最も多かった。（原子力施設立地・周辺自治体住民 43.3%、電力消費地域住民 38.4%、47 都道府県 41.8%）

「知っている」とした回答は原子力施設立地・周辺自治体住民 21.2%、電力消費地域住民 18.7%、47 都道府県 19.4%であった。

「知らない」という回答は（原子力施設立地・周辺自治体住民 35.5%、電力消費地域住民 42.9%、47 都道府県 38.8%）であった。

「知っている」、「名前を聞いたことがある」両回答を合わせると、原子力施設立地・周辺自治体住民で 64.5%、電力消費地域住民 57.1%、47 都道府県 61.2%であった。

同図に示すように、今年度は原子力規制委員会の認知度が昨年度に比べて 5%程度低下している。

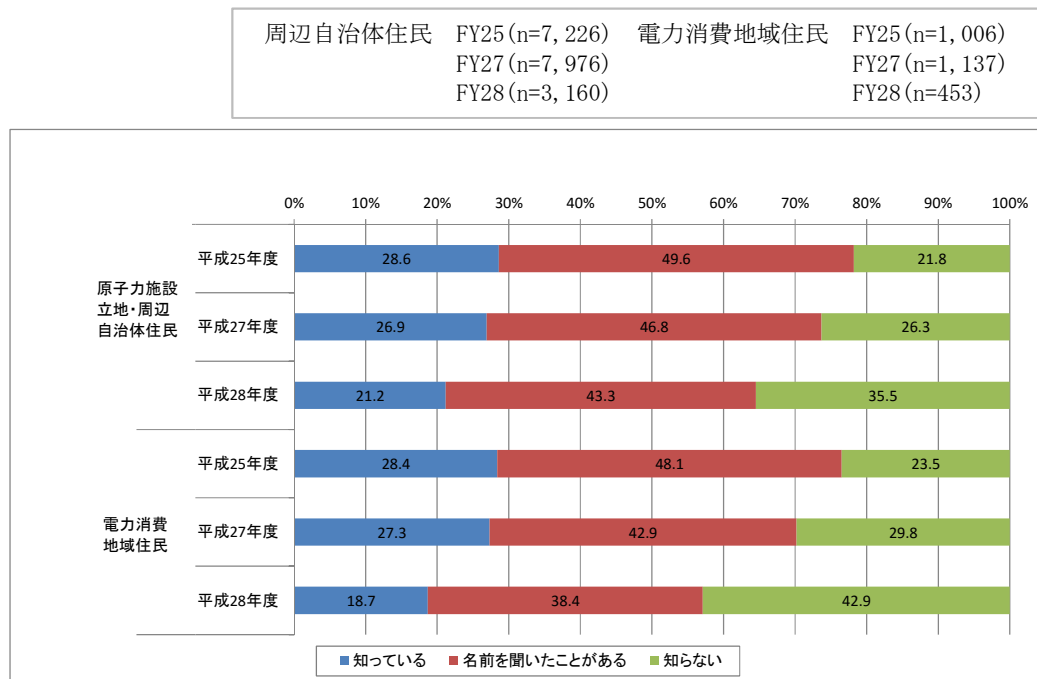


図 3-5 「あなたは、原子力規制委員会という組織を知っていますか。」という問に対する回答結果の経年変化
(平成 25 年度、平成 27 年度、平成 28 年度、原子力施設立地・周辺自治体住民、電力消費地域住民)

(2) 集団特性の把握

調査対象とした集団の特性を把握するために、内閣府が実施している世論調査における「あなたは地域での付き合いをどの程度していますか？」という質問との比較を実施した。この結果を図 3-6 に示す。

図 3-7 に示すように世論調査では「よく付き合っている」および「ある程度付き合っている」を足し合わせて 67.8% であるが、本調査では 31.6% であり、低い結果となっている。

この違いにはネットユーザーの特性が現れている可能性が考えられる。内閣府の調査は 20 代～70 代の男女を対象としている一方で、本調査は 20 代～60 代の男女をのみを対象としており、70 代が調査対象に入っていないことも一因と考えられる。

また、Web 調査は都市部の方が回答をしていることが多い。都市部を対象として国土交通省が実施した平成 27 年度全国都市交通特性調査⁴の結果によると、調査日に外出した人の割合は、平日で 80.9%、休日で 59.9% と当調査が開始した昭和 62 年から最低の値となっている。この結果からも都市部においては地域づきあいが盛んではない印象が見受けられる。

⁴ 平成 27 年度全国都市交通特性調査、国土交通省、<http://www.mlit.go.jp/common/001156730.pdf>

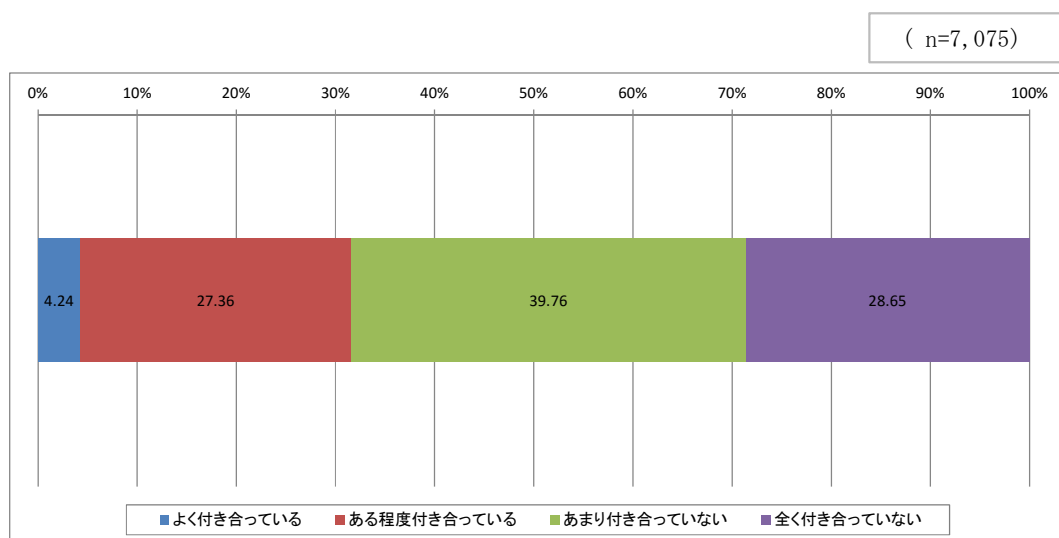


図 3-6 地域づきあいについての調査結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

問6 あなたは、地域での付き合いをどの程度していますか。この中から1つだけお答えください。

	平成27年1月	平成28年2月
・付き合っている（小計）	68.2%	→ 67.8%
・よく付き合っている	17.9%	→ 16.9%
・ある程度付き合っている	50.3%	→ 50.9%
・付き合っていない（小計）	31.8%	→ 32.1%
・あまり付き合っていない	25.6%	→ 25.6%
・全く付き合っていない	6.1%	→ 6.5%

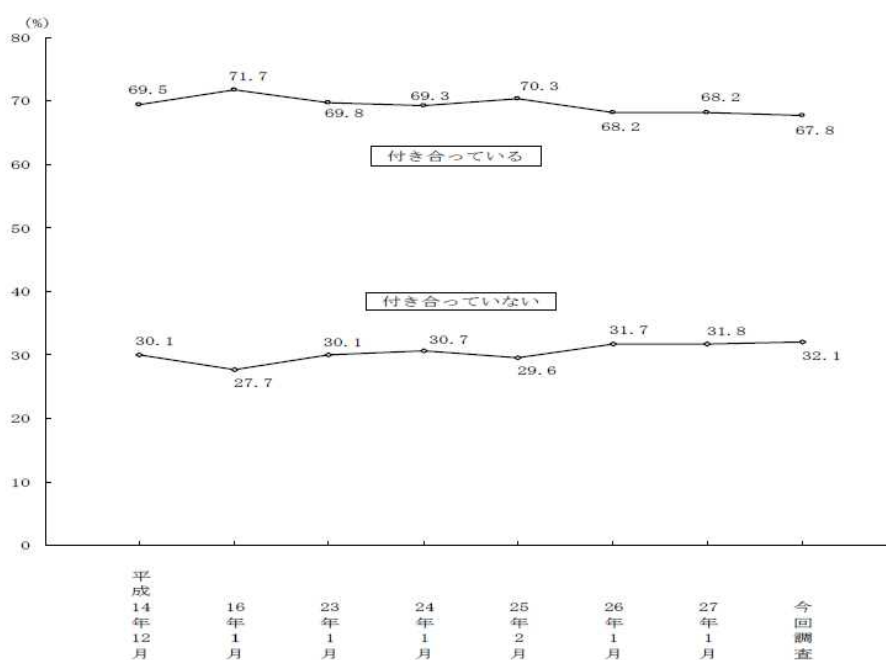


図 3-7 社会意識に関する世論調査⁵

⁵ 「社会意識に関する世論調査」の概要、<http://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shakai/gairiyaku.pdf>、2016年4月

3.2.2 調査結果の概要

本項では、本調査における結果のうち、47 都道府県の男女を調査対象とした結果を記載する。

図 3-8 は問 1 に対する回答を示す。

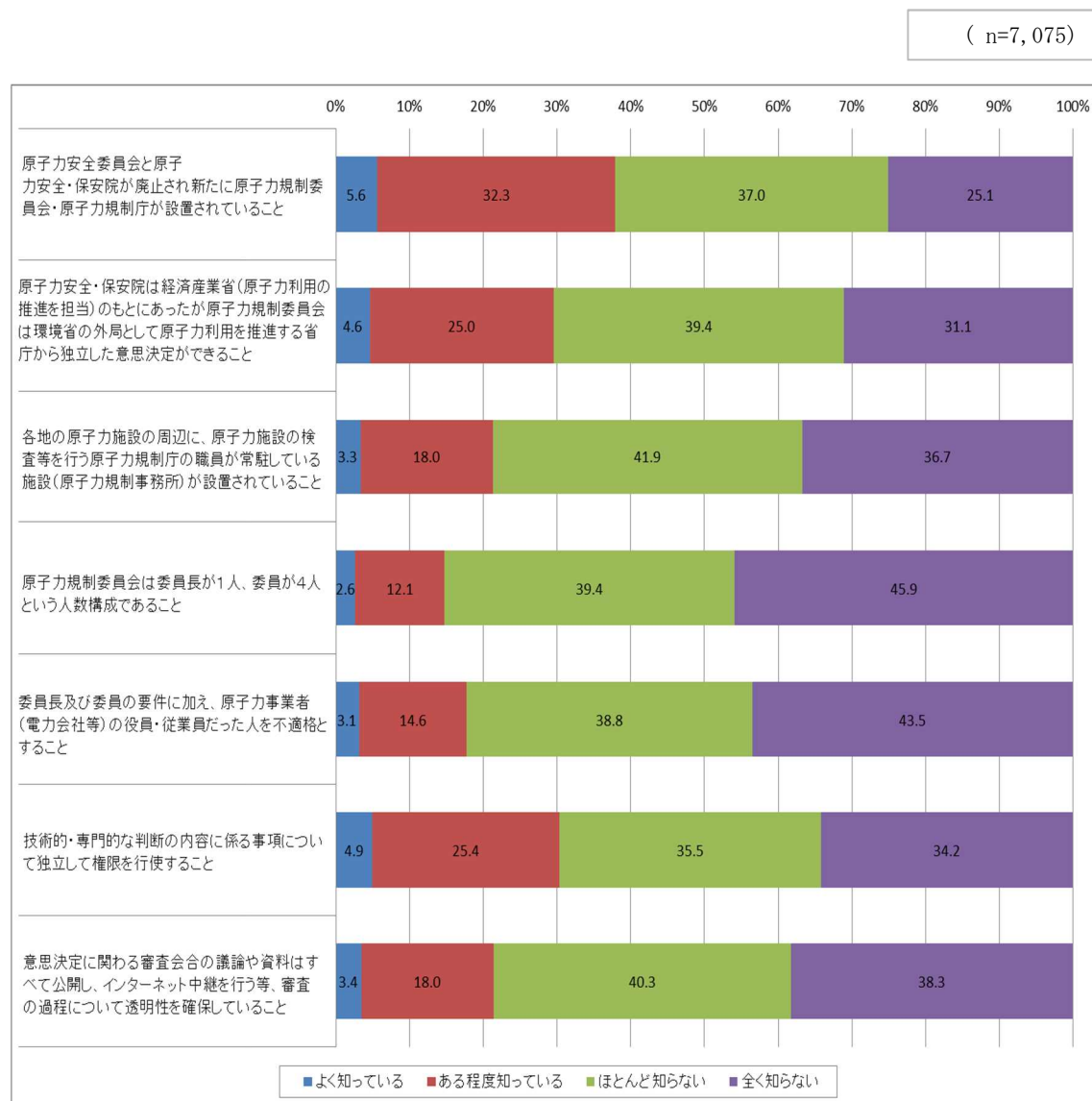


図 3-8 問 1「あなたは、原子力規制委員会等の組織体制について、どの程度知っていますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

図 3-9 は問 2 に対する回答を示す。

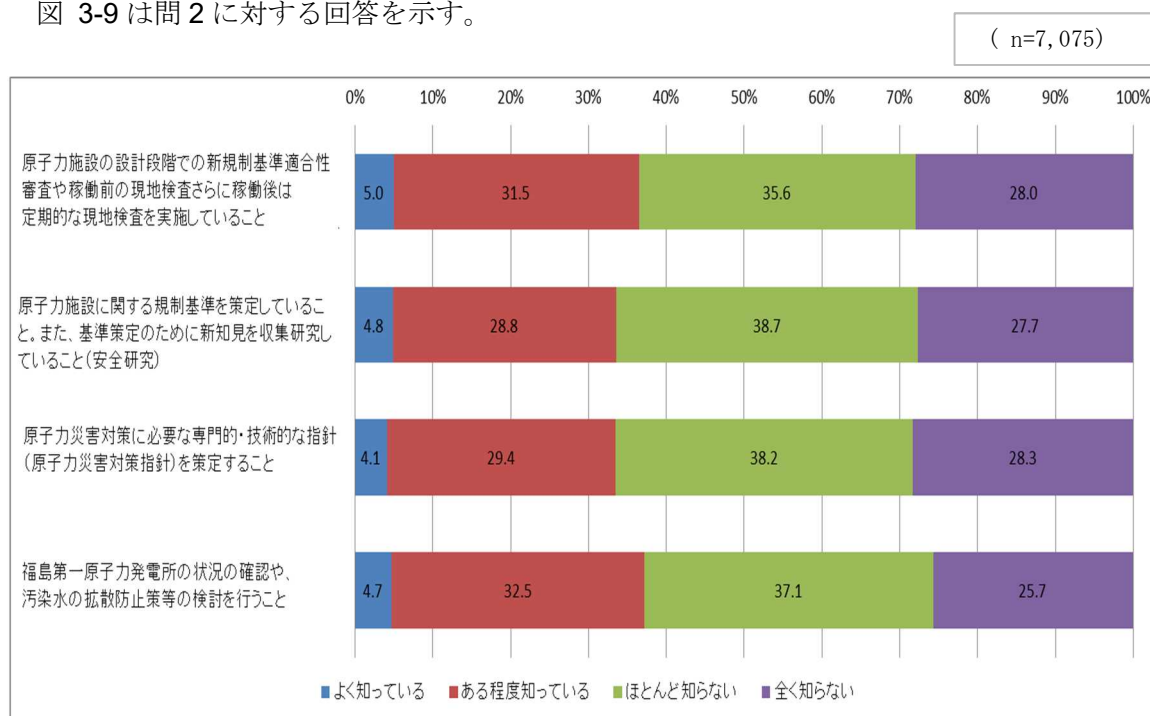


図 3-9 問 2 「原子力規制委員会・原子力規制庁・原子力規制事務所の業務について、どの程度知っていますか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。」の結果（平成 28 年度、47 都道府県）

図 3-10 は問 3 に対する回答を示す。

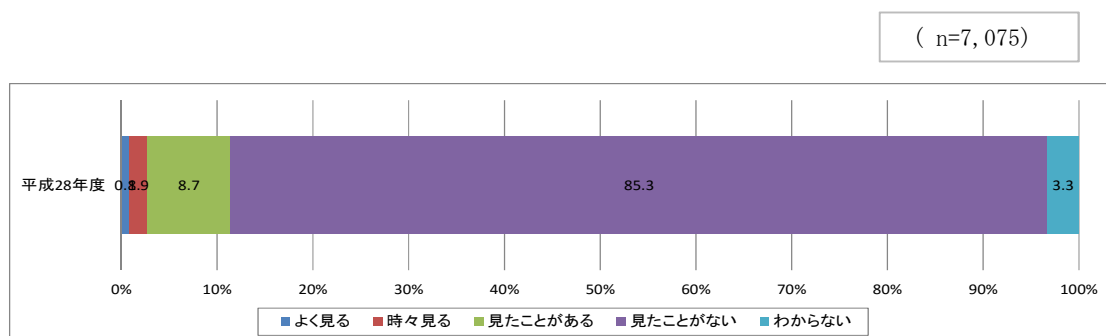


図 3-10 問 3 「あなたは、原子力規制委員会のホームページ（<http://www.nsr.go.jp/>）を見たことがありますか。あてはまるものを 1 つだけお選びください。」の結果（平成 28 年度、47 都道府県）

図 3-11 は問 4 に対する回答を示す。

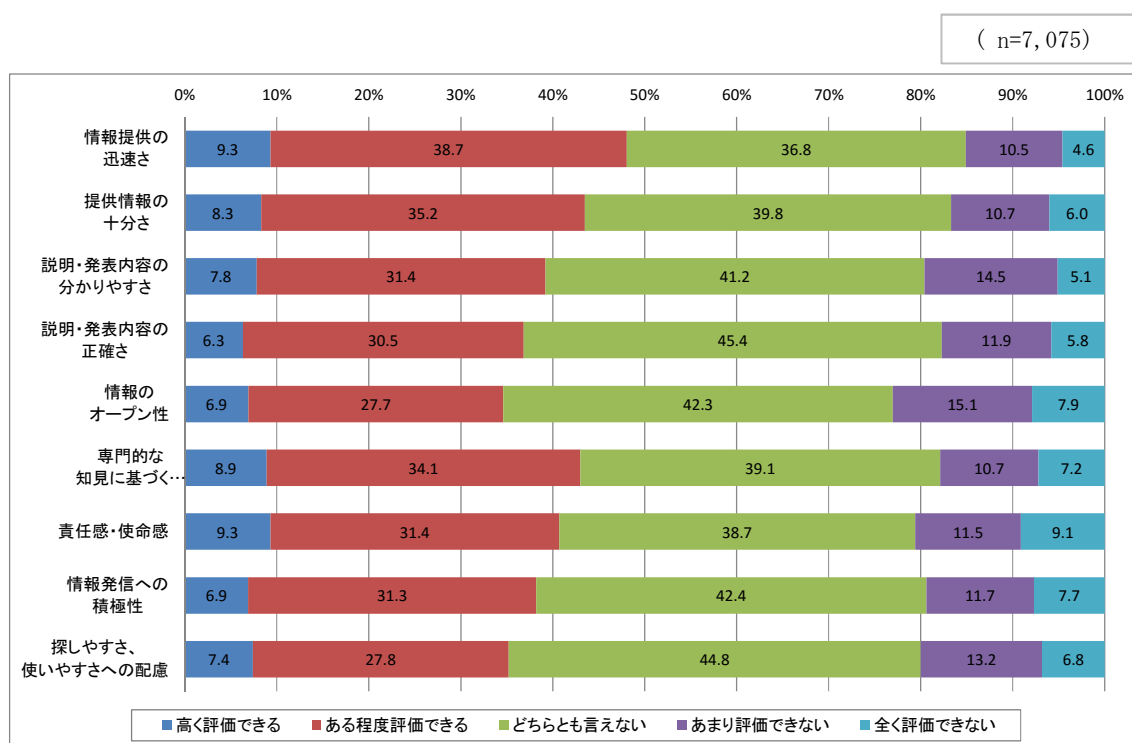


図 3-11 問 4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

図 3-12 は問 5 に対する回答を示す。

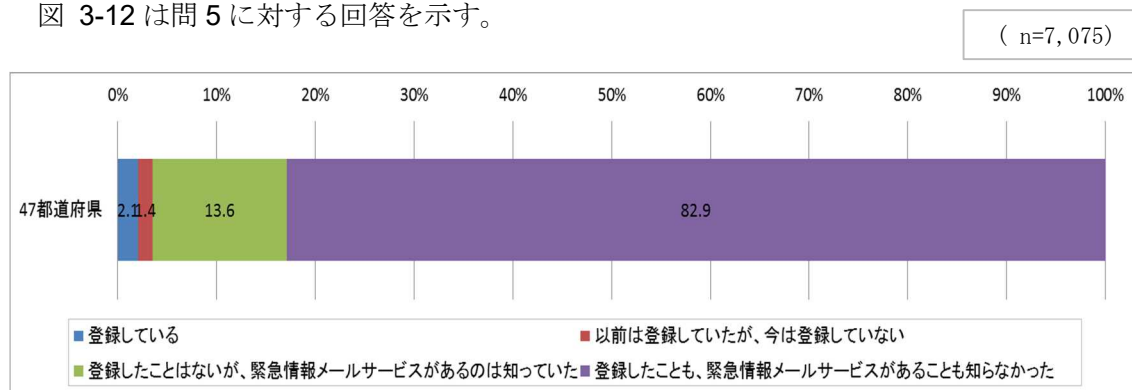


図 3-12 問 5「原子力規制委員会の緊急情報メールサービス (<http://kinkyu.nsr.go.jp/m>) では、原子力施設立地地域で大規模災害等が発生した際、原子力規制委員会から配信登録者に対して、直接、原子力施設の状況やモニタリング情報などの緊急情報を、携帯電話にメールでお知らせしています。(後述のサンプル参照) あなたは原子力規制委員会の緊急情報メールサービスに登録していますか。あてはまるものを 1 つだけお選びください。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

問 6 は、「自治体が実施している自然災害や安全に関する情報を提供するアプリやメール配信サービスなど、登録しているものがあれば記載してください。（記入例：緊急速報「エリアメール」、お住まいの地方自治体が提供する防災メール等。）」という調査であり、回答数が多かったものは以下の通りとなった。

- ・ 携帯電話のキャリアが提供するエリアメール 約 12%
- ・ 自治体の提供する防災メール 約 6%
- ・ NHK ニュース防災、NHK 緊急速報メール NHK ラジオ等 0.12%
- ・ 特に登録していない 約 48%

図 3-13 は問 7 に対する回答を示す。

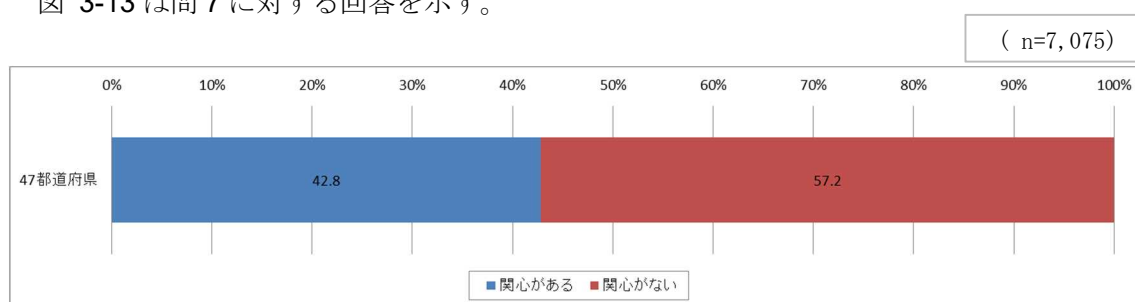


図 3-13 問 7「緊急情報メールサービスにご関心がありますか。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

図 3-14 は問 8 に対する回答を示す。

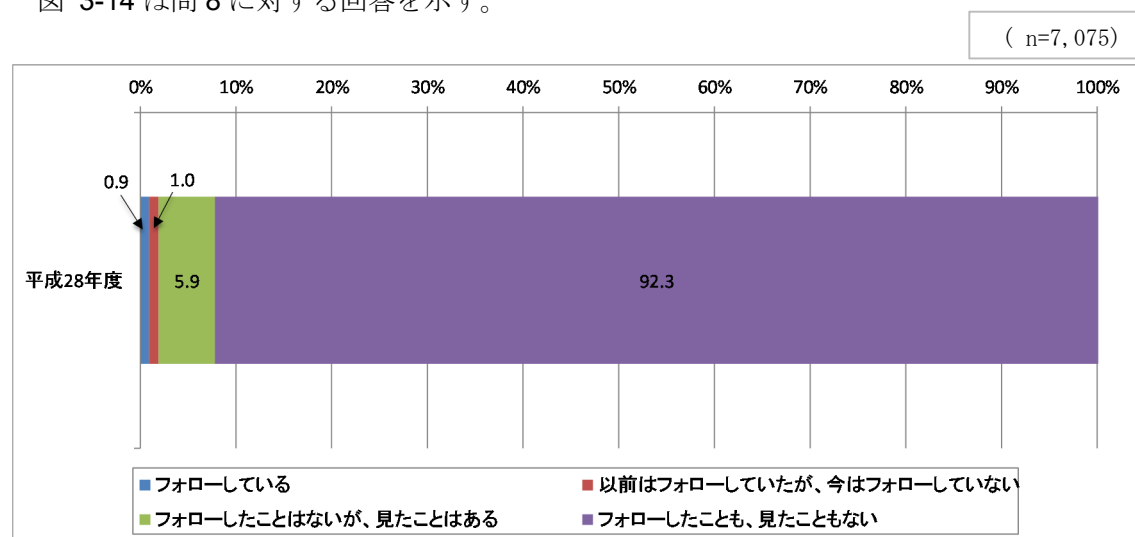


図 3-14 問 8「原子力規制委員会の公式 Twitter (<https://twitter.com/gensiryokukisei>) では、委員会・審査会合・検討会・記者会見等の開催情報、各種会議の資料や議事録の掲載情報等を発信しています。（後述のサンプル参照）あなたは、原子力規制委員会の公式 Twitter をフォローしていますか。あてはまるものを 1 つだけお選びください。」の結果（平成 28 年度、47 都道府県）

図 3-15 は問 9 に対する回答を示す。

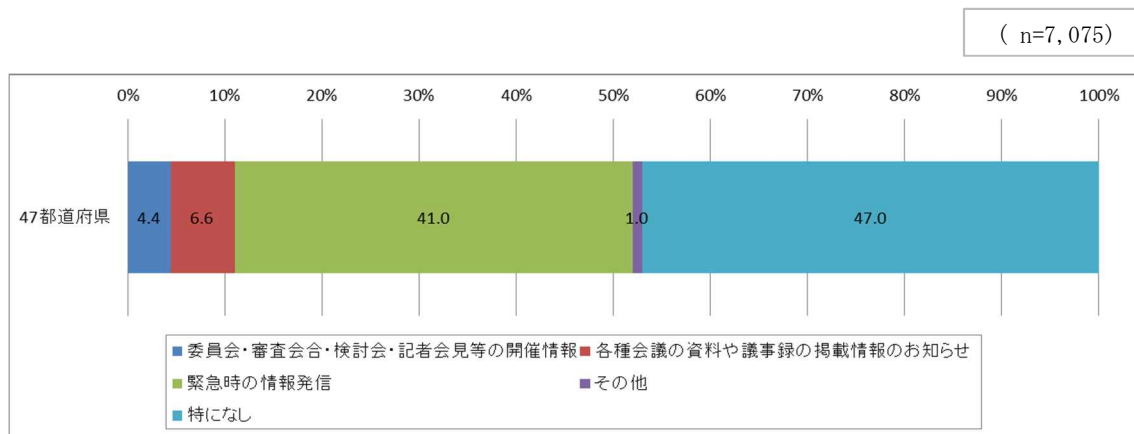


図 3-15 問 9「今後、原子力規制委員会の公式 Twitter に対して、特に期待することを 1 つお選びください。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

図 3-16 は問 10 に対する回答を示す。同図に示すように、「説明・発表内容の分かりやすさ」、「情報のオープン性」について、「あまり評価できない」、「全く評価できない」とする回答が他の項目より多い結果となった。

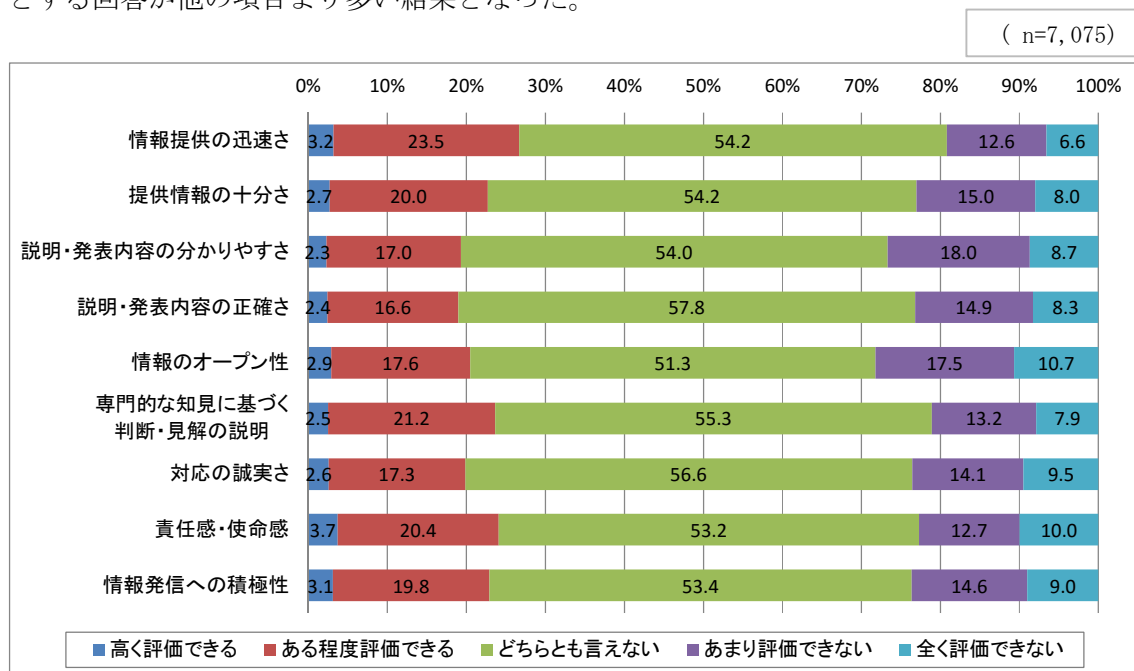


図 3-16 問 10「原子力規制委員会の情報提供のあり方全般について、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

図 3-17 は問 11 に対する回答を示す。

(n=7, 075)

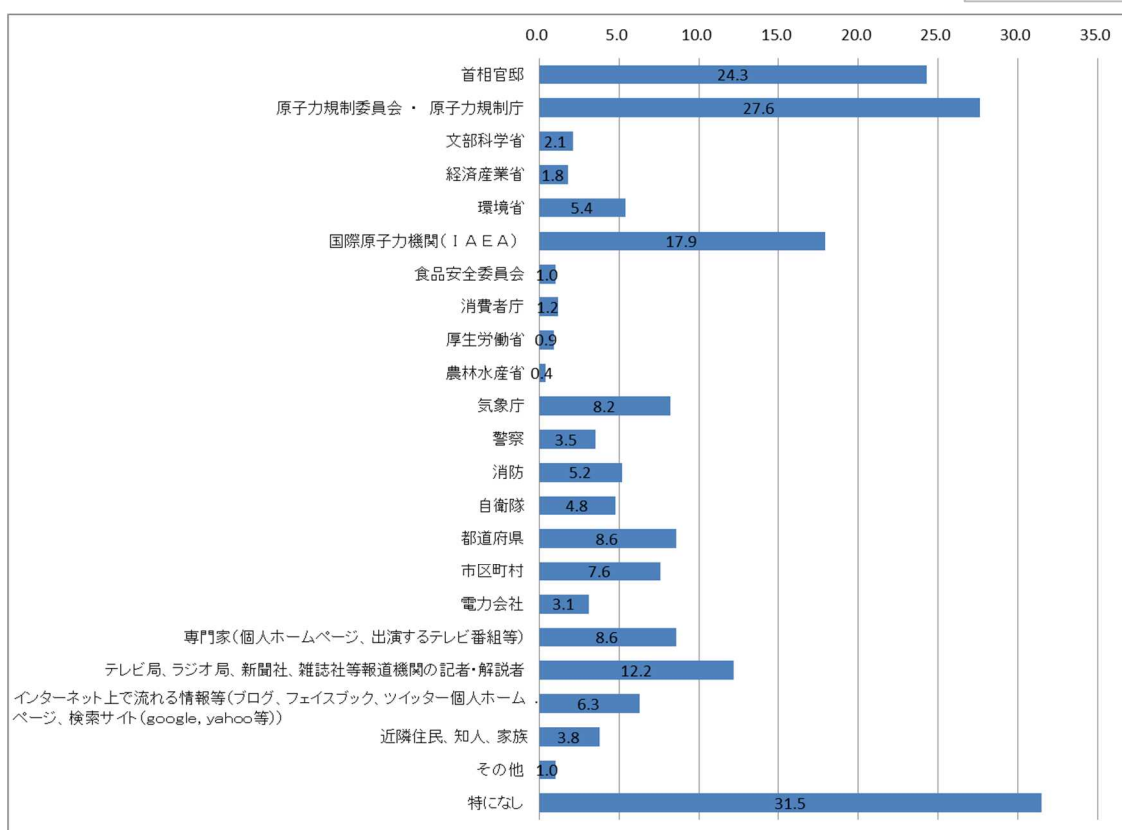


図 3-17 問 11「原子力に関する情報の発信源として、最も信頼するものはどれですか。お気持ちに近いものを3つお選びください。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

図 3-18 は問 12 に対する回答を示す。同図に示すように、「原子力施設の安全審査の状況や運転状況」、「原子力施設のトラブルに関する情報」、「緊急時における原子力施設や防災対策に関する情報」、「福島第一原子力発電所の状況の確認や汚染水等の拡散防止策等の検討」といった項目について関心が高い結果となった。

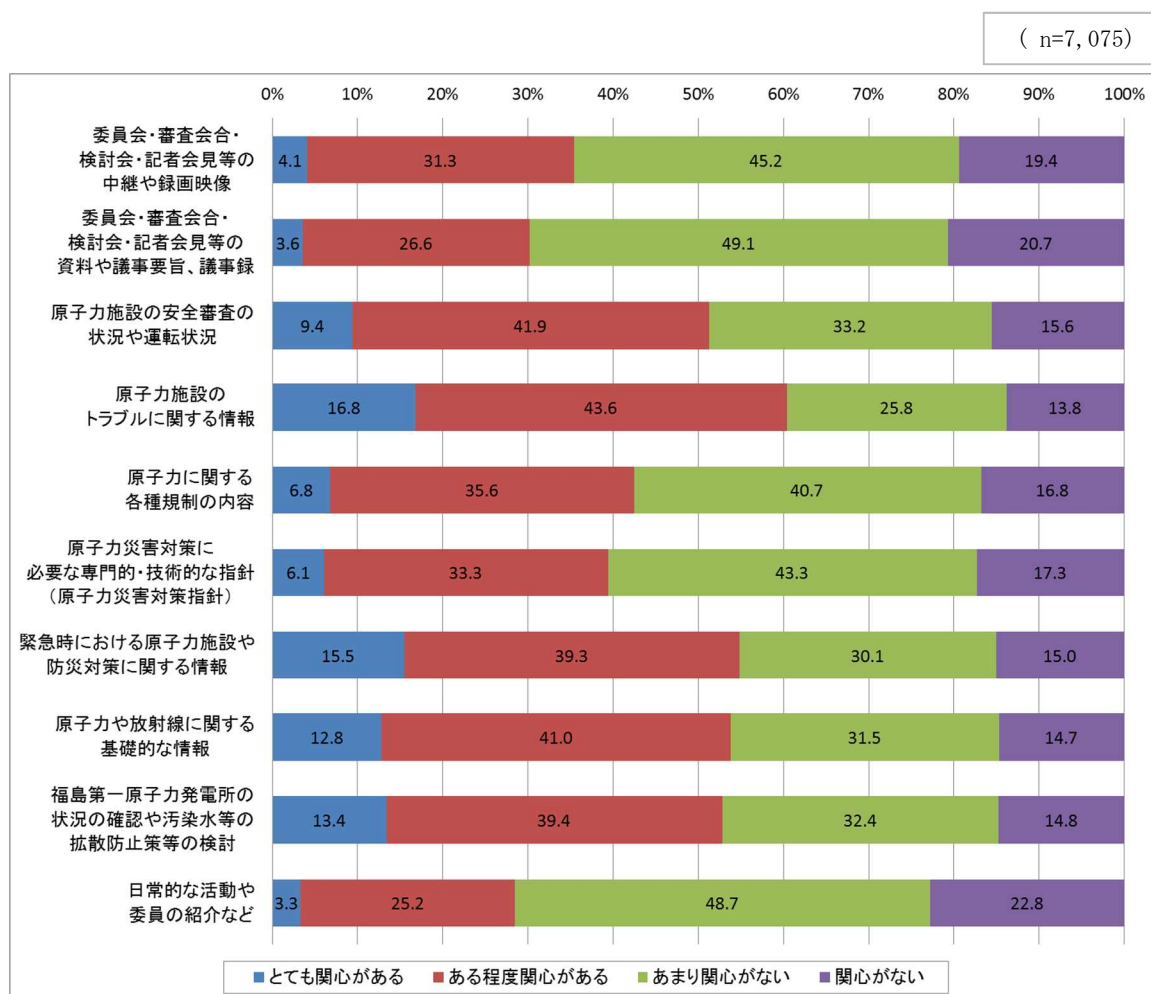


図 3-18 問 12「原子力規制委員会・原子力規制庁・原子力規制事務所からの情報提供について、どの程度ご関心がありますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

図 3-19 は問 13 に対する回答を示す。

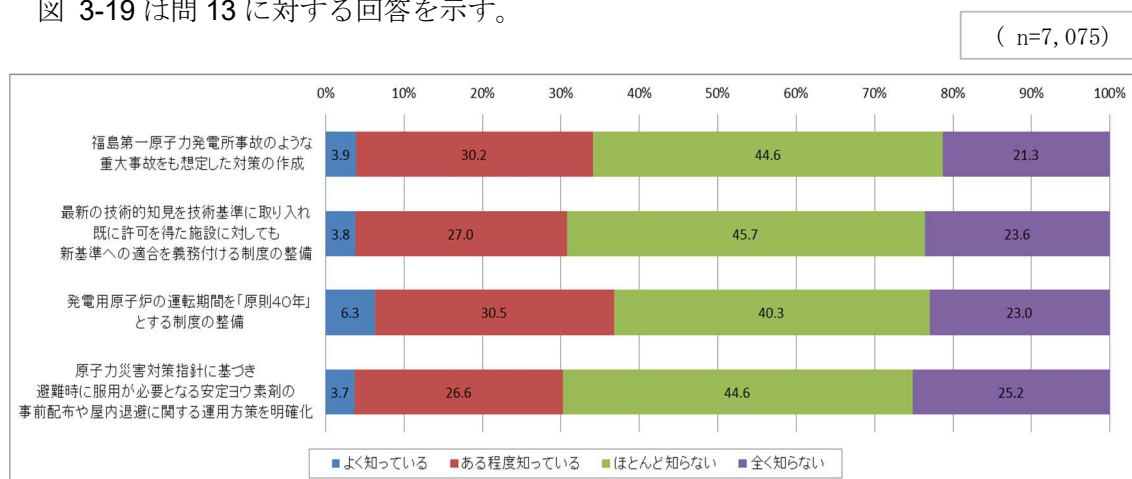


図 3-19 問 13「福島第一原子力発電所事故のあとに、全国の原子力発電所に対してとられた以下のような安全対策についてご存知ですか？」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

図 3-20 は問 14 に対する回答を示す。

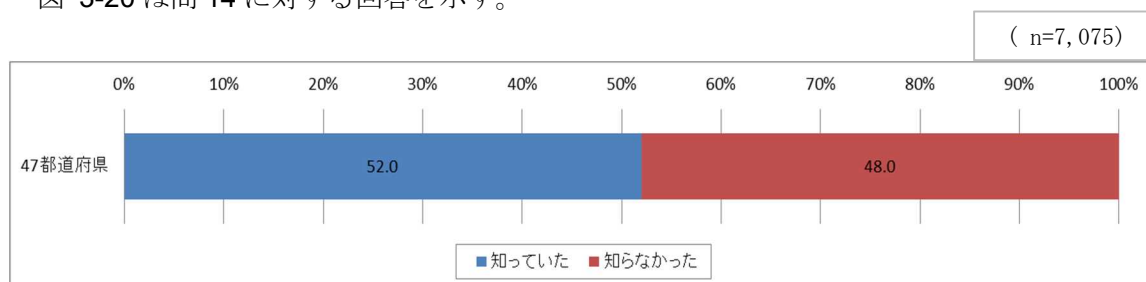


図 3-20 問 14「熊本地震が発生した際、原子力規制委員会は鹿児島の川内原子力発電所を停止する必要があるとの見解を示しましたが、そのことをご存知でしたか」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

図 3-21 は問 15 に対する回答を示す。

(n=7, 075)

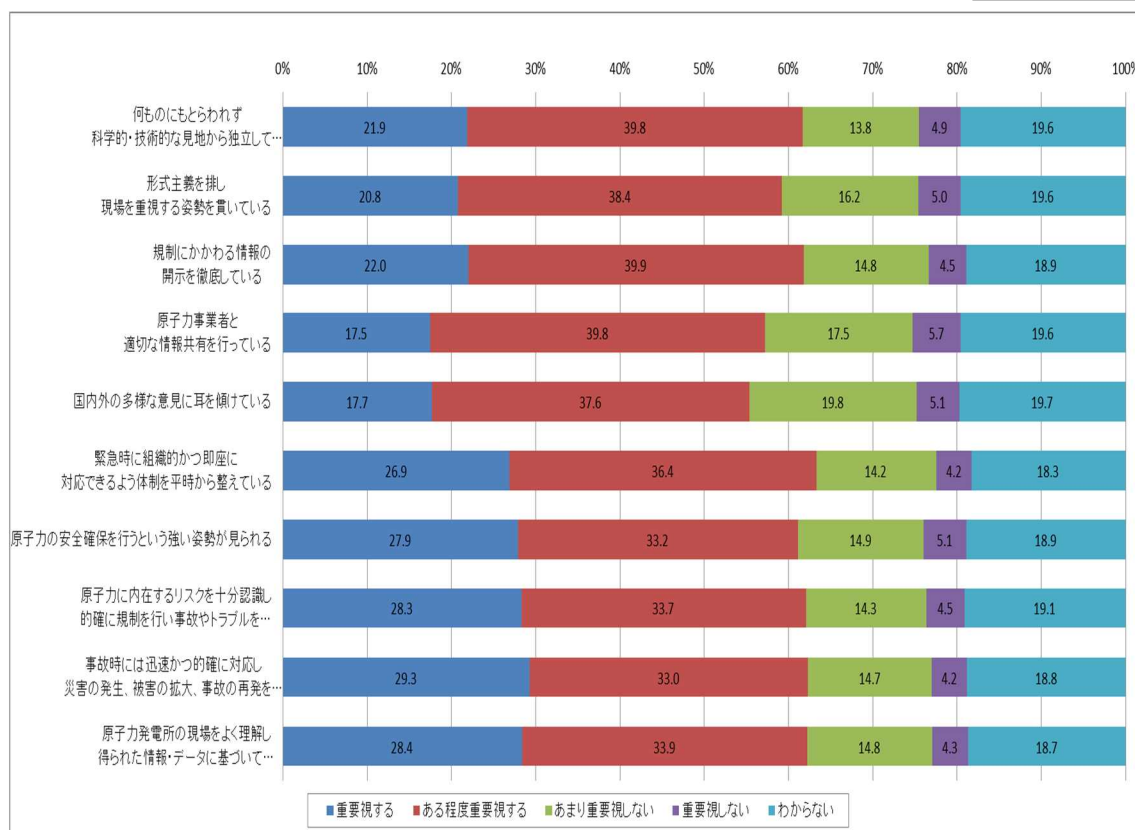


図 3-21 問 15「熊本地震のような地震が発生したときでも原子力発電所を止めなくても良いという情報を発信するときに、その情報に納得感を持ってもらうために原子力規制委員会・原子力規制庁がとるべき姿勢として重要視されるものはどれでしょうか。」の結果（平成 28 年度、47 都道府県）

図 3-22 は問 16 に対する回答を示す。同図に示すように、選択肢にあげた用語については、いずれも何らかの解説が求められている結果となった。

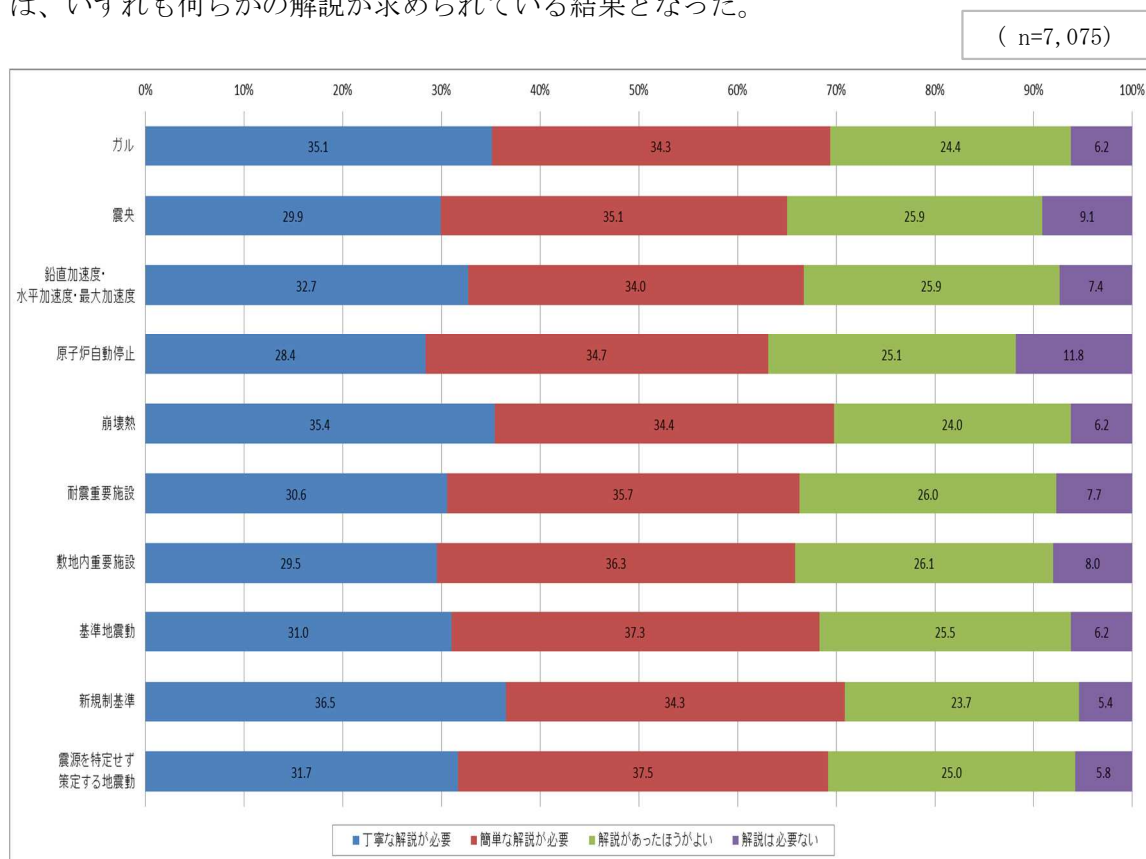


図 3-22 問 16「以下は原子力規制委員会・原子力規制庁が原子力発電所の安全性を説明する上で必要となる用語です。これらのうち、解説がないと意味がわからないものについて教えてください。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

図 3-23 は問 17 に対する回答を示す。

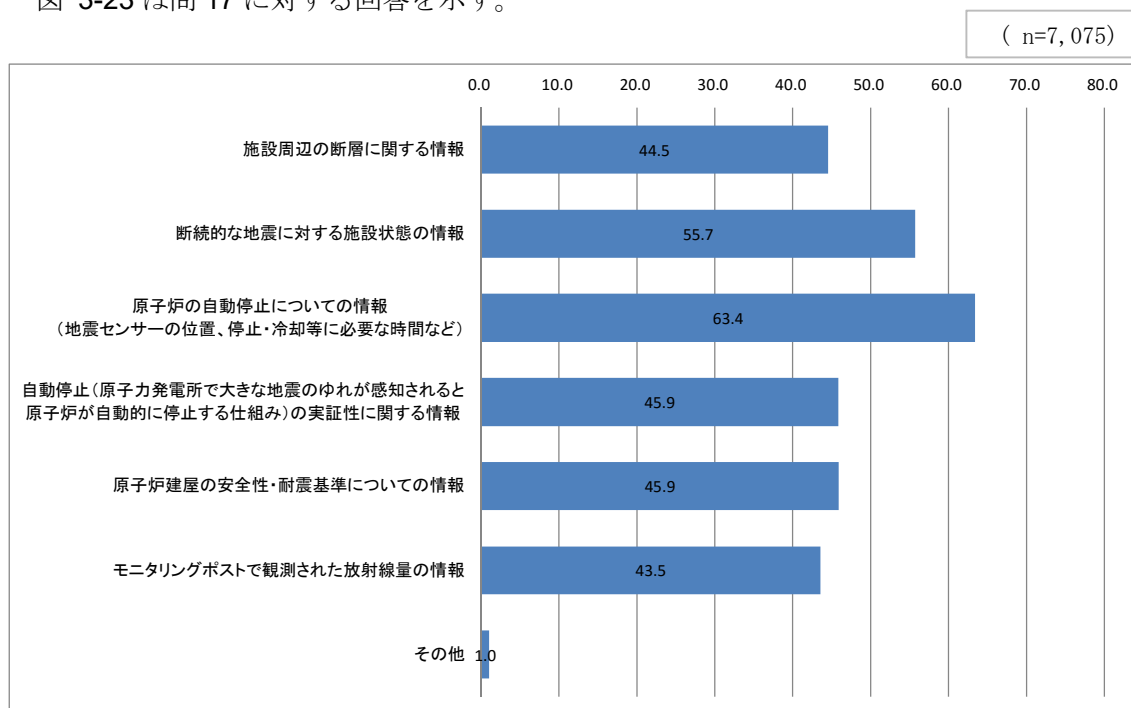


図 3-23 問 17「熊本地震を踏まえ、今後大きな地震が発生したときに原子力規制委員会・原子力規制庁に発信してほしいと思う原子力発電所の安全性に関連する情報はどのようなものがありますか。特に必要なものを3つ選択してください。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

図 3-24 は問 18 に対する回答を示す。同図に示すようにテレビを介した情報発信に関するニーズが高い調査結果が得られた。

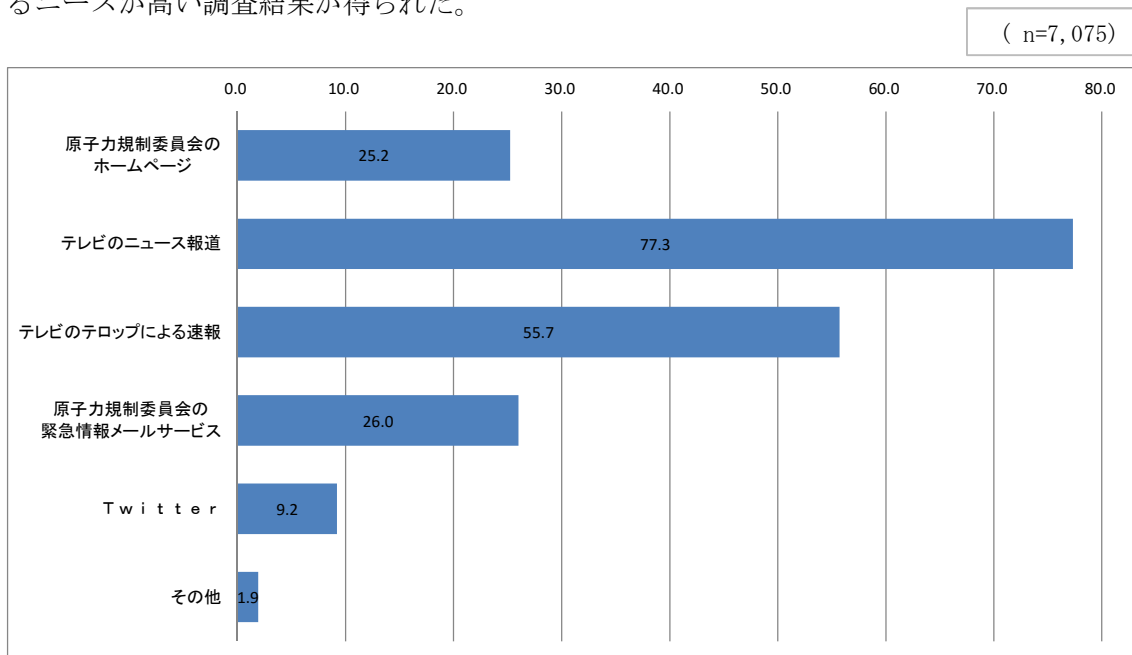


図 3-24 問 18「今後、原子力発電所の近くで熊本地震のような大きな地震が発生したとき、原子力規制委員会・原子力規制庁から発信される情報をどのような手段を通じて入手したいですか。該当するものをすべて選択してください。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県)

3.2.3 調査結果（地域間での比較）

本項では地域間の比較を実施した。今年度は 2016 年 4 月 14 日に発生した熊本地震とそれに対する原子力規制庁の取り組みに焦点を当てた比較を行うため、熊本県と熊本以外の都道府県との比較を実施した。以下に、違いが顕著に出た結果を示す。

問 14「熊本地震が発生した際、原子力規制委員会は鹿児島県の川内原子力発電所を停止する必要がないとの見解を示しましたが、そのことをご存知でしたか。」という問に対する回答結果の地域間での比較を図 3-25 に示す。

川内原子力発電所のある鹿児島県における認知度が高く、それに次いで熊本県での認知度も高いものとなった。川内原発の安全性に関する関心は熊本県特有のものではなく、原子力発電所と近い場所での関心が強いことが示された。

また、他の地域の結果には大きな差異は見られなかった。

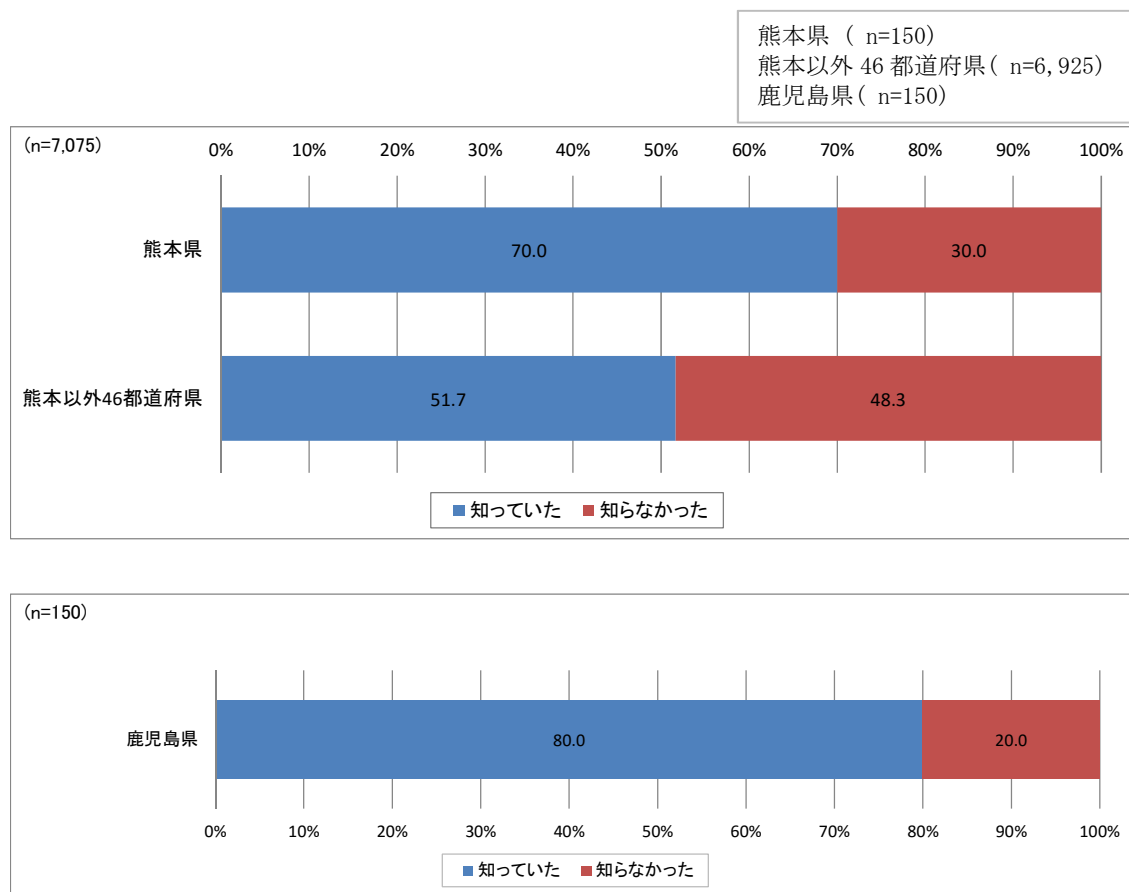


図 3-25 問 14「熊本地震が発生した際、原子力規制委員会は鹿児島の川内原子力発電所を停止する必要があるとの見解を示しましたが、そのことをご存知でしたか。」という問に対する回答の地域間での比較
(平成 28 年度、熊本県、熊本以外 46 都道府県、鹿児島県)

問 4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。」という問に対する回答の地域間での比較を図 3-26 に示す。

「情報提供の迅速さ」、「説明・発表内容の正確さ」、「責任感・使命感」、「情報発信への積極性」といった項目につき、他の都道府県よりも熊本県における評価が高い結果となり、原子力規制庁による情報発信は熊本県の方々には届いているという結果が示された。

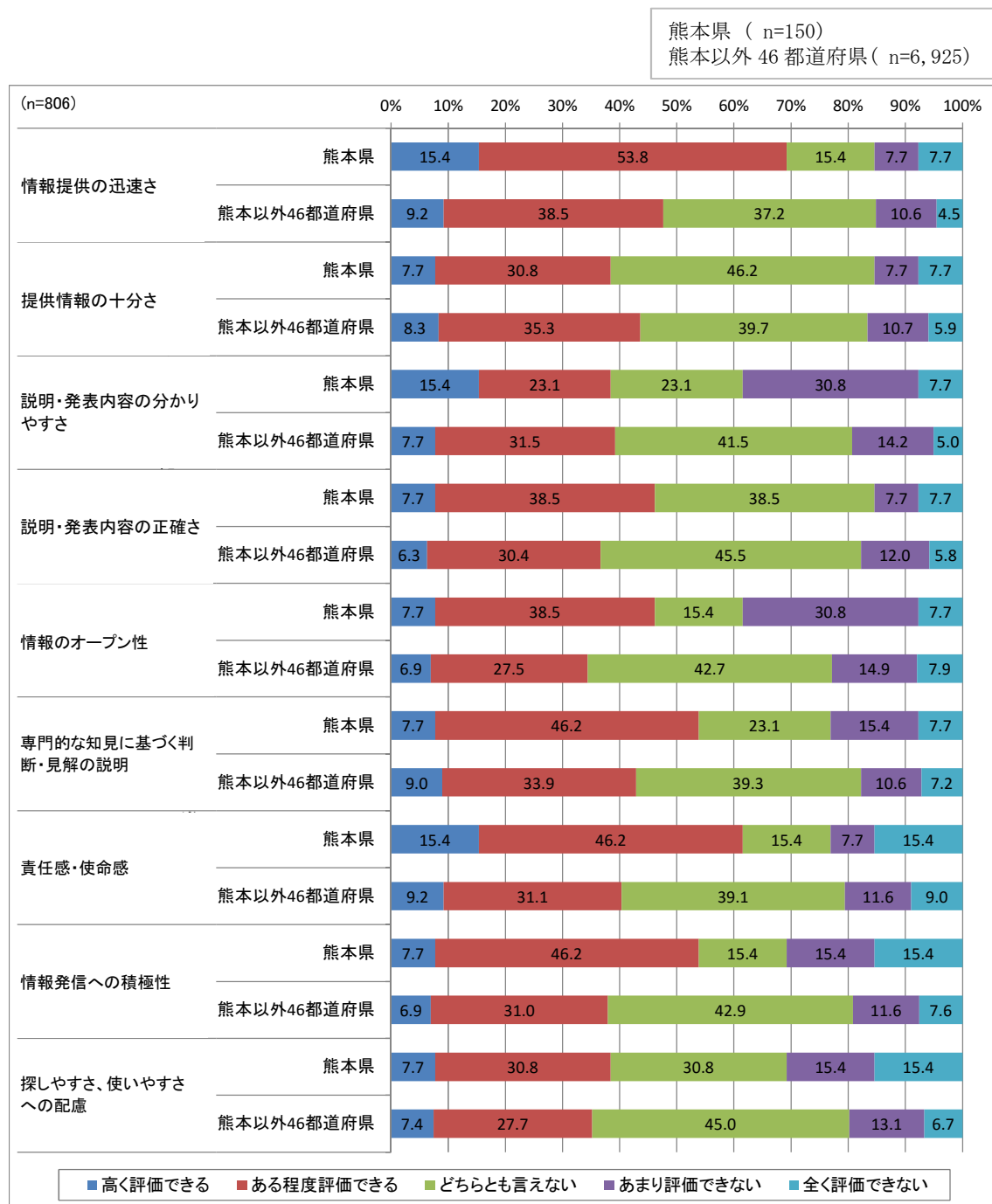


図 3-26 問4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」という問に対する回答の地域間での比較
 (平成28年度、熊本県、熊本以外46都道府県)

問17「熊本地震を踏まえ、今後大きな地震が発生したときに原子力規制委員会・原子力規制庁に発信してほしいと思う原子力発電所の安全性に関連する情報はどのようなものがありますか。特に必要なものを3つ選択してください。」という問に対する回答の地域間

での比較を図 3-27 に示す。

「施設周辺の断層に関する情報」、「原子炉建屋の安全性・耐震基準についての情報」の選択割合が、熊本県において他の都道府県よりも多い結果となった。

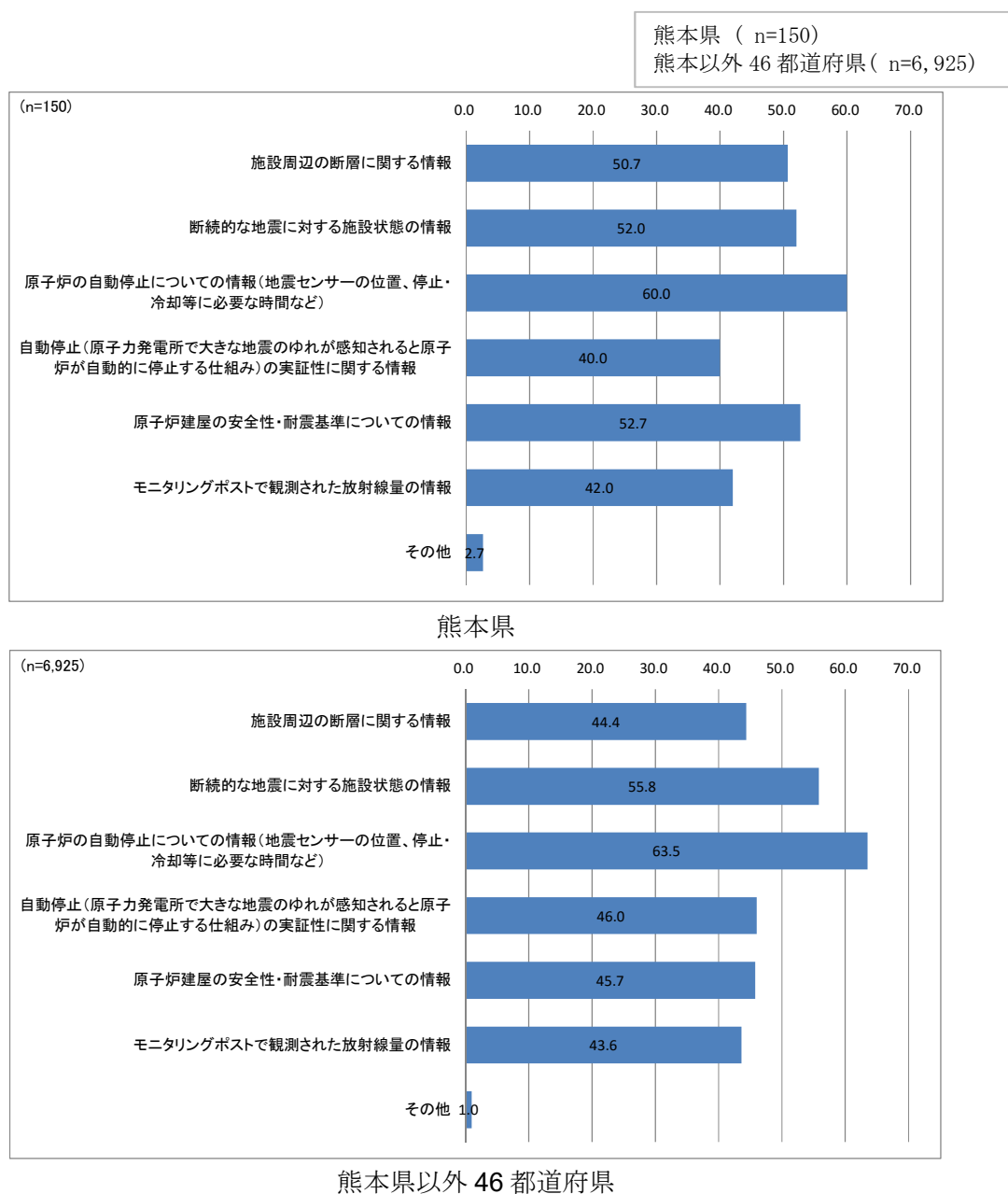


図 3-27 問 17「熊本地震を踏まえ、今後大きな地震が発生したときに原子力規制委員会・原子力規制庁に発信してほしいと思う原子力発電所の安全性に関連する情報はどのようなものがありますか。特に必要なものを3つ選択してください。」という問に対する回答の地域間での比較
(平成 28 年度、熊本県、熊本以外 46 都道府県)

「原子力施設立地・周辺自治体住民」と「電力消費地域住民」および「47 都道府県」という 3 地域間の比較も実施した。ほとんどの設問の回答数に違いは見られなかったが、以下の設問では、結果に違いが見られた。

問 4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。」という問に対する回答の地域間での比較を図 3-28 に示す。ここではほとんどすべての項目について、「高く評価できる」、「ある程度評価できる」という選択割合が電力消費地域住民において多い結果となっている。

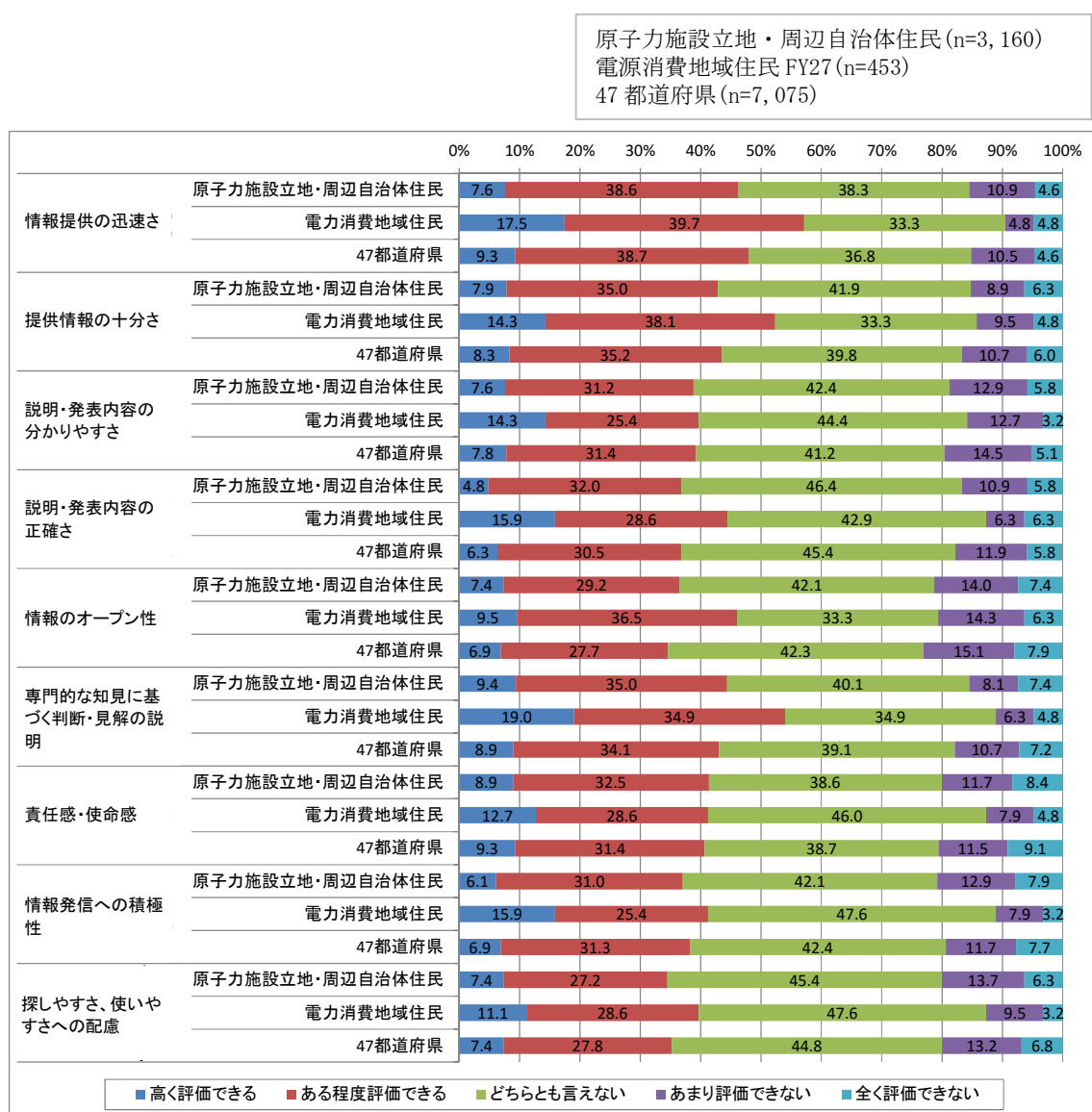


図 3-28 問 4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。」という問に対する回答の地域間での比較
(平成 28 年度、原子力施設立地・周辺自治体住民、電力消費地域住民、47 都道府県)

3.2.4 調査結果（過年度との比較）

本項では平成 25 年度および平成 27 年度に実施した Web アンケート調査の結果と今年度の結果の比較を行った。今年度の Web アンケート調査においては、設問及び設問文の見直しや対象区分の拡大を行っているため、過年度のアンケートとの対応付けが可能な一部の設問について、原子力施設立地・周辺自治体住民及び電力消費地域住民の結果を比較することとした。

以下に、違いが顕著に出た結果を示す。

問 3「あなたは、原子力規制委員会のホームページ（<http://www.nsr.go.jp/>）を見たことがありますか。あてはまるものを 1 つだけお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化を図 3-29、図 3-30 に示す。

どちらの地域においても平成 25 年度にくらべて平成 27 年度は「よく見る」、「時々見る」、「見たことがある」という選択肢の回答割合が減少し、平成 28 年度において微増している。

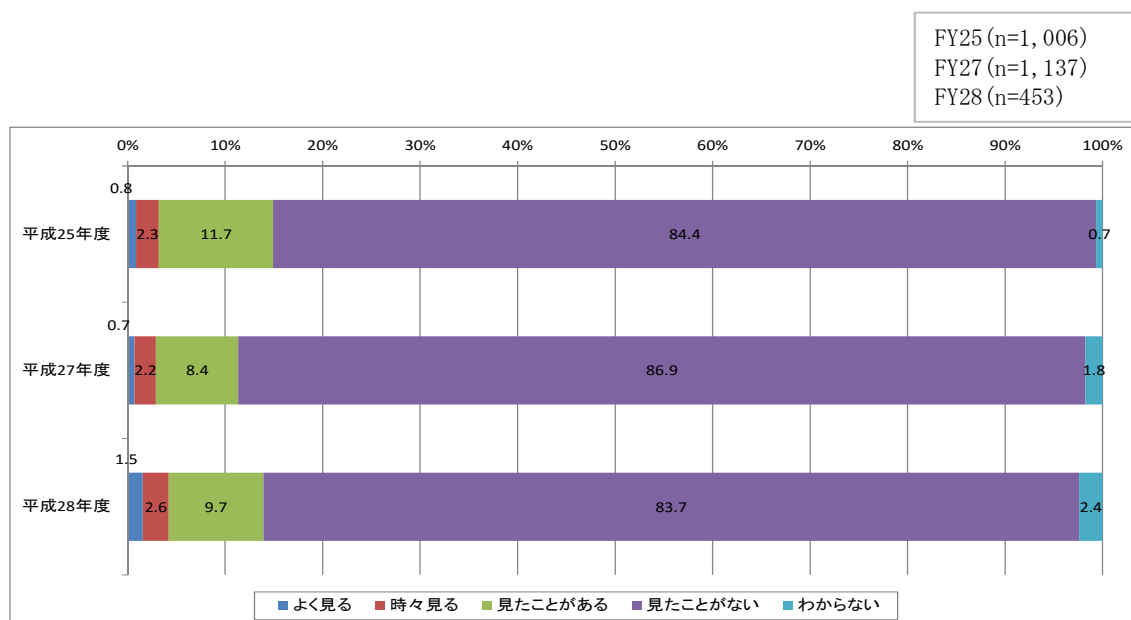


図 3-29 問 3「あなたは、原子力規制委員会のホームページ（<http://www.nsr.go.jp/>）を見たことがありますか。あてはまるものを 1 つだけお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化
（平成 25 年度、平成 27 年度、平成 28 年度、電力消費地域住民）

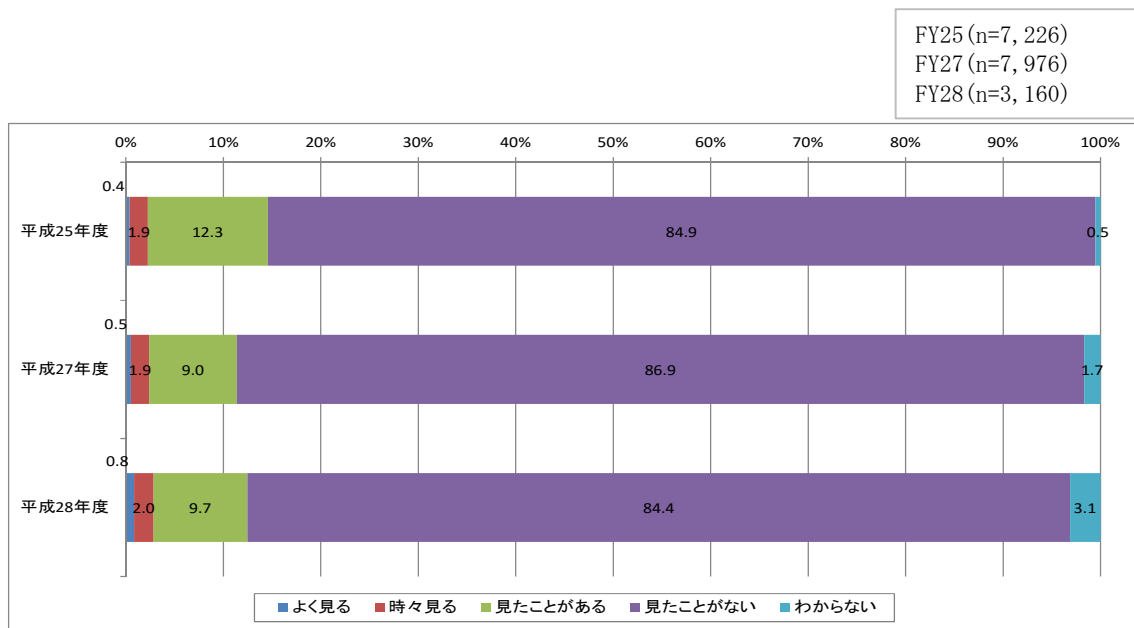


図 3-30 問3「あなたは、原子力規制委員会のホームページ（<http://www.nsr.go.jp/>）を見たことがありますか。あてはまるものを1つだけお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化
（平成25年度、平成27年度、平成28年度、原子力施設立地・周辺自治体住民）

問4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化を図3-31および図3-32に示す。特に電力消費地において、平成28年度に「高く評価できる」、「ある程度評価できる」とした割合が増加している。

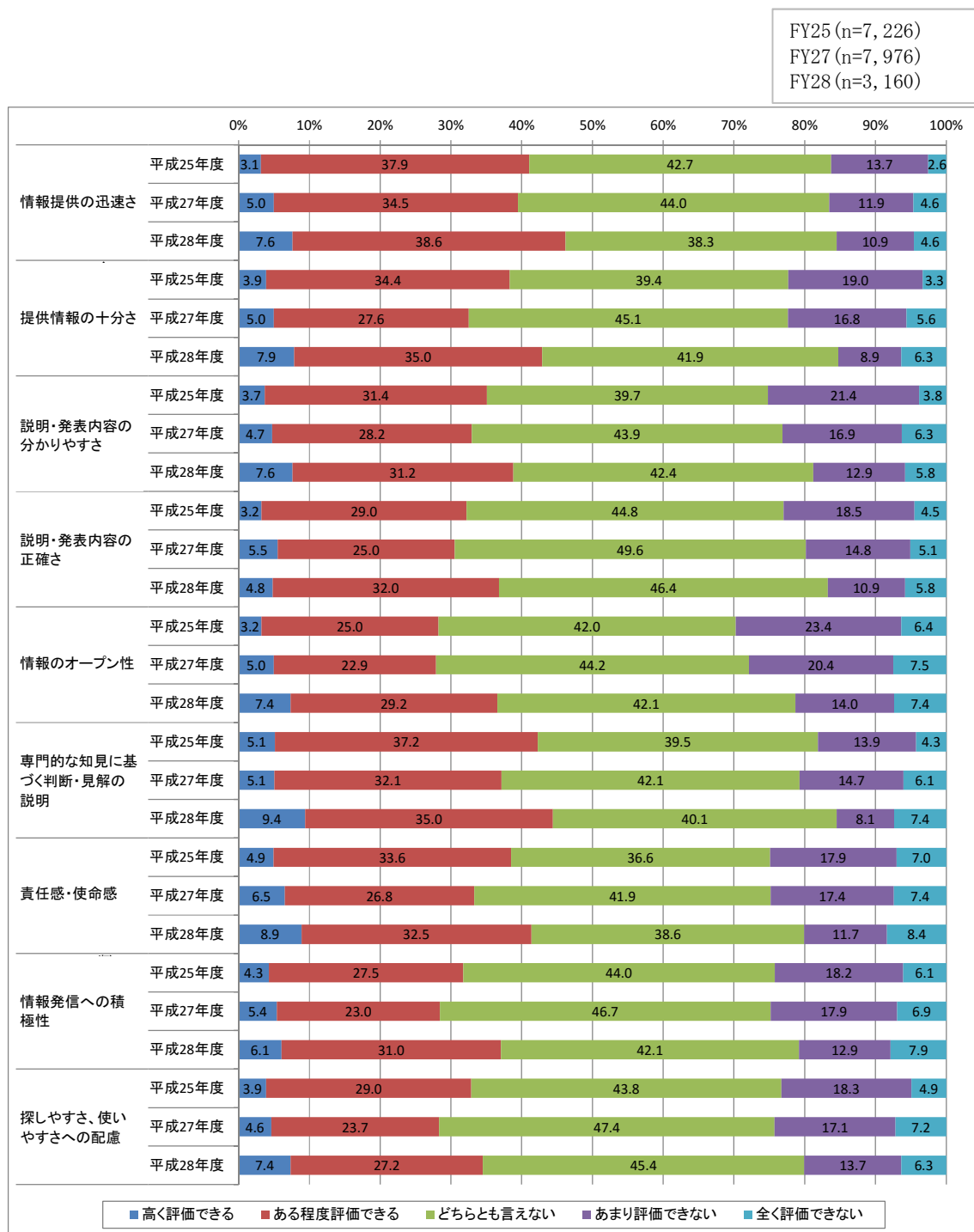


図 3-31 問4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化

(平成25年度、平成27年度、平成28年度、原子力施設立地・周辺自治体住民)

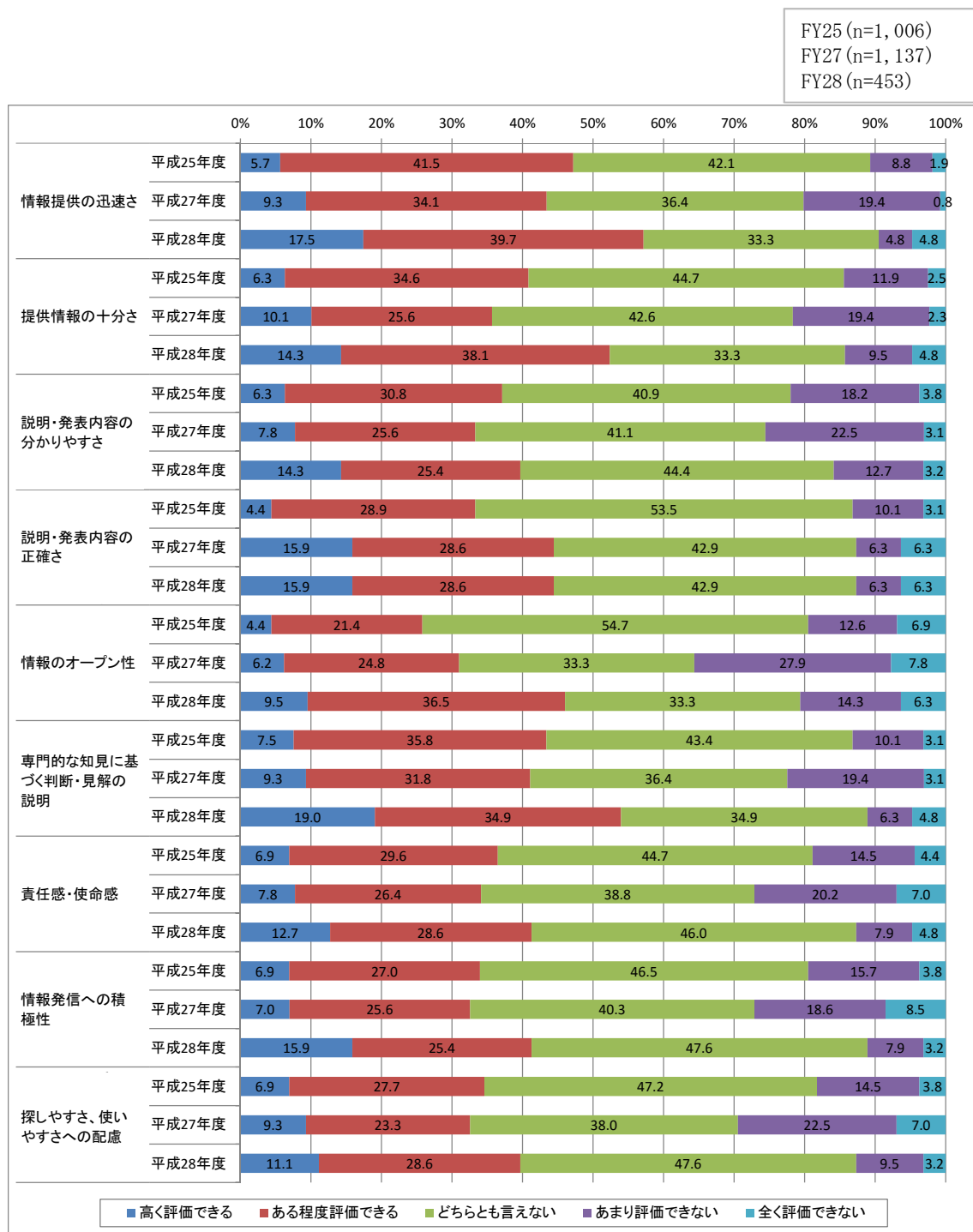


図 3-32 問4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化
(平成25年度、平成27年度、平成28年度、電力消費地域住民)

問 5「原子力規制委員会の緊急情報メールサービス (<http://kinkyu.nsr.go.jp/m>) では、原子力施設立地地域で大規模災害等が発生した際、原子力規制委員会から配信登録者に対して、直接、原子力施設の状況やモニタリング情報などの緊急情報を、携帯電話にメールでお知らせしています。(後述のサンプル参照) あなたは原子力規制委員会の緊急情報メールサービスに登録していますか。あてはまるものを1つだけお選びください。」という問に対する平成 27 年度と平成 28 年度の比較を図 3-33 に示す。

同図に示すように、結果にあまり差は見られなかった。

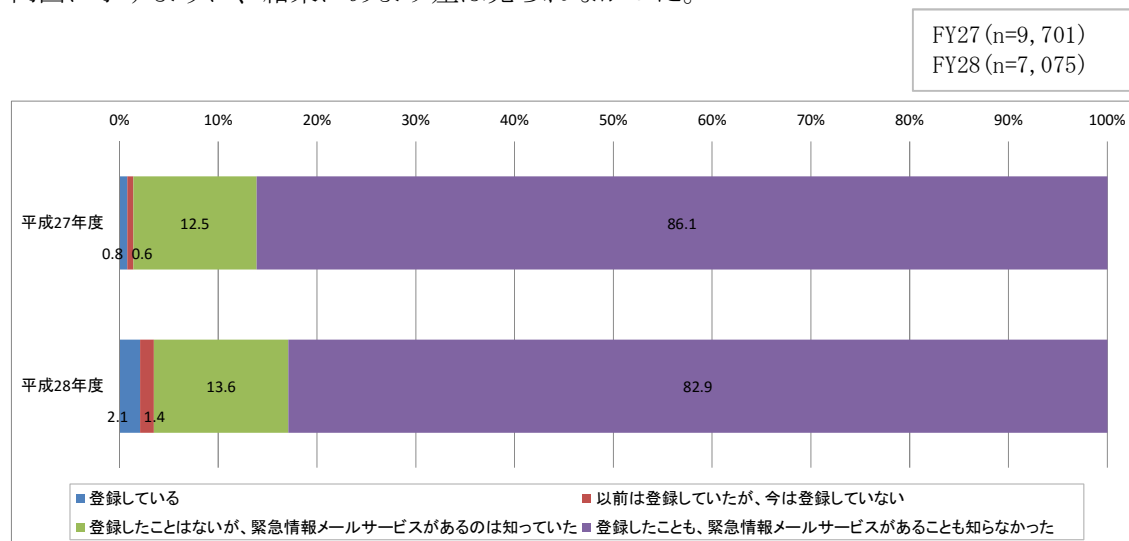


図 3-33 問 5「あなたは原子力規制委員会の緊急情報メールサービスに登録していますか。」という問に対する回答結果の経年変化
(平成 27 年度、平成 28 年度、47 都道府県)

問 8「原子力規制委員会の公式 Twitter (<https://twitter.com/gensiryokukisei>) では、委員会・審査会合・検討会・記者会見等の開催情報、各種会議の資料や議事録の掲載情報等を発信しています。（後述のサンプル参照）あなたは、原子力規制委員会の公式 Twitter をフォローしていますか。あてはまるものを1つだけお選びください。」という問に対する平成27年度と平成28年度の比較を図 3-34 に示す。

同図に示すように、結果にあまり差はみられなかった。

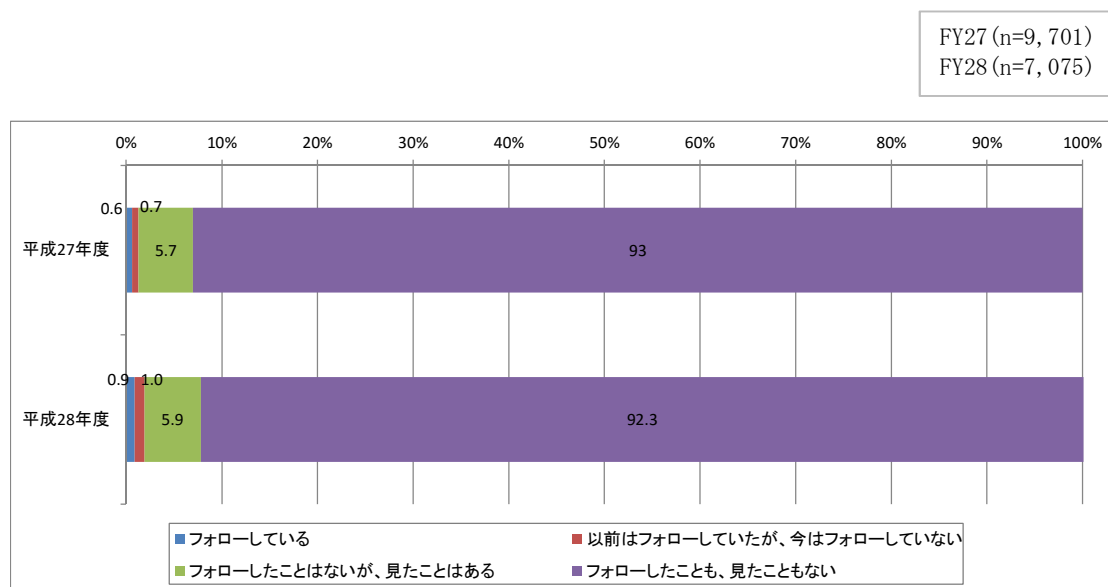


図 3-34 問 8「あなたは、原子力規制委員会の公式 Twitter をフォローしていますか。あてはまるものを1つだけお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化（平成27年度、平成28年度、47都道府県）

問 9「今後、原子力規制委員会の公式 Twitter に対して、特に期待することを 1 つお選びください。」という問に対する平成 27 年度と平成 28 年度の比較を図 3-35 に示す。
結果に大きな差は見られなかった。

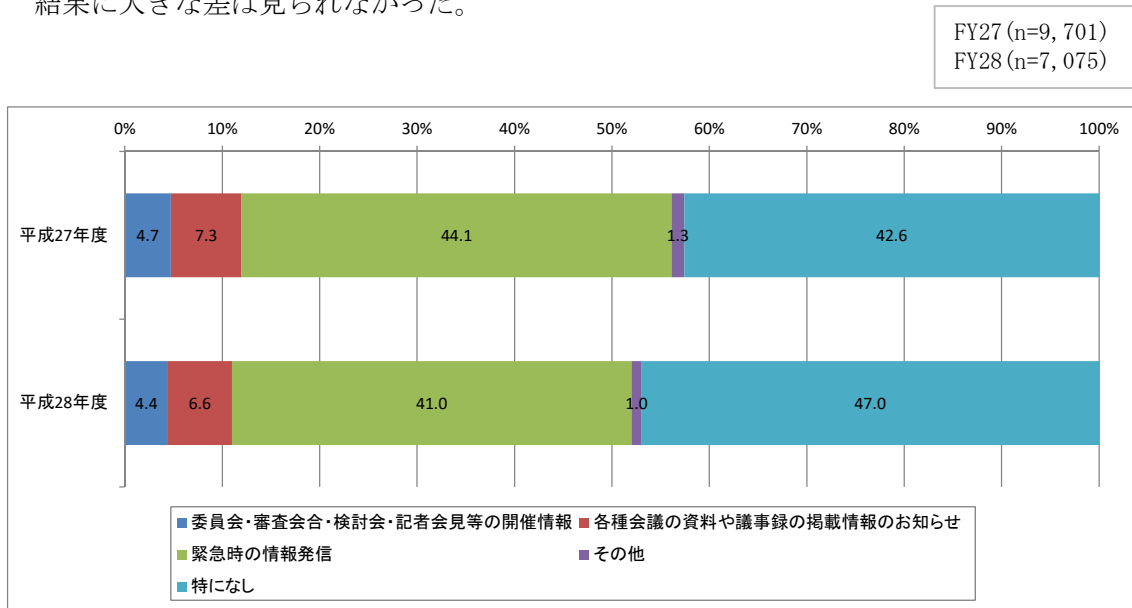


図 3-35 問 9「今後、原子力規制委員会の公式 Twitter に対して、特に期待することを 1 つお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化
(平成 27 年度、平成 28 年度、47 都道府県)

問 10「原子力規制委員会の情報提供のあり方全般について、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」という問に対する過年度との比較を図 3-36、図 3-37 に示す。

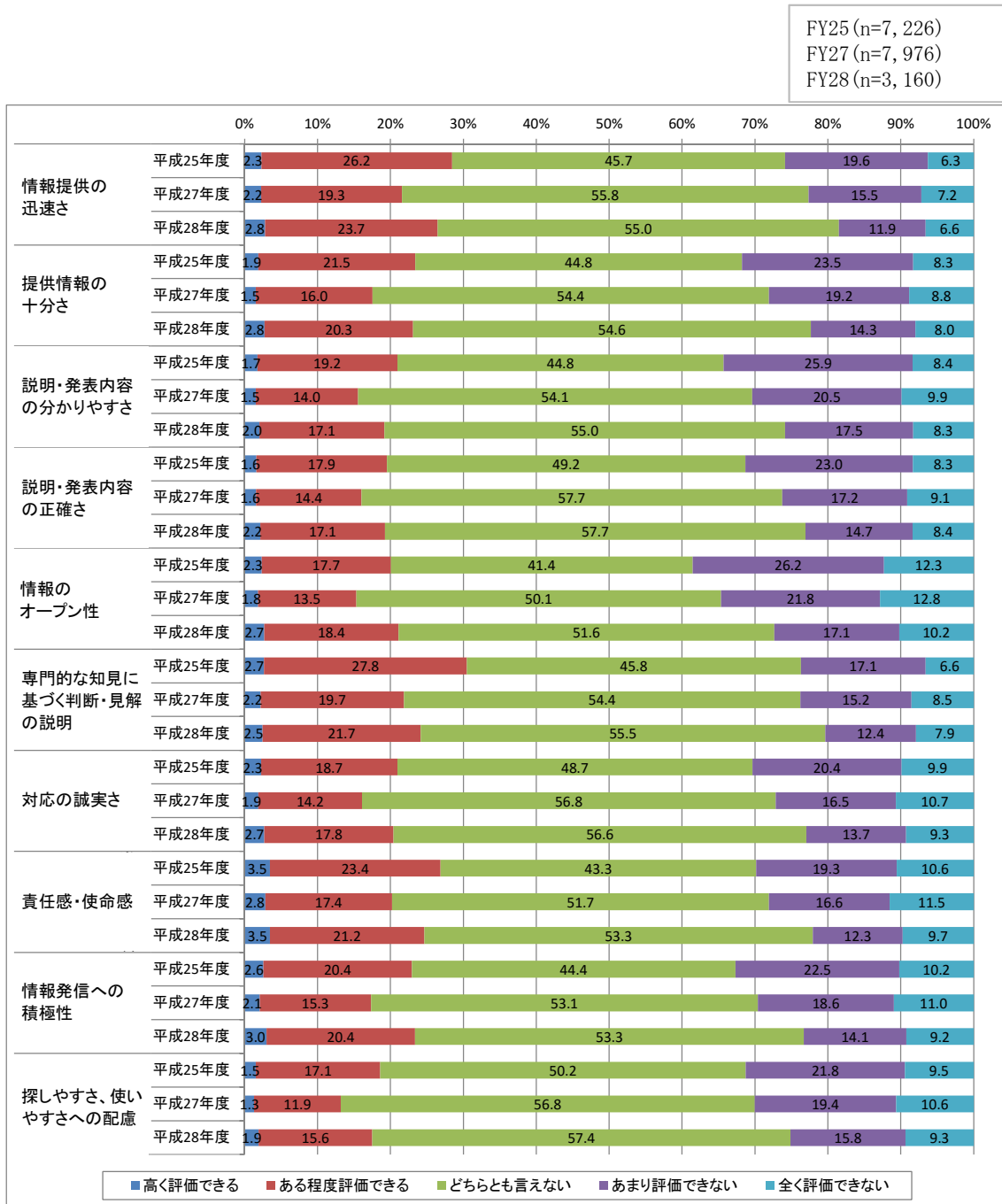


図 3-36 問 10「原子力規制委員会の情報提供のあり方全般について、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化
(平成 25 年度、平成 27 年度、平成 28 年度、原子力施設立地・周辺自治体住民)

FY25 (n=1, 006)
FY27 (n=1, 137)
FY28 (n=453)

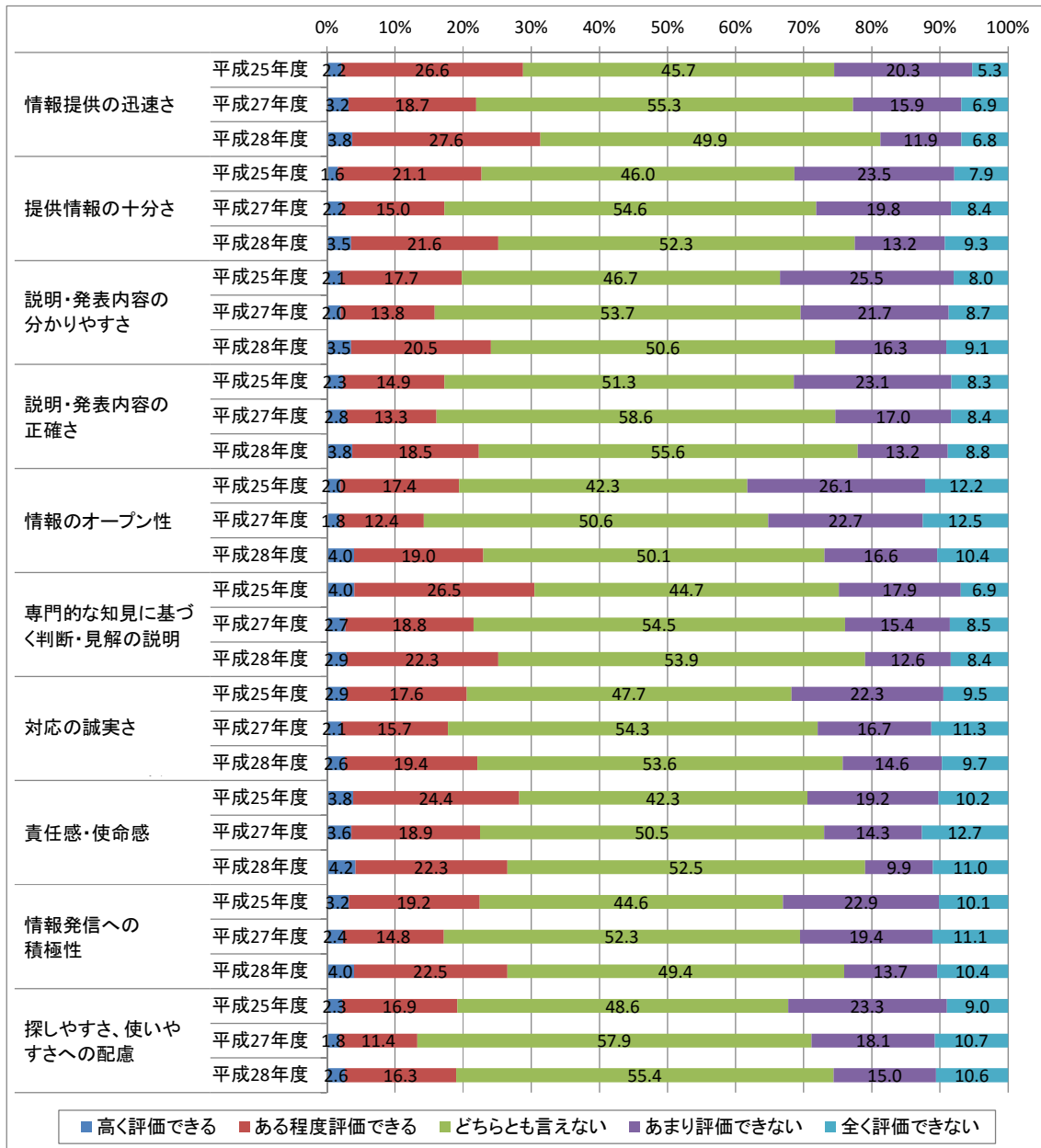


図 3-37 問 10「原子力規制委員会の情報提供のあり方全般について、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化
(平成 25 年度、平成 27 年度、平成 28 年度、電力消費地域住民)

4. 原子力規制委員会に関する報道分析

新聞等において、熊本地震に関連した原子力規制委員会や川内原子力発電所が含まれる記事の数を調査し、報道量水準の調査分析等を行った。

なお、過去の調査結果との比較ができるものについては、過去からの推移についても評価した。

4.1 調査概要

4.1.1 調査対象媒体

全国紙や首都圏メディア及び報道各誌にニュース情報を提供しているメディアに加え、熊本地震に関する影響や、東京電力福島第一原子力発電所の影響を踏まえ、表 4-1 のように地方メディアを選定し、調査対象媒体とした。

表 4-1 調査対象媒体

	調査対象媒体
主要メディア	読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日経新聞、産経新聞、東京新聞、時事通信ニュース、共同通信ニュース
地方メディア	● 熊本県 熊本日日新聞 ● 鹿児島県 南日本新聞 ● 九州地方その他 西日本新聞、宮崎日日新聞、大分合同新聞 ● 福島県 福島民報、福島民友

4.1.2 調査項目

掲載記事数をもとに、以下の項目について調査を行った。

- 報道量の推移
- 1日の平均報道量の水準
- 過去の調査結果との比較

4.1.3 調査方法及び調査対象時期

原子力規制委員会に関する報道と、川内原子力発電所に関する報道量を把握するため、調査対象媒体において「原子力規制委員会は⁶」と「川内原子力発電所⁷」を含む記事数をそれぞれカウントした。

なお、キーワードについては調査開始前に上記以外の案⁸でもスクリーニング評価を行っており、分析に足るカウント数が得られること、規制委員会そのものに関する記事が抽出されること等の観点から上記キーワードを選定した。

また、調査対象時期については、平成 28 年 1 月から、平成 29 年 1 月までとした。(表 4-2)

表 4-2 調査方法及び調査対象時期

調査方法	日経テレコン ⁹ を利用した調査
対象キーワード	① 原子力規制委員会は or 規制委は ② 川内原子力発電所は or 川内原発は
調査対象期間	2016 年 1 月 1 日～2016 年 12 月 31 日 (※今回報告分)

4.2 調査結果

4.2.1 報道量の推移

表 4-2 に示した調査方法で調査した掲載記事数の月別記事数（1 媒体当たり）の時間推移を図 4-1～図 4-3 に示す。なお、図 4-1 では、昨年度の調査において表 4-2 に示した調査方法と同一の方法で調査した 2015 年 12 月以前のデータもつなぎ合わせている。

図 4-1 を見ると、話題性の高いトピックの有無により掲載記事数は大きく上下するものの、2013 年以降掲載記事数は減少傾向にあり、2016 年の報道水準は発足当初の半分以下となっている。実際、熊本地震が発生した 4 月は高浜原子力発電所 1・2 号機の許可も重なり、話題性が高く記事数のピークが見られるが、発足当初時期の記事数に比べると話題の薄い時期と同水準の記事数にとどまっている。

なお、福島県地元メディアと比較すると、2015 年 6 月頃までは記事数自体は少ないものの、同様の傾向を示していたが、それ以降は福島県地元メディアの記事数は大きく落ち込んでいる。

⁶ 検索に漏れないよう、「原子力規制委員会は」に加え、「規制委は」も対象としている。

⁷ 検索に漏れないよう、「川内原子力発電所」に加え、「川内原発」も対象としている。

⁸ 助詞をつけない「原子力規制委員会」や「原子力規制委員会が」や「原子力規制庁は」など

⁹ 日本経済新聞社が提供する記事検索サービス (<http://telecom.nikkei.co.jp/>)



図 4-1 「原子力規制委員会」に関する掲載記事の時間推移
(図中の吹き出しは記事の見出しより抜粋)

図 4-2 と図 4-3 は、横軸を同一とし、図 4-2 が、「原子力規制委員会」に着目した記事数、図 4-3 が「川内原子力発電所」に着目した記事数である。

図 4-2 と図 4-3 の縦スケールを比較すると、「原子力規制委員会」の記事数は多くはなく、全体として着目度は低いことがわかる。また、地元紙と主要メディアで比較すると、地元紙は原子力規制委員会の動向に対しての関心はそれほど高くないと判断できる。

図 4-2 に着目すると、最も「原子力規制委員会」が着目されたのは、4月20日の関西電力高浜原子力発電所1・2号機に対する安全審査適合である。後述するように4月14日に

は熊本地震が発生しているが、原子力規制委員会としての着目はこの高浜 1・2 号機が主たるものであり、40 年超の原子力発電所に対して初の安全審査適合という点が大きく関心を集めたと考えられる。それ以降、「原子力規制委員会」への着目は、再稼働に関するものが主体であり、他の要因に基づくものは少ない。また、全体傾向としては、原子力規制委員会の姿勢への批判や主張などよりは、淡々と客観的事実を報道する傾向にある。

一方、図 4-3 に着目すると、鹿児島地元紙と福島地元紙以外では、主要メディアと地元紙はほぼ同じ傾向であることがわかる。

鹿児島地元紙は、九州電力川内原子力発電所の立地県であるため、他のメディアに比して報道量が多い他、特異な傾向を示していることがわかる。しかし、特異な傾向の大部分は鹿児島知事選や新知事の動向に関する政治色の強い記事であり、川内原子力発電所の科学的な安全性等に関するものは少ない。

また、4 月 14 日の熊本地震時には一時的な着目がされたものの、鹿児島地元紙を除けば、2～3 週間程度で平常水準に戻っており、鹿児島地元紙でも 3～4 週間で平常水準に戻っている。

これらの報道の傾向から、メディアとしては原子力規制委員会に対して、必ずしも現状を大きく上回る情報発信を求めているわけではないこと、原子力規制委員会が積極的に不安に応えて説明すべき事象が発生したとしてもその期間は概ね 3～4 週間程度に留まることが挙げられる。さらに、熊本地震のような場合では、震源地よりも立地点の方が不安が大きく、かつ長引く傾向が見られたことから、立地点が震源域に入っていなかったとしても近隣地域であれば今後も何らかの情報発信を行っていくことは有効である。

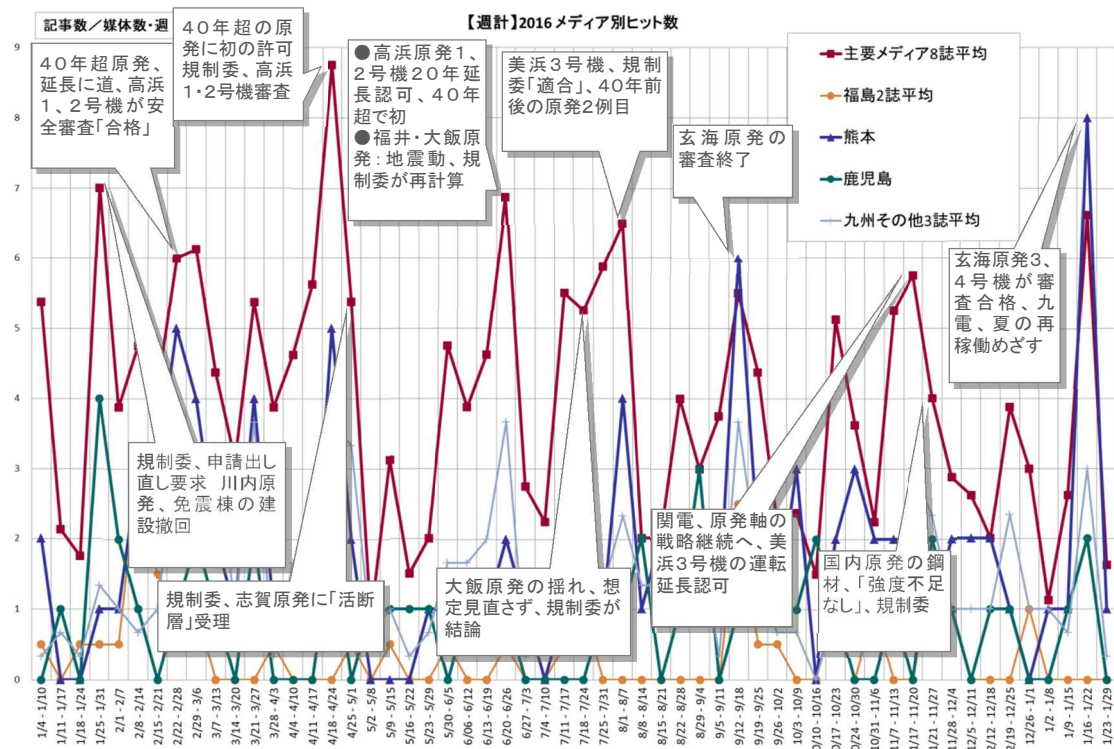


図 4-2 「原子力規制委員会」に関する掲載記事の時間推移
(図中の吹き出しは記事の見出しより抜粋)

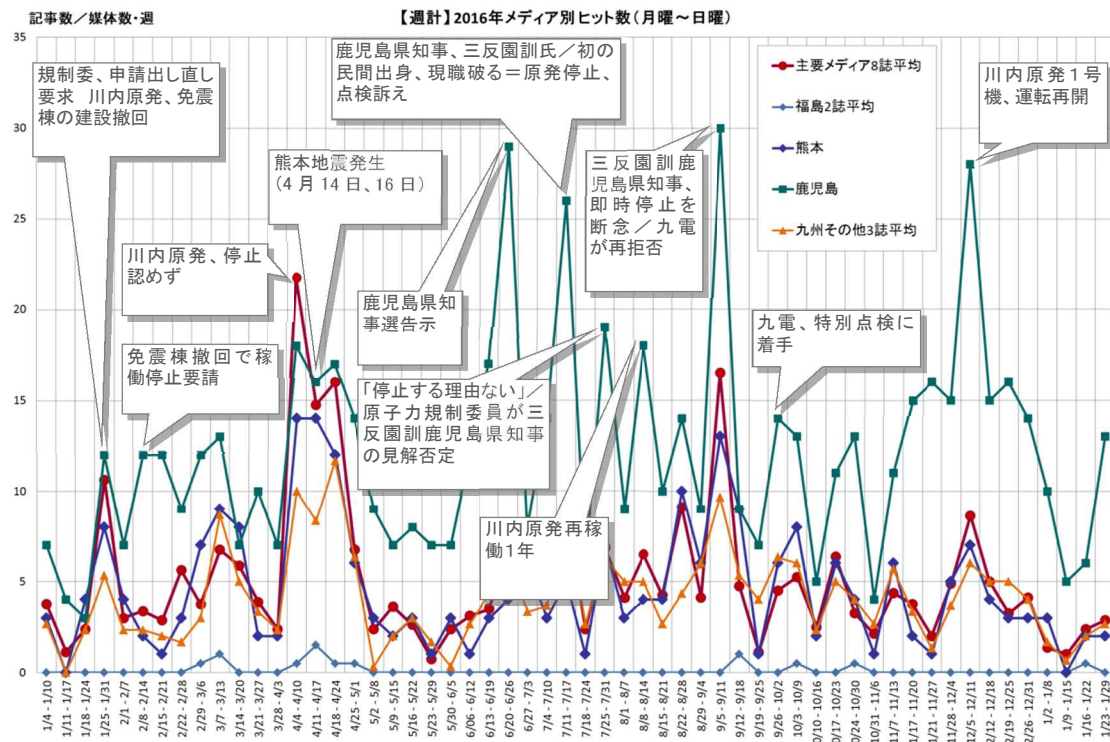


図 4-3 「川内原子力発電所」に関する掲載記事の時間推移
(図中の吹き出しは記事の見出しより抜粋)

4.2.2 1 日の平均報道量水準

図 4-4 に主要メディアについて「原子力規制委員会」に関する 1 日の掲載記事数の頻度分布を示す。なお、2012 年～2015 年のデータは昨年度の調査のデータを用いている。

2016 年も、2012 年から続く傾向と変化はない。徐々に報道から着目されることが減少し、主要 8 紙平均における 1 日当たりの記事数が 1 件/日以内の日は全体の 80%以上を占めている。

昨年度の調査では、主要 8 紙平均における 1 日当たりの記事数が 1 件/日以内の日は全体の 80%を超えた場合は、報道等からの関心の低い時期との検討がされていることから、2016 年度は熊本地震などのトピックはありつつも、全体としては規制委員会への関心が大きく高まることはなかったと判断される。

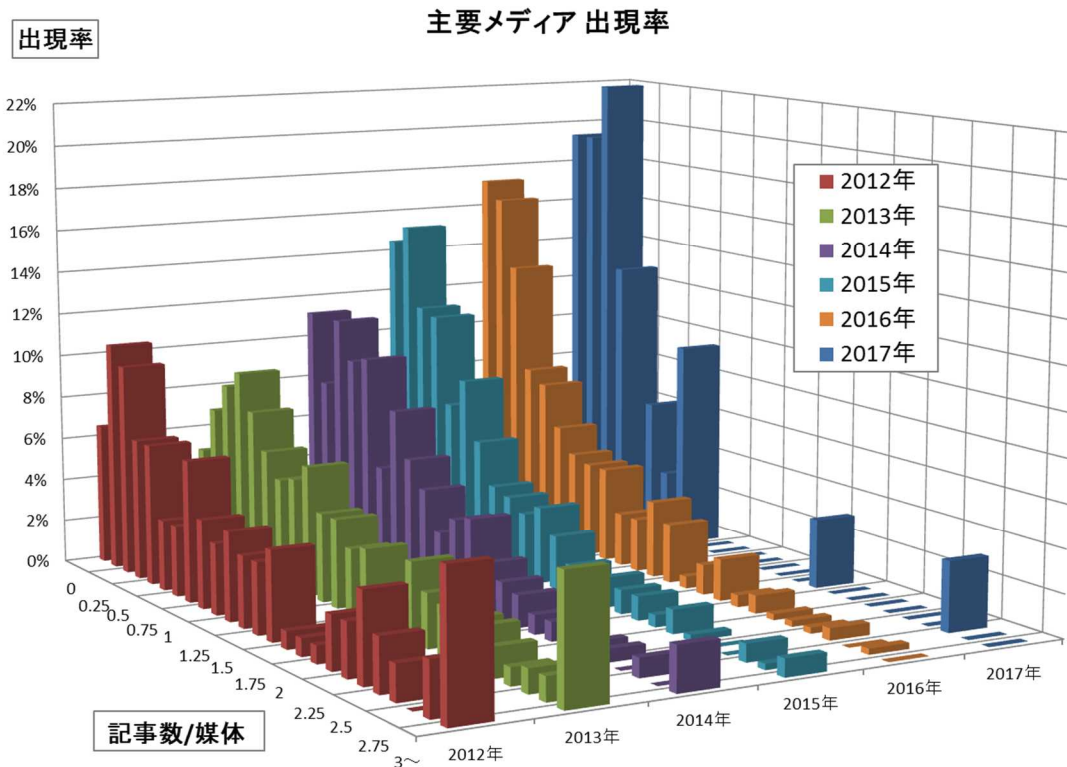


図 4-4 1日の平均報道量頻度分布（主要メディア）

<小括>

- 規制委員会へのメディアからの関心は2012年以降減少傾向を示している。
- 2016年度は熊本地震などのトピックはあったものの、全体としてはメディアからの関心は低かった。
- 地元紙では原子力発電所関連の記事が一時的に増大することはあるものの、原子力規制委員会に対しての情報発信が強く求められている状況ではない。
- 地震発生時においては、発生地点よりも原子力発電所立地点の方が不安は大きく、3～4週間程度と持続する期間も長い。

5. Web ベースでの海外原子力規制機関の分析

原子力規制機関としての広報活動に係る事例として、海外の事例について調査を実施した。調査対象は公開情報を基本とし、主に Web サイトからの情報に基づいて、米国およびフランスの調査を実施した結果を以下に示す。

5.1 米国

5.1.1 規制の現状

(1) 規制体制

米国では、原子力安全については 1954 年原子力法の下で連邦政府が権限を有しており、原子力規制委員会（NRC）が規制機関として設置されている。NRC は、行政府内で独立した機関（independent agency）と法律で位置付けられており、意思決定機関の 5 名の委員は、大統領の指名と連邦議会の承認が必要とされている。委員任期は 5 年で、無能力・職務怠慢・違法行為があった場合に大統領による解任が認められているのみで地位は安定しており、また委員の下スタッフは政治任用職ではなく、独立性の高い組織体制が確保されている。

原子力発電所の緊急時対応、防災関連については、NRC が、原子力安全上の問題として、適切なオフサイト防災体制を事業者に対する許認可要件としているが、オフサイト緊急時計画の策定や訓練等は州や地方政府（以下「州等」）が主体となるものであり、連邦政府は規制権限を持たず、支援・調整が主な機能となる。連邦政府におけるオフサイト防災の主導機関は、当初は NRC であったが、1979 年の連邦緊急事態管理庁（FEMA）設立後は FEMA が主導機関となり、NRC と FEMA は、1980 年に活動領域の調整や協力体制について覚書を締結している。現在は国土安全保障省（DHS）傘下に置かれている FEMA は、州等のオフサイト緊急時計画の策定支援、評価、訓練の支援・評価などを行うこととなっており、NRC 緊急時計画の要件となる 2 年毎のフル参加の訓練等においても NRC と緊密に連携しているほか、共同で緊急時対応のガイダンスを策定している。

オフサイト緊急時対応については、緊急時に適切な防護がなされるとの「合理的な保証」の存在が、NRC による運転認可発給の要件となっているほか、運転中の原子炉の停止命令にも繋がり得るものと規定されている。このオフサイト緊急時対応の評価については、州等の緊急時計画等に対する FEMA の所見を基として NRC が判断することとされている¹⁰。NRC 規則では、州等による適切なオフサイト緊急時計画の策定、及び 2 年毎の訓練へのフル参加などが必要と規定しているが、州等の不参加により事業者が要件を遵守できない場合などは、この事業者によるオフサイト緊急時計画の策定も認められる。事業者計画の評価は、NRC が行う。

¹⁰ FEMA の認定が自動的に NRC 許認可の発給を決定付けることはなく、あくまでも NRC の権限において最終的な判断が下される。

(2) 規制の考え方

前項で示したように、米国では原子力発電所のオフサイト緊急時対応が **NRC** の規制対象となっているが、これは許認可発給に際しては「公衆の健康・安全等に対する適切な防護」を確保することが原子力法で規定されていることによる。つまり、オフサイト緊急時対応に関する **NRC** の規制は、あくまでも原子力安全上の事業者に対するものであり、直接的に州等に対する規制権限を **NRC** が持つものではない。州等によるオフサイト緊急時対応については、主導機関となる **FEMA** を含め、支援的な立場となるが、住民への広報に係る **NRC** の役割については、**NRC** の広報・情報発信全般についての考え方が強く反映されている。以下では、平常時、緊急時における **NRC** の情報発信について報告する。

1) 平常時における情報発信に係る規制要件と規制機関の役割

NRC 規則では、緊急時計画の基準として、ニュースメディアとの連絡体制、及び整理された情報を公衆に広める手続が事前に確立されていることが定められているほか、以下の情報を定期的に公衆に伝えることが必要とされている¹¹。

- どのように通知を受けるか
- 緊急時における初動として何をすべきか（ラジオを聞く、屋内に留まるなど）

また、緊急時計画では、州等への通知要件や警報の要件に加え、被ばく経路 **EPZ** 内の住民に対して以下のような緊急時計画の基本的な情報を毎年伝えるための規定を置くこと、**EPZ** 区域内の訪問者を支援する看板等を活用することが必要とされている。

- 公衆への通知に必要な方法・回数
- 事故発生時に計画されている防護活動
- 放射線の性質・影響に関する一般的情報
- 緊急時に情報が伝えられる地元放送局のリスト

こうした平常時における防災関連の情報発信における規制機関（**NRC**）の役割は、規則自体の策定・検討のほか、ガイダンスの策定、要件遵守の監督となる。州等のオフサイト緊急時計画については、前述の通り **NRC** は **FEMA** の所見の評価に基づいて決定を行うこととされており、**NRC/FEMA** が共同で策定したガイドライン（**NUREG-0654/ FEMA-REP-1**）が発行されている。

なお、事業者には事象通知義務が定められており、**NRC** は提出された事象通知をウェブサイトで公表している。その他、**NRC** は 1990 年代から確立されている「優れた規制の 5 原則」の 1 つとして公開制（**Openness**）を掲げており、セキュリティ上の制限があるものを除き、殆どの情報がデータベース（**ADAMS**）又はウェブサイト等で公表されている。**NRC** は、原子力安全の効果的な管理者となるためには、その規制活動に対する公衆からの信任を得ることが必要であり、規制活動に係る情報の提供は信任獲得の手段の 1 つであるとして

¹¹ 10 CFR Part 50.47(b)(7)

いる。また、原子力規制は公共事業であるため公にかつ率直に行われるべきであり、公衆には規制プロセスの情報のみでなく参加の機会も与えられるべきなどとしている。

2) 緊急時における情報発信に係る規制要件と規制機関の役割

緊急時における情報発信に関して **NRC** 規則では、公衆への通知・警報のほか、公衆や緊急時対応者に対する緊急時対応組織の迅速なコミュニケーションについて、緊急時計画で定めることが必要とされている。この規則を受けて、**NRC** と **FEMA** が策定した緊急時計画の策定・評価ガイドラインでは、緊急事態通知後のフォローアップ情報で示すべき内容を具体的に示しているほか、事象分類に応じた公衆向けメッセージを予め書面で準備しておくことなどを定めている¹²。

緊急時における情報発信に係る規制機関（**NRC**）の役割については、上記規則やガイドラインの策定や監督など事業者の規制に係る部分については平常時と同様となるが、事象対応に当たる事業者の支援、公衆やステークホルダーに対する情報の発信を行うことなどについて、**NRC** の内規が定められている。詳細は後述するが、緊急時における **NRC** 広報の役割は、事象対応の一環として、正確でタイムリー、信頼できる情報をメディアや公衆に効果的に伝えることが中心となる。

なお、緊急時の情報発信に係る事業者や州等への支援として、効果的なメッセージ開発や緊急時リスクコミュニケーション、共同情報センター（**JIC**）などに関するガイダンスが **NRC** で策定されている。また、**FEMA** においても、原子力発電所の事象による緊急時のコミュニケーションについてガイダンスが出されているほか、州等に向けた訓練プログラムも行われている。

5.1.2 規制機関による広報の現状

(1) 平常時の広報

NRC では、前述の通り公開制が組織の重要価値として位置付けられていることを反映して、情報は高度に公開されている。**NRC** は、全公開文書に電子的アクセスを実現した最初の連邦機関であり、**1999** 年開設のデータベース（**ADAMS**）で **73** 万件以上の情報が公開されているほか、**2** 百万以上の情報の索引も提供されている。また、許認可等に関わる事業者等とのミーティングも、殆どがパブリックミーティングとして一般公衆も傍聴可能とされている¹³。

NRC 広報室（**OPA**）は、公衆やニュースメディアに対し、**NRC** のプログラム・方針決定・活動などについて明確・正確・完全な情報を提供するとしている。情報発信方法としては、プレスリリース、ファクトシート、小冊子などが、ウェブサイトへの掲載を含めて提供されている。特にウェブサイトは、公衆や他のステークホルダーと積極的に情報共有を図るため

¹² その他、緊急時における信頼できる通信体制などに係る計画の策定も必要とされている。

¹³ 特に公衆の意見を求める目的ではない通常の事業者等とのミーティングも、多くがカテゴリ1のパブリックミーティングとして傍聴（＋一部限定的な発言機会）が認められている。**NRC** ではパブリックミーティングは議論への参加程度に応じてカテゴリ1～3に分類されている。

に広く活用されており、NRC の各プログラムの最新状況の他に、NRC の任務・目標・達成事項の理解を進め、公開制を高めるものとして構成されている。また、ウェブサイトでは、例えば福島第一原子力発電所事故や地下水のトリチウム汚染など、特に社会的な関心の高いトピックについて「スポットライト」ページが特設され、纏まった最新状況の報告や関連ページへのリンクなどが掲載されている。

また、NRC はソーシャルメディアを通じた情報発信として、2011 年 1 月にブログを開始したほか、Twitter、Facebook、YouTube、Flickr などのアカウント、ページも活用されており、2017 年 1 月 20 日現在、下記の利用状況となっている。

- ブログ
 - ・ 公開性の要請の下、新しい情報提供・会話のツールとして開始し、直後に発生した福島第一原子力発電所事故を受けて購読者が急増
 - ・ 2011 年 1 月に開設し、フォロワーは 2,100 強
- Twitter
 - ・ プレスリリース、ブログ記事、レポート等の新たな情報掲載などを告知
 - ・ 2011 年 8 月に運用を開始し、Tweet 数は 3,000 弱、フォロワーは 8,000 弱
- Facebook
 - ・ ブログ記事やウェブサイト掲載の情報にハイライトを当てると共に、コメントや「いいね」ボタンなど情報の更なる共有
 - ・ 2014 年 8 月に開始し、約 3,600 件の「いいね」
- YouTube
 - ・ 委員会ミーティング等の既存ビデオの掲載もあるが、緊急時対応を含む様々な啓発ビデオも作製・掲載
 - ・ 2011 年 9 月に 9.11 関連ビデオで活用開始し、チャンネル登録者数は 900 強



図 5-1 NRC の緊急時対応関連の YouTube ビデオ¹⁴

- Flickr

¹⁴ Youtube.com（NRC チャンネルの動画リスト）<https://www.youtube.com/user/NRCgov>

- ・ メディアや一般公衆が使用可能な写真を公開するギャラリーで、緊急時対応のアルバムに登録された写真は 43 枚
- ・ 2012 年 1 月に運用を開始し、全体で約 2,500 枚の写真を登録

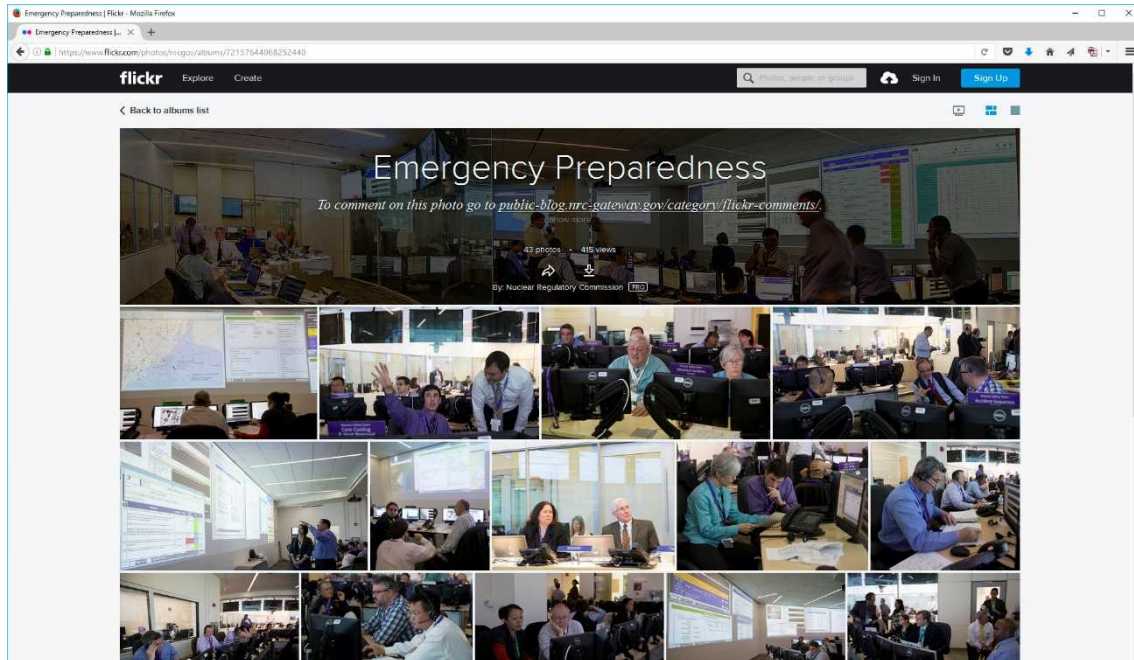


図 5-2 NRC の Flickr ページ（緊急時対応アルバム）¹⁵

また、NRC ではパブリックミーティングも広く行われており、環境影響評価や許認可手続など法律で要求される公式のパブリックミーティングのほか、各プラントの検査結果等を説明する毎年のミーティングや、廃止措置移行時の説明ミーティングなど、情報提供・理解促進のための非公式のパブリックミーティングも行われている。

(2) 緊急時の広報

1) 共同情報センター（JIC）の運用体制

ここでは、JIC の起ち上げまでの運用体制・実態について、NY 市近郊のインディアンポイント・エネルギーセンター（IPEC）とカリフォルニア（CA）州のディアブロキャニオン発電所（DCPP）の事例を報告する。

¹⁵ Flickr.com（NRC の緊急時対応アルバム）

<https://www.flickr.com/photos/nrcgov/albums/72157644068252440>

a. インディアンポイント原子力発電所（IPEC）

IPEC の JIC は、NY 州と立地・周辺 4 郡（Westchester, Rockland, Putnam, Orange）及び IPEC（Entergy 社）による統一的な公式情報発信の場として設置される。JIC は、NY 州の Hudson Valley 輸送管理センター（HVTMC）内に設置されるが、遠隔参加及び必要組織間の調整を含めた手順が緊急時計画実施手続として規定されている。JIC は、上記州・自治体・IPEC の緊急時計画と NRC・FEMA の対応計画を支援するものとなる。

JIC は、警戒事態（Alert）以上の ECL 分類の事象の通知により自動的に起ち上げられるが、より早い段階で、或いは他の場合にも Entergy 社の裁量により起ち上げることが可能とされる。JIC は、NY 州緊急時管理室（NYSEMO）又は Entergy 社の何れかが活動可能となった時点で「配備完了（staffed）」という宣言が実施される。州と Entergy 社が共に十分な人員、通信体制を整え、4 郡も参加して、手順通りの方法で主要な JIC 機能を実施可能となった時点で、完全に機能した状態と見做される。物理的な準備など HVTMC を機能可能な状態に整えるのは NYSEMO の責任とされ、その詳細は緊急時計画文書で定められている。なお、JIC が活動可能と宣言されるまでは、Entergy 社のコミュニケーション責任者が主導者となる。

州と Entergy 社は JIC に実際に詰めることが必要とされるが、4 郡はビデオ会議、電話、コンピューター接続等により遠隔参加する。NRC と FEMA については、JIC で対応に当たることを望む場合にはスタッフ派遣が認められることが規定されている。NRC 及び FEMA については、JIC 運用時にメディアブリーフィングの開催を要求できることが規定されているほかには、JIC 起ち上げに係る手順書で特段の関与は規定されていない。

b. ディアブロキャニオン発電所（DCPP）

CA 州の DCPP では、オフサイト対応組織（ORO）の様々な自治体等が共通の緊急時計画を策定するユニークな体制が取られ、地元の San Luis Obispo（SLO）郡が緊急時対応の中核的な役割を担っている¹⁶。JIC は、運転者の Pacific Gas & Electric（PG&E）社及び SLO 郡の緊急時オペレーションセンター（EOC）近傍の PG&E 所有施設に設置され、SLO 郡の緊急時全般の JIC として利用されている。事務用什器を含め、JIC の維持は PG&E の責任とされる。JIC は、IPEC と同様に、警戒事態以上の ECL 分類の事象が通知された場合に、SLO 郡及び PG&E により起ち上げられる¹⁷。JIC は、SLO 郡及び PG&E のコミュニケーション責任者により運営されるが、他郡・自治体や州等の機関、NRC や FEMA 等のスペースも確保されている。JIC には電話支援センター（PAC）も併設され、電話対応に当たるとともに、流言等の管制機能も果たす。

JIC では、Twitter 及び Facebook などソーシャルメディアの対応も行われるほか、郡の緊急時サービスウェブサイトでも情報が掲載される。ソーシャルメディアは、純粋に補完的な

¹⁶ NRC 規定の 10 マイルの EPZ は SLO 郡内に収まるが、緊急時計画は、4 郡に跨がる食物摂取 EPZ も含めて策定されている。なお、CA 州では、公衆の防護等の責任は郡が負うものとされ、州は支援の役割となる。

¹⁷ 異常事象通知（NOUE）の段階では、SLO 郡の緊急時責任者が郡広報責任者と PG&E 広報責任者と必要に応じて対応を調整することとされている。

位置付けとなるが、上方の拡散手段として有効と考えられている。なお、SLO 郡内の JIC とは別に、メディアからの電話対応のため、PG&E によりサンフランシスコにメディアセンターが設置される。サンフランシスコで発信される情報は、JIC 発信のものと一貫性が確保される。

2) NRC の緊急時広報

NRC は、緊急時計画の要件として、公衆が緊急時にどのように通知を受け、どんな初期行動が必要となるか等の情報を定期的に公衆に伝えること、ニュースメディアとの連絡体制や情報の調整された伝播手順を事前に確立しておくことを規定するなど、緊急時広報のあり方を定めている。また、後述するように JIC の運用を支援するガイダンス類を作成し、実際の緊急時には JIC にもスタッフを派遣するなどしているが、JIC は主体である事業者と州等により運用される。緊急時における NRC 広報は、事象対応の一環として正確でタイムリー、信頼できる情報をメディアや公衆に効果的に伝えることが中心となる。NRC の緊急時広報は、以下の 3 点を実現すべきとされている。

- 危機の状態、及び公衆・環境を防護するための NRC の活動を伝える
- 公衆のパニックを最小化するため不確実性を減らし、噂を払拭する
- NRC の専門性と信頼性を強調し、状況は適切に処理されているとして従業員・議会・公衆その他ステークホルダーの不安を解消する

NRC では、事象の発生時には本部運営センター(HOC)や地方局の事象対応センター(IRC)で事象対応プログラム(IRP)が起ち上げられる。NRC の事象対応は、事象の深刻さと不確実性に依りて決定され、正常／モニタリング／発動(activation)等に分類されている。IRP が起ち上げられると、広報室(OPA)スタッフが HOC に派遣され、メディアからの情報要求への対応、情報提供要文書の作成を行うほか、社会的関心が高い事象では問い合わせ窓口(Public Inquiry Desk)スタッフへの指示などを行う。OPA は、ニュースメディアに NRC 活動の情報を継続的に提供するほか、プレスリリースや SNS による公衆への直接的な情報提供、(必要に応じて)事象のウェブページの特設等を行う。また、許認可保有者が緊急事態を宣言して NRC が対応モードに入った場合には、DHS、FEMA、DOE、EPA その他の連邦機関や州・地方政府、ホワイトハウス、議会、国際機関、ニュースメディア等とのコミュニケーションを維持することが NRC 管理規則(MD-8.2)で示されている。なお、許認可保有者から提出された事象通知報告は、NRC のウェブサイトで公開される。

IRP は柔軟なプログラムであり、NRC 許認可活動が対象ではない事象への適用も可能とされている。2011 年の福島第一原子力発電所事故においては、日本へのスタッフ派遣も含む大規模な対応が行われ、次項で示すように、OPA も事象関連の情報を伝統的メディア及び他の電子メディアで公衆に配信した。

(3) 類似事例発生時の広報事例

1) 福島第一原子力発電所事故時の広報事例 ---国外の事象

福島第一原子力発電所事故は、米国内の原子力施設に直接に緊急の安全上の懸念を与えるものではないが、**NRC** は、事故発生直後から緊急対応体制を取るとともに、公衆に向けても精力的な広報活動を展開した。地震発生直後には、プレスリリース及びブログにおいて、カリフォルニア州等の監視体制に入ったことなど米国内施設への対応が伝えられたが、その後日本の状況が進展するにつれ、日本の状況とともに、日本と連絡体制にあること、専門官を派遣したこと、米国の原子力施設は地震・津波等に対する備えは確保されて安全上の懸念はないことなどが、毎日 1～2 回のプレスリリースやブログ記事で発信された。**NRC** は、基本的に米国民の健康・安全を防護することを使命としているが、日本における情報のレビューすることにより、米国内のプラントは引き続き安全に操業されとのメッセージを、自信をもって発信することが出来るとしている。

福島第一原子力発電所事故は、海外の事故ではあったが、**NRC** には通常より桁外れに多い電話の問い合わせが殺到したほか、メディアや市民団体等からの情報公開請求（FOIA）が指数的增加を見せ、**NRC** 内の対応リソースは逼迫した。こうした中で、同じ質問が何度も寄せられることを回避するものとして、FAQ が纏められて公開された。

表 5-1 福島第一原子力発電所事故を受けて作成・公表された FAQ

	FAQ タイトル	主な項目
1	ここでも起こり得る？	危機は米国でも起こり得るか、NPP 近くに住んでいるが安心か、地震地域のプラント、米国でも認識が変わるか、 NRC の対応、最悪のシナリオ、日本派遣の艦船は安全か、近隣 NPP は地震に脆弱とのニュースを見た、海岸沿い NPP は津波に弱いのか、NPP 停止の国もあるが何故 NRC は対応しないか、など
2	身を守るために何を知っておく必要があるか？	米国でも放射線の危険はあるか、日本の NPP 放出の放射線の監視、放射線監視基地はあるか、ヨウ素剤を飲む必要性、子供へのリスク、ハワイ・アラスカ等の安全性、放射線被ばくの短期・長期の影響、など
3	3 月 11 日の日本の地震と津波に関する FAQ	1 の FAQ の再整理＋やや詳細な質問（マグニチュードと地震動、GI-199*、炉心損傷と放射性物質放出、など）

*共通問題(GI)-199：米国中部・東部の既存発電所における、最新の確率論的地震ハザード評価の影響

NRC の広報室担当部局の OP は、3 月 11 日から HOC に加わってプレスリリースやブログ記事を発信し始めるとともに、日本に関する情報を公衆が得やすいように特設のウェブページを作成し、プレスリリースや FAQ、背景情報、ファクトシートや関連情報へのリンク、ブログ記事へのリンクを掲載した。また、電話や電子メールでの問い合わせに対しては、問い合わせデスク（Public Inquiry Desk）を立上げ、他部門からの人的支援も得ながら 24 時

間体制での対応を行った。ブログでは、コメントで寄せられた質問等への回答も行われている。なお、OPA は NRC 内の情報提供業務も行っており、各種メディア情報をモニターしてイントラネットでの情報提供、トーキングポイント（論点）や Q&A を WebEOC システムで配信するなどの対応も行っている。

NRC では、5 月 16 日に HOC の監視態勢が解除されるまで、関連するプレスリリースが 16 本、ブログ記事が 21 件（特に 3 月中には 18 件）発信された。その後は、日本での教訓を反映したタスクフォースによる規制見直しの進展などに応じて、プレスリリースやブログ記事が引き続き発信されている。また、2011 年 8 月には Twitter による情報発信も開始され、プレスリリースやブログ記事、その他重要情報の公開時の告知手段として活用されている。NRC は、ブログについて福島第一原子力発電所事故対応から得られた教訓として、プレスリリースと同じ情報もブログ化により違う読者に届くこと、プレスリリースの基準から外れる情報も提供できること、コメントは公衆の懸念等を知る上で有用なことなどを挙げており、非常に優れた危機時コミュニケーションツールであると評価している。

2) 地震、ハリケーン等の自然災害時に住民等に実施した広報

原子力発電施設の安全性が懸念される自然事象として、米国ではハリケーンや竜巻などが代表的なものとして挙げられる。ここでは、洪水予測で大規模な住民避難が行われた 2005 年のハリケーン・カトリナ、及び直近のハリケーン・マシューの襲来時における NRC の情報発信について報告する。

2005 年 8 月にルイジアナ（LA）州に上陸したカトリナは、超大型の勢力でニューオーリンズを直撃して堤防の決壊など甚大な被害をもたらした。NRC も早期から警戒態勢に入っており、上陸 5 日前には HOC で追跡を開始し、当初の上陸予想地点フロリダ（FL）州の 2 プラントもハリケーン予測を受けて異常事象通知（NOUE）¹⁸を行った。NOUE に伴って、運転事業者から州及び自治体、DHS 等の関連機関には通知が行われる。その後、カトリナが進路を変え、LA 州直撃が想定される中で、8 月 27 日にニューオーリンズ近郊の Waterford3 号機が NOUE を宣言し、翌 28 日には緊急時計画に従って原子炉を停止した。NRC はこの間も緊急時準備体制を監視するとともに関係者との連絡体制を維持していたが、この上陸前日の時点で初めてカトリナについてプレスリリースによる情報発信を行った。プレスリリースでは、Waterford の運転停止を含めた 3 プラントについて重要機器は水密の扉で守られているなどの準備状況とともに、風速に応じて施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）まで ECL が高まり得ることの説明なども行われている。

カトリナは 29 日に上陸し、その後北上して勢力を弱めたが、送電網も大きな被害を受けて Waterford プラントでは外部電源が喪失し、自動的にディーゼル発電機への切替が行われた。この段階で 2 度目のプレスリリースが地域事務所 IV から出され、Waterford3 号機の対応経緯が説明されるとともに、FEMA 及び州と合同の現地調査を実施して NRC が承認するまでプラントは再稼働できないことなどが説明された。同プレスリリースでは、出力を落として運転を継続していた近隣の 2 プラントの状況も報告されている。

一方、2016 年 10 月に東海岸南部を襲ったハリケーン・マシューについては、カトリ

¹⁸ NRC の緊急時分類レベル（ECL）の最も軽微な状態。

ナ以来の大型ハリケーンの上陸可能性が予測され、直撃が想定されたフロリダ（FL）州の St Luice プラントがハリケーン予測を受けて 10 月 4 日に NOUE を行った。St Luice は、マシューが接近した 10 月 6 日に原子炉を停止したが、NRC は同日、St Luice の NOUE 及び FL 州内の他プラントの準備体制などマシューへの準備状況について、プレスリリース及びブログ記事の掲載により伝えている。このプレスリリース発行とブログ記事掲載は、Twitter でも告知された。

翌 10 月 7 日には、マシューは北上して FL 州の気象警報も解除され、St Luice は NOUE 終了を NRC に通知した。NRC は、St Luice では異常がなかったことを Twitter で発信するとともに、ブログ記事を更新し、FEMA と合同で行う「災害を受けてのレビュー（DIR）」終了まで再稼働は出来ないことなどが報告された。さらに 10 月 11 日には、St Luice 以外にも 2 プラントで短期の外部電源喪失でディーゼル発電機に自動切替が行われたことが伝えられた。

ハリケーンの状態も違うため両事例を単純に比較することは難しいが、マシューにおいてはブログや Twitter で機動的な情報更新が行われるとともに、関連情報へのリンクが付されて情報アクセスが容易となっている。マシューのプレスではディーゼル発電機の点検が行われたことも伝えられており、全体として過去のハリケーンに加え、福島第一原子力発電所事故の教訓や、対応時に蓄積された情報発信ノウハウが反映された形となっている。

それぞれの対応の時系列を表 5-2 に示す。

表 5-2 ハリケーンに対応した NRC の活動履歴

	カトリーナ（2005 年 8 月）		マシュー（2016 年 10 月）
8/24	- 本部 HOC で約 430km 沖合の熱帯性低気圧の追跡開始 - R II が対応手順開始、FL 州 2 プラントの状況報告(対関係者) - FL 州 2 プラントが異常事象通知(NOUE)	10/4	FL 州 St Lucie プラントが異常事象通知(NOUE)
8/25	- R II が熱帯気象情報更新 - C-1 ハリケーンに成長		
8/26	- カトリーナの熱帯気象情報更新 - LA 州 3 プラントの現地検査官が対応準備状況を確認	10/6	- St Luice が PNO（安全停止） <u>マシュー準備状況についてプレスリリース発行</u> <u>ブログ記事（マシューと NRC）掲載</u> <u>Twitter でプレスとブログ告知</u>
8/27	- カトリーナの追跡を RIV に移管 - 現地検査官を増員、Waterford 3 号機が NOUE	10/7	- マシュー通過で FL 州警報解除、St Luice の NOUE 終了通知 <u>St Luice で異常なかったことを Twitter で告知</u> <u>ブログ記事更新、Twitter 告知</u>
8/28	- Waterford 3 号機が原子炉停止 - NRC が監視モードに入り、州・自治体と定期会議電話を開始 <u>カトリーナ準備状況についてプレスリリース発行</u>		

8/29	・カトリーナが上陸 ・3プラントと緊密連絡体制を継続	10/11	・ <u>ブログ記事を再度更新、Twitter告知</u>
8/30	・NRC内で定期的なブリーフィング ・ <u>カトリーナ監視活動についてプレスリリース発行</u>		
(以後省略)			

5.1.3 規制機関の広報活動・情報発信に係わる指標

(1) NRC のガイドライン

米国では、緊急時の防護活動は事業者と地方政府が主体となって実施するが、NRC は緊急時計画などそうした緊急時対応の要件を規定するとともに、緊急時の広報についても指針、ガイダンス等を策定し、事業者・地方政府を支援している。緊急時のコミュニケーションに係る代表的なガイダンス文書としては、以下の2点が2011年2月に発行されている。

- 放射線リスクコミュニケーションの効果的メッセージの開発に係るガイダンス:効果的なメッセージマップ作成と EPZ 内の公衆とのリスクコミュニケーション (NUREG/CR-7033)
- 放射線緊急事態のための効果的な緊急時リスクコミュニケーション (ERC) / 共同情報センター (JIC) 計画の開発 (NUREG/CR-7032)

NRC は、高度に緊迫した状況で関係者が抱く懸念や疑問の95%以上は事前に予期できるものであるとしており、NUREG/CR-7033 では放射線緊急時に想定される質問が400以上示されている。メッセージマップは、緊急時等に情報を整理・提供するコミュニケーションツールで、危機下では人々は短く直接的な言葉が最も受け止めやすいとの研究に基づいている。NRC は、メッセージマップの効用として、知識・理解の強化、信頼構築、適切な態度・行動の促進、差し迫った質問への迅速で承認済みの回答などを挙げ、事前に準備・検証することで最も効果を発揮するとしている。

なお、NUREG/CR-7033 では、メッセージマップ構築時には、グループ分けして想定質問を洗い出すことが有効とした上で、ECL の段階に応じた質問想定を行うことを挙げているが、例えば事象の初期段階における情報発信に対する具体的なガイダンス例等は示されていない。

事象の影響が小さい段階・想定時の情報発信に関するガイダンスとしては、2013年6月にFEMAが発行したガイダンスにおいてECL段階別の対応が表5-3の通り示されている。

表 5-3 限定的な事象（NOUE、Alert）でのメッセージと関連活動¹⁹

組織	異常事象の通知（NOUE）	警戒事態（Alert）
事業者	（宣言後 15 分以内に州等に通知、60 分以内に NRC に通知） ・プレス検討（最新状況、解決に向け対応中、公衆へのリスク増加なし） ・JIC 起ち上げの可能性（通常はなし）	（宣言後 15 分以内に州等に通知、60 分以内に NRC に通知） ・プレス検討（最新状況、解決に向け対応中、公衆へのリスク増加なし） ・JIC 起ち上げの可能性
州・地方政府等	・プレス検討（状況を認識・監視中、公衆へのリスク増加なし、必要時の対応準備） →通常は事業者プレスで十分 ・JIC 起ち上げの可能性（通常はなし）	・プレス検討（状況を認識・監視中、公衆へのリスク増加なし、必要時の対応準備） →通常は事業者プレスで十分 ・JIC 起ち上げの可能性 ・記者会見を要する可能性
NRC	・異例の状況でなければメッセージなし ・DHS の国家オペレーションセンター（NOC）に通知	・プレス検討（状況を監視し他連邦機関と連携、地方局で IRC 起ち上げ、現地検査官が状況監視中） ・DHS/NOC、FEMA、DOE、USDA、HHS に通知 ・地方局 IRC 起ち上げ、現地検査官サイト派遣（専門家増員の可能性も）
連邦機関	・異例の状況でなければメッセージなし	・状況を認識・監視中 ・異例の状況でなければメッセージなし
国家報道官	・異例の状況でなければメッセージなし	・異例の状況でなければメッセージなし

(2) 協同情報センター（JIC）における運用

緊急時の情報発信を行う JIC は、防護活動に責任を有する事業者と州・地方政府等が共同で設置・運用するものであり、各々の事業者・州等の緊急時計画において手順書等が定められているが、その管理・運用体制、提供するメッセージ、提供方法等については、前述の通り、NRC もガイダンス文書（NUREG/CR-7032：放射線緊急時のための緊急時リスクコミュニケーション（ERC）/共同情報センター（JIC）計画の構築）を発行している。

NUREG/CR-7032 は、ベストプラクティスを集めたガイダンスで、わかりやすく、タイムリー、正確で一貫性があり、信頼できる情報を公衆、メディアその他のステークホルダーに提供することを目的としている。具体的には、ERC/JIC 計画に規定することが望ましい内容、チェックリスト等がサンプル・テンプレートの形で示されており、様々な場面・状況でのプレスリリースやメッセージのサンプル、記者会見その他情報の伝え方に係るサンプルやチェックリストなどが示されている。また、付録には、メディア・専門家との連絡等のワークシート、メディア問い合わせ対応のサンプル文、JIC レイアウトのサンプルなども掲載されている。

JIC の実際の運用について、Entergy 社の IPEC の例では、Entergy 社の報道官は JIC から発信する全声明・情報の源になること、記者会見向けに論点を纏めること、会見で示す図絵やボード類等の確認や調整、州・自治体等を含めた会見準備会合の進め方、会見時の設営、

¹⁹ 出所）FEMA, Communicating During and After a Nuclear Power Plant Incident, June 2013

会見終了後のメディアフォローなど、細かな手順が規定されている。記者会見の内容確認では、各 JIC 参加者が自組織の活動状況等を説明することとされている。JIC が提供する文書は、JIC 執筆担当が技術的正確性、承認を確認して準備するが、執筆担当は予め承認済みの定型メッセージを持っており、ECL や主要な状況の変化から遅くとも 1 時間以内にはニュースリリースが発行される。JIC 手順書には、16 の担当職務について、JIC 到着時・初期及び継続状態における責任・活動のチェックリストが添付されている。

なお、NEI は、更に、物理的な JIC を中心とした旧来の対応のみでなく、24 時間サイクルで瞬時に情報が拡散する SNS 依存の公衆とのコミュニケーションを想定し、最新のコミュニケーション技術等で拡張した共同情報システム（JIS）が必要であるとして、NEI 指針 12-11 及び 14-11 を策定している。特に NEI 14-11 は、コミュニケーション及び緊急時対応専門家へのガイダンスとして、計画・実施、オフサイト組織との協働、訓練・演習などの詳細のほか、SNS や「ダークウェブ」の活用法、敵対的攻撃における問題など、実践的なガイダンスが提供されている。

5.2 フランス

5.2.1 規制の現状

(1) 規制体制

フランスで原子力安全規制を管轄しているのは原子力安全機関（ASN）であり、その設置根拠法は環境法典（旧 2006 年の原子力安全・情報開示法）である。同法の制定以前、ASN は旧産業省下の旧原子力安全・放射線防護総局（DGSNR）とその地方出先機関である旧地域産業・環境・研究局（DRIRE）の原子力安全・放射線防護部（DSNR）の職員²⁰の総称としての位置づけであったが、2006 年以降は中央、地方の組織に所属する職員によって構成される独立行政機関となった。ASN の主な役割は以下の通りである。

- 原子力安全や放射線防護に関する政令や省令の草案について政府に助言する
- 原子力安全や放射線防護に関する政令や省令の適用条件を具体的に定める技術的な“決定”を採択する。ただし、これらの決定は、原子力安全及び放射線防護の所轄大臣による認証と官報公示が必要である。
- 原子力基本施設（INB）に適用される原子力安全・放射線防護に関する特別措置や一般規則の遵守状況を監督する。
- 原子力安全や放射線防護の検査官を任命する。
- 公衆への情報提供を行う。

また、ASN の技術支援機関（TSO）として、放射線防護・原子力安全研究所（IRSN）が 2002 年に設立されている。

²⁰ 2006 年以前、ASN は DGSNR と DSNR を合わせた総称であったが、2006 年の原子力安全・情報開示法によって、これらの独立行政機関として新たに ASN が設立されることとなった。

(2) 規制の考え方

フランスの安全規制の考え方は、処方的（prescriptive）アプローチではなく、規範的（réglementaire）アプローチに基づいている。これは、原子力安全に関する第一義的な責任は事業者にあるとの考え方にに基づき、法令等で事業者が達成すべき目標、超えてはならない限度、目標の達成状況を確認するための検査等について規定し、目標を達成するための具体的な手段は事業者が特定して規制機関に提示するというアプローチである。事業者は目標達成のために選択する具体的な技術的手段（設備機器の設計や製造方法など）を自ら選択することができるが、これらが規制要件を満たし、法令等で示された目標を達成することができるか否かを規制機関に対して証明しなければならない。このような規制の考え方について、規制機関と事業者の役割と責任分担の在り方を、以下の図 5-3 に示す。緑色で示された部分が規制機関、オレンジ色で示された部分が事業者の役割・責任であり、それぞれの活動に付された番号は、活動の時系列を示すものである。

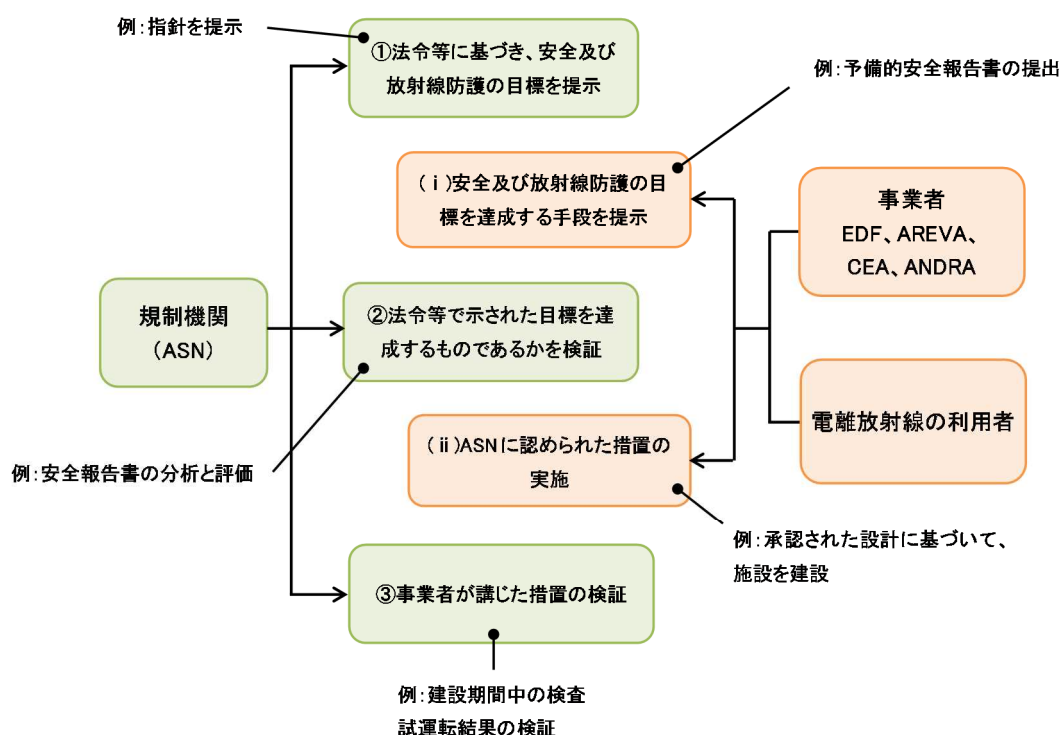


図 5-3 安全規制の枠組みにおける規制機関と事業者の役割と責任分担²¹

²¹ 内務省ウェブサイト

https://eformation.sdrf.drh.interieur.gouv.fr/pluginfile.php/24414/mod_resource/content/0/160121%20Le%20Risque%20Nucl%C3%A9aire%20v2.pdf

5.2.2 規制機関による広報の現状

(1) 平常時の広報

平常時における ASN の広報活動としては、ウェブサイトの整備、ステークホルダーコミュニケーションの場となっている組織への情報提供が挙げられる。

1) ウェブサイトの整備

ASN はウェブサイト (www.asn.fr) 上で、自身の規制活動や国内で発生した事象に関する情報など、原子力安全規制に関する包括的な情報を公開している。同ウェブサイトは 2014 年 2 月にリニューアルされ、リニューアル前と比べて、検索性や一覧性が高まっている。ASN ウェブサイトの概要を以下に示す。

a. 構成

ウェブサイトのトップページは、大きく分けて、規制関連情報、事象情報、ASN 自身の活動に関する情報等をまとめた①News、②ASN が策定する規制文書をまとめた公式 Bulletin、③検査関連資料の 3 つが前面に見える形になっている。

b. 情報の相互参照性

①の News 情報のうち、規制や検査関連の情報は、ページ下部に関連する②の規制文書や③検査関連資料へのリンクが示される。安全規制に関する重要情報は、①News 情報を参照すればほぼ漏れなく追うことができるようになっている。

c. 安全規制の考え方の反復的な紹介

News に掲載される個別情報では、その情報が扱う安全規制関連のテーマについて、基本情報が必ず記載されている。（例：定期安全レビュー：PSR の考え方、実施方法など）過去の経緯など知らない人間が読んでも、その基本情報が示されていることによって、正しい情報理解の一助になっていると考えられる²²。

d. 公開情報の保管状況

ASN のウェブサイトでは、過去の情報も保管されている。ただし情報の保管状況は一律ではなく、情報の種類によって異なる。例えば、プレスリリースは 1999 年 2 月 28 日以降の情報が保管、原子力施設で発生した事象情報も、1999 年 1 月 1 日以降の情報が保管されている。一方、原子力安全や放射線防護関連の法令内容を詳細に規定する ASN 決定（原子力安全を所管する大臣による承認と官報公示が必要）については、2008 年 7 月 11 日以降

²² 安全規制や、もっと言えば原子力に限ったことではなく、フランスではや、そのような政策・方針が採用されるに至った過去からの経緯など理由を、繰り返し説明する傾向がある。

の決定が保管されている。

2) ステークホルダーコミュニケーションの場に対する情報提供

フランスでは様々のステークホルダーから構成される国及び地域レベルの組織を通じて、これらのステークホルダーの原子力安全規制への関与が実現されており、広報活動についても同様である。以下では、国レベルの組織として原子力安全情報公開・情報提供高等委員会（HCTISN）、地域レベルの組織として地域情報委員会（CLI）と ASN の広報面での関わりについてまとめる。

a. 原子力安全情報公開・情報提供高等委員会

原子力安全情報公開・情報提供高等委員会（HCTISN）の使命は、原子力活動に伴うリスク、ならびにこれらの活動の健康、環境、及び原子力安全に対する影響に関する情報提供、討論である。HCTISN の委員は国会、地域情報委員会（CLI）、事業者（EDF、AREVA、原子力・代替エネルギー庁：CEA 等）、環境保護団体等各種団体、労働組合、国の関係機関の代表および有識者であり、ASN や IRSN の代表も委員に含まれている。

HCTISN は年間 4 回程度、原子力安全上の重要なテーマについて関係者を集めた会合を開催しており、また、国内外の原子力基本施設（INB）で重大な事象等が発生した場合には、臨時会合を開催し、関係者からの情報収集を行っている。ASN も自身の規制活動に関する情報を HCTISN の会合において提供し、会合で使用された資料は HCTISN のウェブサイト上（www.hctisn.fr）で公開される。2016 年 12 月 6 日に開催された直近の HCTISN の会合では、AREVA NP 社が製造した蒸気発生器のチャンネルヘッド鋼材の炭素偏析の問題に関する評価について ASN、IRSN が AREVA NP 社とともに情報提供を行っている。

b. 地域情報委員会

地域情報委員会（CLI）は原子力発電所、再処理施設、放射性廃棄物処分場などの INB の周辺地域において、地域住民と事業者または行政当局との間のコミュニケーションを仲介する組織であり、地域におけるステークホルダーコミュニケーションの場となっている。ASN の地方支局（全国に 11 カ所）は、その管轄する INB に設置された CLI に対して広報活動を行っている。例えば、グラブリーヌ原子力発電所を管轄するリール支局は、2016 年 4 月 26 日、同発電所に設置された CLI の総会で、2015 年中の安全監督状況に関する報告を行っている。この報告では、以下のような内容が報告された。

- 同発電所に対する立入検査状況。合計 25 回実施され、テーマは安全（11 回）、放射線防護（2 回）、圧力機器（4 回）、環境（2 回）、放射性物質の輸送（1 回）、原子炉停止時の保守作業（5 回）。
- 良好な点として、従業員が十分に配備されている、ASN が検査後に送付した書簡で要請した事項に迅速な対応がされていること等が挙げられる。
- 注意が必要な点として、立入検査で指摘された一部の逸脱についての考慮が遅れたこと、内部規則の遵守が十分でない部分があること等が挙げられる。

- 運転状況については、EDF が週ごとに行っている運転状況の総括の内容が充実していたことは評価できる。一方で、TechSpec の不遵守の事象（国際原子力事象評価尺度：INES のレベル 1）が複数発生していること、中央制御室における監視状況に不十分な点がある等の問題には、留意が必要である。各地の CCLI に対しても広報活動を行っており、例えば、いる。

(2) 緊急時の広報

環境法典第 L592-1 条（旧 2006 年の原子力安全・情報開示法第 4 条）では、ASN が原子力安全及び放射線防護の監督及びこれらの分野における情報公開を行うことが定められており、国内の INB において事故・事象が発生するなどの緊急時が発生した場合、ASN はこれらの事故・事象に関する情報を適時公表している。情報はプレスリリースやインフォメーション・ノートの形で ASN ウェブサイトに、事象の発生から概ね 1 週間後に掲載される。ただし、特に緊急性の高い事象の場合は即時的に公開される²³。なお、ASN が事象に関する情報提供を行う際には、IRSN が協力し、必要に応じて IRSN 独自の情報も公開されている。なお ASN は、国内において発生した緊急時に限らず、例えば福島第一原子力発電所事故のような国外の緊急時に際しても、広報活動を実施している。

以下では緊急時における広報も含めた ASN の役割・体制をまとめたうえで、国内外で発生した原子力緊急時における具体的な ASN の対応を報告する。

1) 緊急時における広報も含めた ASN の体制

フランスで事故等の緊急事態が発生した際に ASN が果たす役割及び体制については、以下のようまとめることができる。

a. 役割

緊急時における ASN の役割は、①事業者が講じる対策についての監督、②政府及び県知事に対する支援、③メディアや公衆に情報提供、④国際原子力機関（IAEA）や欧州委員会において、フランスの代表として状況報告等行う、という 4 つである。ASN がこれらの役割を果たすにあたり、IRSN が支援を行う。

b. 緊急時の体制

INB で事象または事故が発生した際に ASN は、国と地域それぞれのレベルで、以下のよう体制を構築する。

²³ 比較的緊急性が高くない事象については、現地検査や事業者による対策を検証し、国際原子力事象評価尺度（INES）に基づく評価を行ったうえで、ウェブサイト上で情報公開されている。

ア) 国レベル

ASN 独自の緊急時センターであり、具体的には以下から構成される。

- ASN の合議体 (Collège) が緊急時におけるあらゆる決定を下し、事業者に対して要件を義務付ける。
- ASN のパリ本部に立ち上げられる技術対策本部が、IRSN や合議体と協力し、県知事や救援措置を実施する関係機関への支援を行うための方針を決定する。
- ASN の技術対策本部に付随して設置される情報提供室の支援受けるコミュニケーション本部も立ち上げられる。合議体の委員長あるいはその代表が、コミュニケーション本部の報道官として情報提供を行う。

イ) 地域レベル

- 県知事付の ASN 代表の派遣：県知事が決定を下し、情報提供を行う際の支援を行う。
- 事象または事故が発生したサイトへの ASN 検査官の派遣：事業者が下す決定の妥当性を確認する。

緊急時においては、IRSN の緊急時技術センター (CTC) の分析チームが ASN を支援する。また ASN と IRSN は主要な原子力事業者と、緊急時体制の構築に関する覚書を結んでいる。同覚書では、緊急時の責任分担や、それぞれの役割、情報提供の方法が規定されている。

INB において緊急時が発生した際には、ASN の警報システムにより、ラジオまたは電話で警報信号が発信され、特殊な受信機を持った全ての ASN 及び IRSN の職員が招集される。またこのシステムによって、ASN だけでなく民間安全保障・危機管理総局 (DGSCGC)、国防・安全保障事務総局 (SGDSN)、フランス気象庁 (Météo-France) にも警報信号が発信される。このシステムは訓練時や、実際の緊急時において、定期的な試験が実施されている。

ASN の緊急時センターでは、公的な電話回線に加えて、独立した複数の回線で主要な INB と直接のつながりも確保されている。また、IRSN の CTC とビデオ会議が可能なシステムも導入されている。

ASN を中心とする緊急時対応体制の全体像は、以下の図 5-4 のとおり図示できる。

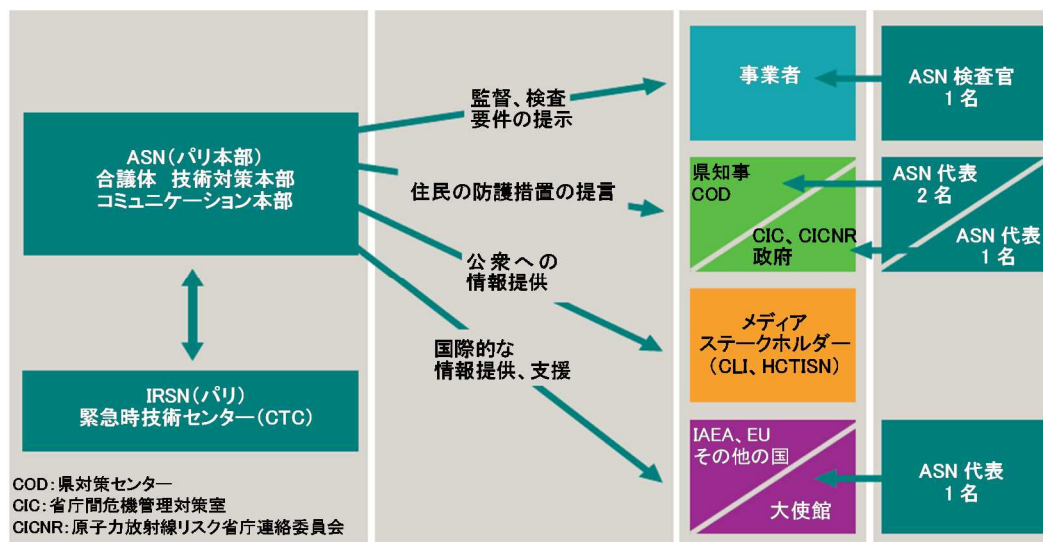


図 5-4 ASN を中心とする緊急時対応の体制²⁴

2) 国内の緊急時における ASN の広報

国内で緊急性の高い事象が発生した場合、ASN は緊急時体制を立ち上げ、地方支局の職員を事象が発生した INIB サイトに派遣し、事象の推移及び環境や人体への放射線影響等、把握できた情報を即時的に公開している。緊急時におけるコミュニケーション活動は、ASN も含め以下の図 5-5 に示すような体制で行われている。県や事業者と協力しながらのコミュニケーション体制が構築されているのは、公衆やメディアに対して、整合性のある情報提供を行うためであるとされている。

²⁴ ASN2013 年報

<https://www.asn.fr/content/download/86448/600729/version/1/file/RA2013%20Chap5.pdf>

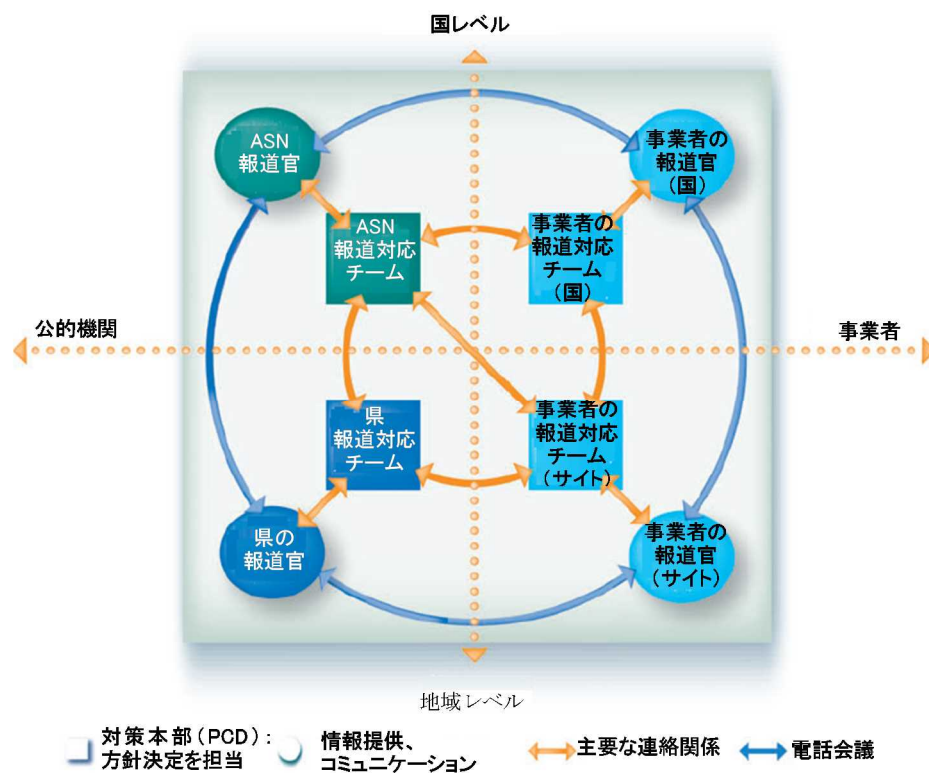


図 5-5 ASN を含む緊急時におけるコミュニケーション体制²⁴

国内で発生した緊急事態の例として、2015 年 5 月 28 日にカットノン原子力発電所 1 号機においてタービンバイパス弁が開放状態になったことで原子炉が自動停止し、熱水力学的パラメータが悪化したことで EDF がオンサイト緊急時計画である内部緊急計画（PUI）を発動した事象に関する ASN の情報提供の取り組みを以下に示す。

同事象は 5 月 28 日 13 時 25 分（現地時間）に発生し、EDF は 14 時過ぎには PUI を発動した。ASN は 16 時時点で第 1 回目のプレスリリースを発表し、以下のような情報を提供している。

- 同事象は 14 時 25 分に EDF から ASN に報告。
- 事故の現状（二次冷却系の弁が予期せず開放されたことが原因で原子炉自動停止。安全注入系は機能）。
- 環境への放射性物質の漏出はない。
- ASN が施設立地のモーゼル県庁、EDF 及び IRSN とコンタクトをとっていること、同発電所を管轄するストラスブール支局の職員を発電所サイトとモーゼル県庁に派遣。

さらに ASN は 17 時過ぎの時点で第 2 回目のプレスリリースを発表し、以下のような情報を提供している。

- 事故原因は二次冷却系の弁が予期せず開放されたこと。
- 原子炉は 13 時 25 分に自動停止。
- 当該弁からの蒸気の放出は、別の弁の閉止によって停止。EDF は一次冷却系の圧力と温度を低下させ、原子炉停止時の冷却系が正常に機能。
- 環境への放射性物質の放出はない。
- 今回の事象は暫定的に INES のレベル 1 と評価。

その後 ASN は 6 月 10 日付で今回の事象に関する見解（Avis d'incident）を発表した。この見解では、以下のような情報が提供されている。

- ASN は EDF から事象の報告を受けた後、直ちに緊急時対応体制を組織し、同発電所が立地するモーゼル県庁に、ASN ストラスブール支局の担当者を派遣。また、カッتون原子力発電所サイトの緊急時対応チームに検査官チームを派遣。
- 事象の発生から収束までの詳細な状況（開放されたのはタービンバイパス系の弁であったこと、当該弁の開放により 4 基あるうちの 1 基の蒸気発生器の水位と圧力が急激に低下したこと、問題の発生した弁の手前にある弁を閉止してタービンバイパス系が隔離されたこと、18 時には事態が収束したこと）
- 実体的な影響：SG1 基の温度と圧力が急激に低下。内部構造が損傷した可能性もあったが、二次冷却系及び環境中の放射能レベルの上昇は確認されなかった。
- 可能性のある影響：二次冷却系の健全性が失われることで、一次冷却系の温度が過度に低下することで、炉心の中性子エネルギーが増大し、温度上昇によって炉心燃料が損傷する可能性がある。
- ASN のアクション：パリの本部に緊急時センターを立上げ。ストラスブール支局の検査官が県庁と発電所サイトに派遣。翌 29 日には現地検査を実施。開放状態となった弁のポジションの機能不全が原因であったことが確認。このポジションの機能不全は二度目であったため、ポジションの信頼性を検証するよう EDF に指示。

本事象に関する ASN の対応について、時系列で以下の表 5-4 に示す。

表 5-4 2015 年 5 月 28 日のカットノン原子力発電所の事象の推移

日時	内容
2015 年 5 月 28 日 13:25	事象発生
2015 年 5 月 28 日 14:08	EDF がオンサイト防災計画 PUI を発動
2015 年 5 月 28 日 14:25	EDF が事象を ASN に報告。直ちに緊急時対応体制を組織し、同発電所が立地するモーゼル県庁に、ASN ストラスブール支局の担当者を派遣。また、カットノン原子力発電所サイトの緊急時対応チームに検査官チームを派遣。
2015 年 5 月 28 日 16:00	ASN、事象に関する第 1 回目プレスリリース発表
2015 年 5 月 28 日 17:05	ASN、事象に関する第 2 回目プレスリリース発表
2015 年 5 月 28 日 18:00	事象は収束
2015 年 6 月 10 日	事象に関する ASN 見解発表

なお、事象に関する見解で ASN はインタラクティブな図（図 5-6）付きで、事象について説明している。

Ouverture intempestive d'une vanne vapeur sur le réacteur 1 de la centrale nucléaire de Cattenom : l'ASN a gréé son organisation de crise et réalisé une inspection réactive sur site

10/06/2015

Centrale nucléaire de Cattenom - Réacteurs de 1300 MWe - EDF

Le 28 mai 2015, le réacteur 1 de la centrale nucléaire de Cattenom [1] était maintenu à une puissance nucléaire voisine de 2 % de sa puissance nominale, après avoir achevé les essais de redémarrage qui ont suivi son arrêt pour maintenance et renouvellement partiel du combustible [Figure n°1]. Le refroidissement du réacteur était assuré par les générateurs de vapeur. A 13h25, le système de protection du réacteur a déclenché une série d'actions automatiques qui ont provoqué l'arrêt automatique du réacteur à la suite d'un blocage, en position complètement ouverte, d'une vanne du système GCTa [2]. La dégradation des paramètres thermohydrauliques du réacteur a conduit l'exploitant à déclencher le plan d'urgence interne à 14h08.



L'ASN, immédiatement informée, a aussitôt gréé son organisation de crise. La division de Strasbourg de l'ASN a mis à la disposition de la préfecture de Moselle un agent pour lui apporter un appui technique ; une équipe d'inspecteurs de la sûreté nucléaire s'est rendue dans les locaux de crise de la centrale de Cattenom.

L'ASN a réalisé dès le 29 mai 2015 une inspection sur le site de Cattenom.

Description de l'événement

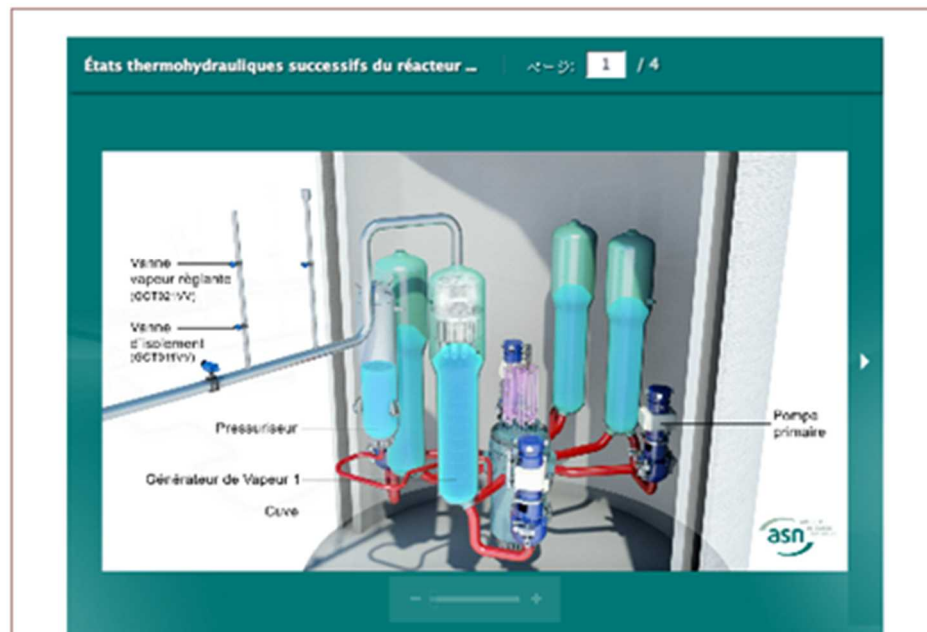


図 5-6 カットノンの事象に関する ASN 見解²⁵

²⁵ ASN ウェブサイト

<https://www.asn.fr/Informer/Actualites/Ouverture-intempestive-d-une-vanne-vapeur-sur-le-reacteur-1-de-Cattenom>

(3) 類似事例発生時の広報事例

1) 福島第一原子力発電所事故時の広報事例 ---国外の事象

国外において重大な原子力事故が発生する等の緊急時においても、ASN は広報活動を展開している。最近の事例で言えば、福島第一原子力発電所事故時には、事故発生直後から事故状況について、ウェブサイト上にプレスリリースを掲載するとともに、記者会見を行い、その動画もウェブサイト上に掲載している。ASN はまた、福島第一原子力発電所事故について議会における聴聞にも応じており、その動画もウェブサイト上から参照することができる。

事故に関するプレスリリースは、2011 年 3 月 11 日以降、3 月中は月末の週末を除いて毎日（全 22 件）、4 月以降は数日おき（6 件）、5 月以降は毎月 1、2 件のペースで発表され、2011 年中は 9 月 14 日のプレスリリースの発表が最後となった。2012 年以降は、1 月 25 日にプレスリリースが発表されており、2016 年 12 月現在までに発表されたプレスリリースは約 40 件にのぼる。これらのプレスリリースで ASN は、東京電力や日本政府が公表した情報に基づき、各作業員の放射線防護、環境の放射能汚染、事故発生後の避難区域設定、農産物及び海産物の放射能、飲料水中の放射能、食料品以外から検出された放射能等に関する情報を提供している。

一方、事故に関する記者会見が開催されたのは事故直後の 2011 年 3 月～4 月の時期に集中しており、3 月 12 日、14 日、16～25 日、28 日、29 日、4 月 1 日、8 日、14 日の合計 17 回開催されている。

なお ASN は 3 月 15 日に福島第一原子力発電所事故に関する特別サイトを立ち上げ、発表したプレスリリース等の情報を集約して公表した。この特別サイトの他にも ASN は、フェイスブックやツイッター等のソーシャルネットワーキング・サービスによる情報提供も実施した。福島第一原子力発電所事故の特別サイトは、2016 年 12 月現在、存在が確認できない。ASN のウェブサイト上に事故の情報が集約されたページ（図 5-7）が存在するので、そのページに情報が集約されたものと考えられる。

ACCIDENT DE FUKUSHIMA

▼ Les centrales nucléaires de Fukushima

- > Chronologie de l'accident
- > Réacteurs à eau bouillante
- > Situation de Fukushima en janvier 2013
- > Communiqués de presse de l'ASN en 2011
- > Vidéos et Conférences de presse de l'ASN
- > Questions fréquentes

Les centrales nucléaires de Fukushima



Centrale nucléaire de Fukushima Daiichi 6 réacteurs à eau bouillante



Centrale nucléaire de Fukushima Daini 4 réacteurs à eau bouillante



Les centrales nucléaires de Fukushima sont situées à environ 200 km au nord-est de Tokyo



Exemple de plan de masse Centrale nucléaires de Fukushima Daiichi

Agrandir le visuel

(Visuel Source : © Tapes)

図 5-7 ASN ウェブサイト内の福島第一原子力発電所事故に関するページ²⁶

2) 地震、ハリケーン等の自然災害時に住民等を実施した広報

INB における事象以外でも、地震など大規模な災害が発生した場合 ASN は特段の情報は発信していないが、技術支援機関である IRSN が情報提供を行っている。近年の例として、以下の 3 件を挙げる。IRSN は自然災害について、その事実関係、地震であれば、地震学的な条件をまとめたうえで、周辺の原子力施設への影響についても情報を示している。

a. 2015 年 5 月 22 日の英国ケントでの地震に関する IRSN 情報

IRSN は 2015 年 5 月 27 日付の情報で、英国ケントでの地震に関する情報を提供している。情報としては、地震の発生時間（5 月 22 日 2 時 52 分）マグニチュード 4.4（CEA 測定）、震源の深さ（10～18km）についてデータを示している。また、ドーバー海峡地帯では 1580 年にマグニチュード 6 と推定される地震が発生したことがあるなど、潜在的に地震が発生する地域であることも説明されており、IRSN が隣国ベルギーと協力して行った研究により、この地域における地殻変動構造が明らかになり、海峡地帯における活断層も特定されたとされている。

²⁶ ASN ウェブサイト

<https://post-accidentel.asn.fr/Accident-de-Fukushima/Les-centrales-nucleaires-de-Fukushima>

これらの情報を示したうえで IRSN は、INB への影響として、震源から最も近い位置にあるフランス北部のグラブリーヌ原子力発電所への影響について説明されている。グラブリーヌ原子力発電所は、以下の図 5-8 に示すとおり、震源から約 60km の地点に立地している。IRSN は、今回の地震をうけて EDF が、発電所の作業員は地震を感知しなかったこと、またサイトに設置されている 4 基の速度計も、既定値を超えなかったことを報告していることを明らかにしている。発電所は、サイト敷地から 30km の地点を震源とするマグニチュード 6.5 の地震にも耐えうるよう設計されており、これよりマグニチュードの小さい地震や、サイトから震源までの距離が数十キロの今回のような地震による発電所への影響はないとしている。

なお、図 5-8 に示すとおり、英国には震源近くにダンジネス原子力発電所が立地しているが、IRSN は同発電所への影響には触れていない。

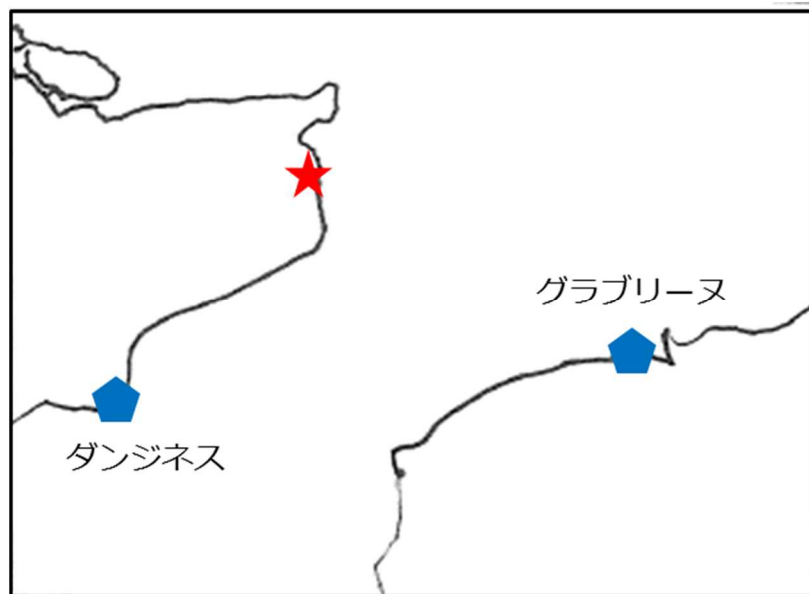


図 5-8 英ケント地震影響の地図

b. 2016 年 4 月 28 日のラ・ロッシュェル地震に関する IRSN 情報

IRSN は 2016 年 4 月 29 日、前 28 日にフランス中部大西洋岸の町ラ・ロッシュェルで発生した地震に関する情報を発表した。英国ケントの地震と同様に、IRSN の情報は、事実情報と地震学的な環境をふまえたうえで、周辺の INB への影響についてまとめている。

事実情報としては、発生時間（4 月 28 日 8 時 46 分）、マグニチュード 5.2（CEA 測定）が示されており、国内での地震ということで、周辺都市のレンヌ、リモージュ、ボルドーなどで揺れが観測されたこと、老朽化した建物において軽微な被害が発生したこと等が示されている。

この地域は地震活動のレベルは穏やかであり、ラ・ロッシュェルの周囲半径 100km 圏内で歴史的に地震が観測された経緯がある。この大きなもので 1972 年のオレロン島での地震、1935 年のルイヤックでの地震、さらには 1772 年モントコントゥールでの地震が挙げられている。この中でも特に、1972 年のオレロン島での地震についてより詳細な情報が示されている。

そのうえで IRSN は、周辺の INB として、ブレイエ、シヴォー、シノンの 3 カ所の原子力発電所とプゾージュのイオン化施設を挙げ、これらへの地震の影響について説明している。以下の図 5-9 に示すとおり、震源からの距離はそれぞれ、プゾージュ 70km、ブレイエ 100km、シヴォー 130km、シノン 150km である。震源からの距離が遠いこと、また地震のマグニチュードが小さいことから、IRSN はこれらの施設への影響はないとしている。

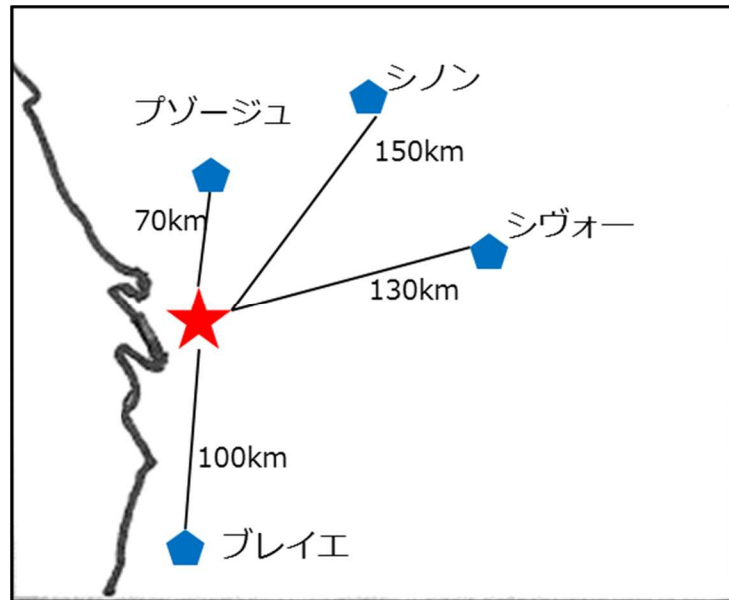


図 5-9 ラ・ロシェル地震の周辺にある INB

c. 2016 年 8 月 24 日のイタリア・アマトリーチェ地震に関する IRSN 情報

IRSN は 2016 年 8 月 26 日、同月 24 日にイタリア中部の町アマトリーチェで発生した地震に関する情報を発表した。英国や仏ラ・ロシェルの地震と同様に、IRSN の情報は、事実情報と地震学的な環境をふまえたうえで、周辺の原子力施設への影響についてまとめている。ただし、この地震は約 270 人の死者を出した大規模なものであったことから、IRSN は住民や建物に関する影響についてもまとめている。

事実情報としては、発生時間（8 月 24 日 3 時 36 分）、マグニチュード 6.0（イタリア国立地球物理学・火山学研究所：INGV 測定）が示されており、震源が、2009 年のラクイラ地震と 1997 年のイタリア中部地震のそれぞれの震源の間に位置していることが示されている。

この地域はアフリカプレートとユーラシアプレートが衝突し、互いに押し合っている地域で、テクトニクス的にも地質学的にも複雑な地域であり、地震活動が活発で、ラクイラ地震やイタリア中部地震なども同じ地域で発生していることが説明されている。また、住民や建物の被害については、死者が 267 人にのぼったこと、アマトリーチェの病院が大規模に損壊して閉鎖されたこと等の被害が示されている。

そのうえで IRSN は、イタリアには運転中の原子炉や、操業中の燃料サイクル施設は存在

せず、もっとも近いのは、以下の図 5-10 に示すとおり、震源から 100km の距離にある新技術・エネルギー・持続可能経済発展庁（ENEA）の研究施設、震源から 140km の距離にある廃止措置中のアルト・ラツィオ原子力発電所及びラティナ原子力発電所であり、これらの原子力施設への地震の影響はなかったと結論している。



図 5-10 アマトリーチェ地震の震源と周辺の原子力施設

6. 原子力規制委員会の広報活動に関する現状分析及び評価

上記の調査結果も踏まえ、規制委員会が行っている広報活動の手段、方法、効果について分析、評価を行った。

6.1 ホームページの分析・評価

6.1.1 ホームページの概要

ホームページは、インターネットを通じて迅速かつ広範囲に情報を伝達することができる有効な広報手段である。規制委員会では、ホームページを活用して、記者会見等の動画や発表資料等を迅速に公開するとともに、これを豊富に格納している。

6.1.2 評価の視点

昨年度の調査を踏まえ、以下の通り評価の視点を設定した。

- 認知度・接触度
- 迅速性
- 情報の充実性・有用性
- ツールとしての利便性

6.1.3 分析・評価

分析・評価の結果を以下に示す。

<認知度・接触度>

- Web アンケート問 3「あなたは、原子力規制委員会のホームページ（<http://www.nsr.go.jp/>）を見たことがありますか。あてはまるものを 1 つだけお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化を図 6-1、図 6-2 に再掲する。どちらの地域においても平成 27 年度にくらべて平成 28 年度は「よく見る」、「時々見る」、「見たことがある」という選択肢の回答割合が微増している。

<電力消費地域住民>

FY25 (n=1, 006)
FY27 (n=1, 137)
FY28 (n=453)

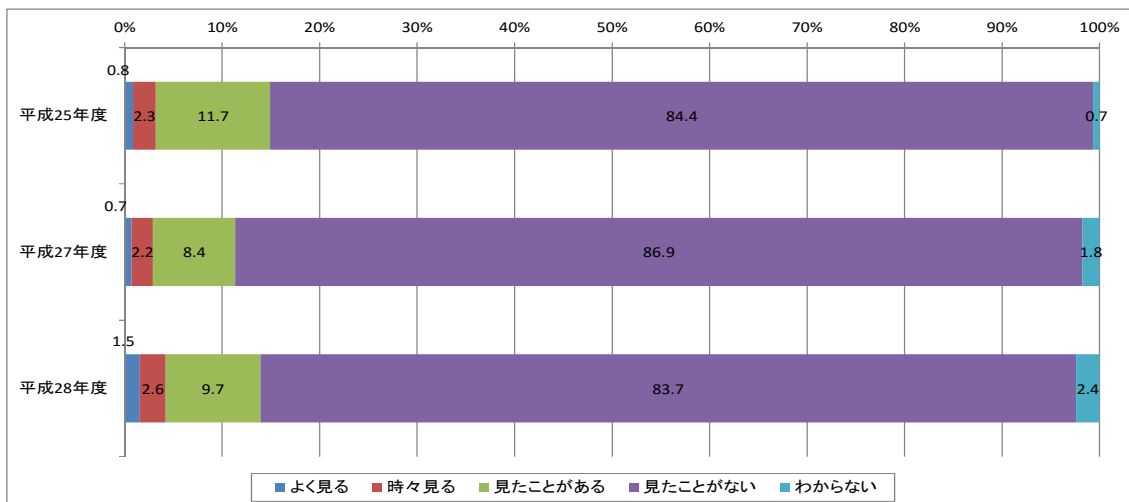


図 6-1 問3「あなたは、原子力規制委員会のホームページ（<http://www.nsr.go.jp/>）を見たことがありますか。あてはまるものを1つだけお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化（1/2）（再掲）

<原子力施設立地・周辺自治体住民>

FY25 (n=7, 226)
FY27 (n=7, 976)
FY28 (n=3, 160)

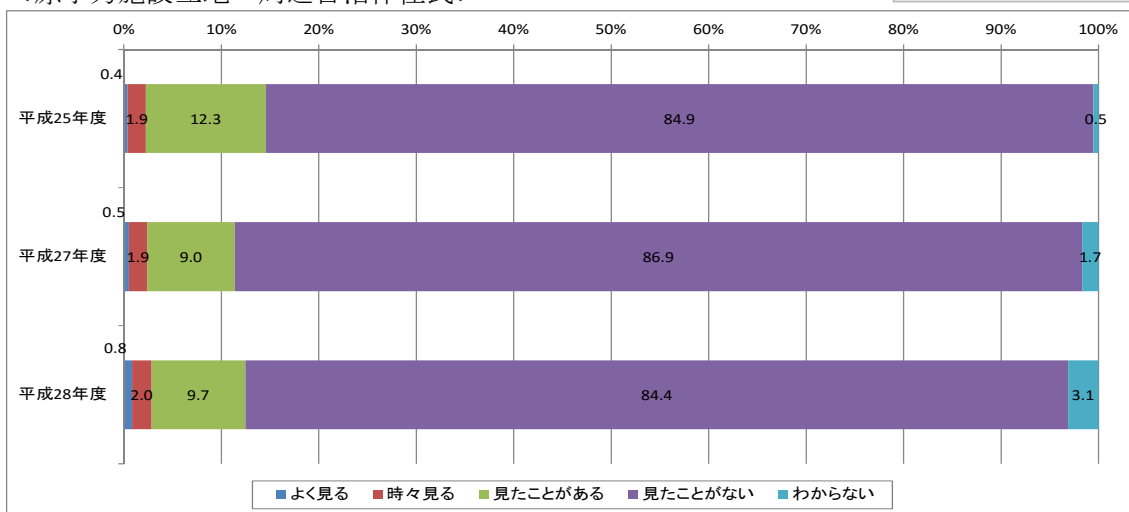


図 6-2 問3「あなたは、原子力規制委員会のホームページ（<http://www.nsr.go.jp/>）を見たことがありますか。あてはまるものを1つだけお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化（2/2）（再掲）

- ホームページのアクセスログ報告²⁷によれば、ページビュー数²⁸は4月以降ゆるやかな減少傾向にあり、11月のページビュー数は約264万となっている（図6-3）。セッション数²⁹は月あたり約30万前後で推移している（図6-4）。なお、平成28年度のページビュー数は月当たり約500万ページビュー、セッション数は月あたり約44万となっており、ページビュー数・セッション数共に減少している。

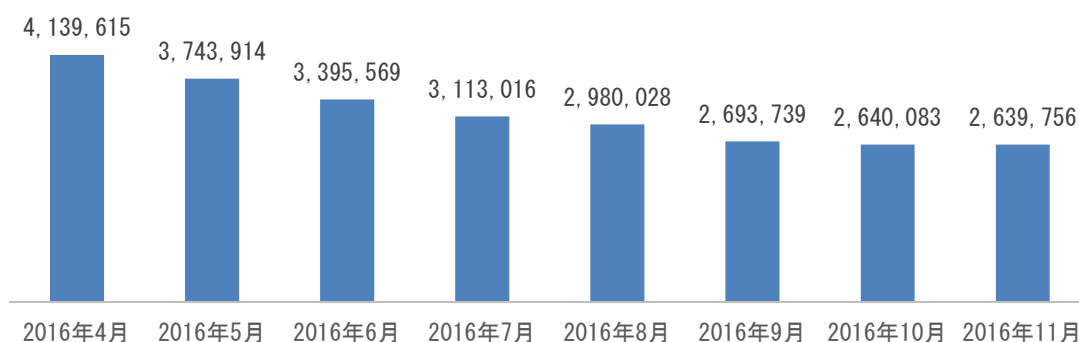


図 6-3 ホームページのページビュー数の推移

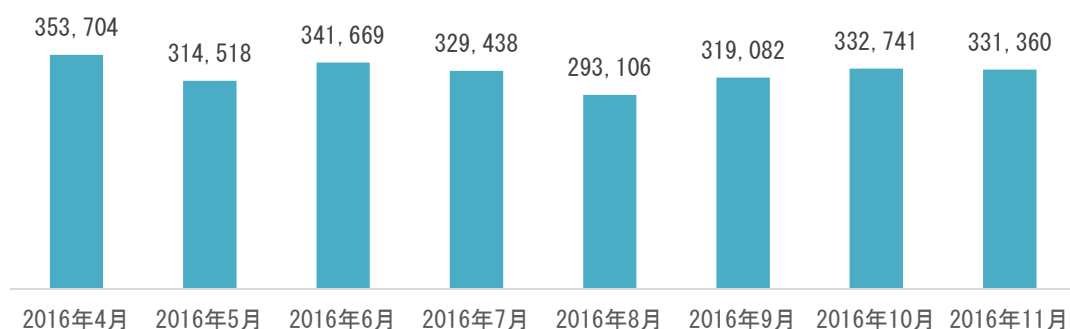


図 6-4 ホームページのセッション数の推移

- ホームページのアクセスログ報告によれば、曜日別のアクセス傾向は平日の利用が中心となっており、平成27年度と同様に、ビジネス利用者が多くを占めていると考えられる。
- 以上を踏まえると、昨年度と比べてホームページの認知度は微増しているものの、実際にホームページに接触する機会は減少しており、かつビジネス利用者が多数である傾向も続いている。そのため、今後の課題としては、昨年度から引き続き低関心層へ

²⁷ 原子力規制庁から貸与があったアクセスログデータ

²⁸ 訪問者の要求に応じて転送に成功したページ（HTML ファイル）数。

²⁹ 訪問者がサイトにアクセスして退出した回数。1人の訪問者が1日に何回も訪問した場合はその都度カウントされる。

の普及が挙げられる。特に、今年度はトップページに「情報提供」の掲載を開始するなどコンテンツ面での拡充がはかられているので、このようなホームページを用いた情報提供内容を積極的に広報することで、より広い層に効果的にコンテンツを届けることができると考えられる。

<迅速性>

- 記者会見録や会議資料・議事録については、会議・報告後早々に掲載されており、情報発信のスピードは平成 27 年度調査時から引き続き高く評価できる。
- **Web アンケート問 4**「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつ選びください。」のうち情報提供の迅速さに対する回答結果の経年変化を図 6-5 および図 6-6 に再掲する。どちらの地域も平成 27 年度にくらべて平成 28 年度は「高く評価できる」、「ある程度評価できる」という選択肢の回答割合が増加している。

<原子力施設立地・周辺自治体住民>

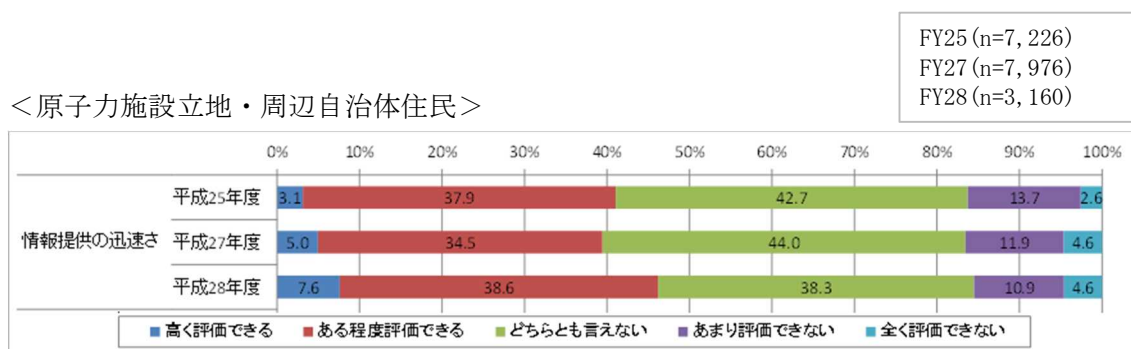


図 6-5 問 4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつ選びください。」のうち情報提供の迅速さに対する回答結果の経年変化 (1/2) (再掲)

<電力消費地域住民>

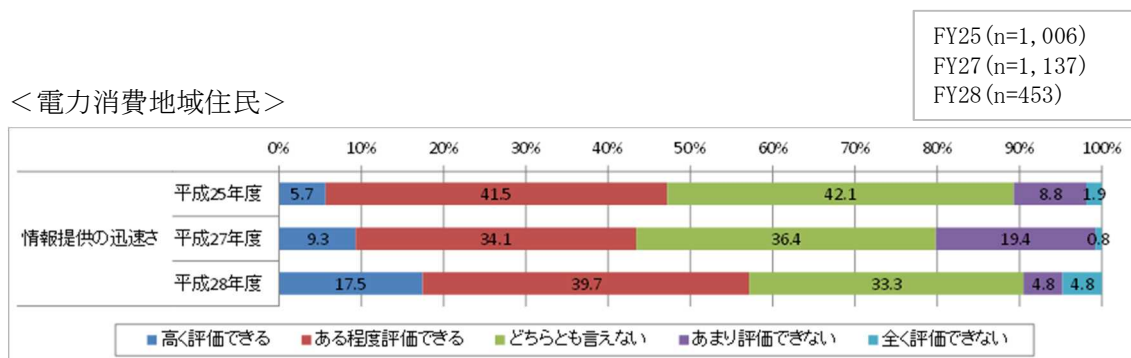


図 6-6 問 4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつ選びください。」のうち情報提供の迅速さに対する回答結果の経年変化 (2/2) (再掲)

<充実度・有用性>

- Web アンケート問4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」のうち情報提供の迅速さに対する回答結果の経年変化を図6-7 および図6-8 に再掲する。どちらの地域も平成27年度にくらべて平成28年度は「高く評価できる」、「ある程度評価できる」という選択肢の回答割合が増加している。

<原子力施設立地・周辺自治体住民>

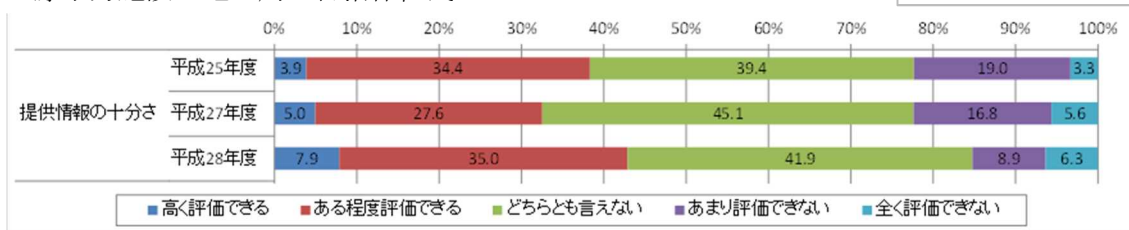


図 6-7 問4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」のうち情報提供の十分さに対する回答結果の経年変化（1/2）（再掲）

<電力消費地域住民>

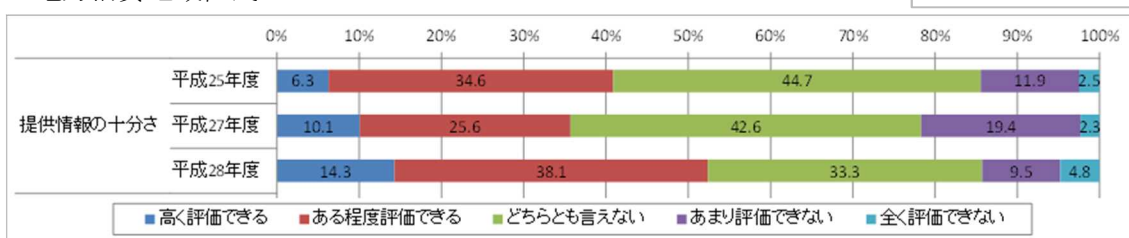


図 6-8 問4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」のうち情報提供の十分さに対する回答結果の経年変化（2/2）（再掲）

- 一方で、FGI では技術用語の解説や用語集の拡充、具体的なイメージ・分かりやすい例えが必要などの課題が得られている。そのため、低関心層への普及を念頭においた場合、背景情報がなくても理解できるような一般向けの説明資料を充実することが望ましい。

＜利便性＞

- Web アンケート問 4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。」のうち探しやすさ、使いやすさへの配慮に対する回答結果の経年変化を図 6-9 および図 6-10 に再掲する。どちらの地域も平成 27 年度にくらべて平成 28 年度は「高く評価できる」、「ある程度評価できる」という選択肢の回答割合が増加している。

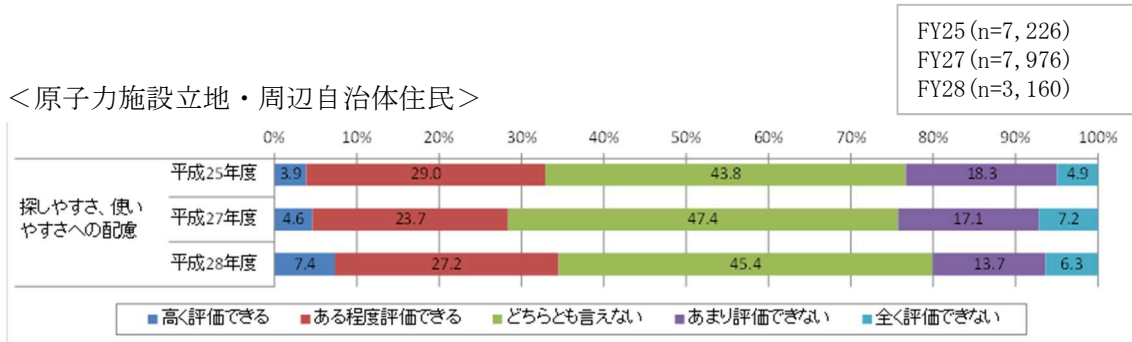


図 6-9 問 4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。」のうち探しやすさ、使いやすさへの配慮に対する回答結果の経年変化（1/2）（再掲）

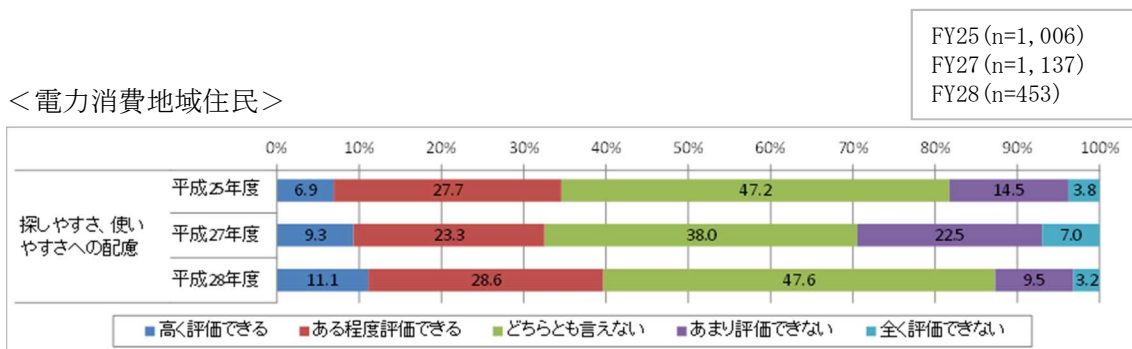


図 6-10 問 4「原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。」のうち探しやすさ、使いやすさへの配慮に対する回答結果の経年変化（2/2）（再掲）

- ホームページのアクセスログ報告によれば、2016 年 12 月 1 日～2016 年 12 月 27 日の期間でセッション数が多いコンテンツは表 6-1 の通り。グローバルナビゲーションのページが上位に多数含まれており、利便性の向上に役立っていると思われる。
- 一方、「サイト内検索の結果」もセッション数の多いコンテンツに上位に入っていることから、検索ワードを分析してニーズの高いコンテンツを把握し、トップページやそれに準ずるページから該当ページへのルートを分かりやすく示す等の工夫が望ましい。

表 6-1 セッション数が多い上位コンテンツ（2016.12.1-2016.12.27）

順位 (昨年度※)	内容	件数
1 (1)	原子力規制委員会トップページ</index.html>	104,720
2 (3)	新着履歴</news/index.html>	13,434
3 (2)	会議・面談等</disclosure/index.html>	11,200
4 (7)	原子力規制委員会記者会見</nra/kaiken/index.html>	6,642
5 (4)	組織について</nra/index.html>	5,422
6 (17)	原子力規制委員会</disclosure/committee/kisei/index.html>	4,904
7 (12)	サイト内検索の結果</search_result.html>	4,815
8 (8)	政策について</activity/index.html>	4,418
9 (5)	適合性審査について</activity/regulation/tekigousei/index.html>	4,332
10 (10)	法令・基準</law_kijyun/index.html>	4,320

灰色セルはグローバルナビゲーションのコンテンツ

※昨年度調査の収録期間は 2015 年 2 月 8 日～2015 年 8 月 31 日

<小括>

- 平成 27 年度と比べてページビュー数・セッション数ともにやや減少した。
- 「情報提供」等のコンテンツ充実の一方で、ビジネス利用者が多数である傾向が続いており、低関心層への普及が課題。なお、その際は FGI の結果を踏まえて、背景情報がなくても理解できるような一般向けの説明資料の充実も必要。
- グローバルナビゲーションの効果が出ているが、「サイト内検索の結果」も一定数利用されているため、検索ワードからニーズを分析し、簡易にアクセスできるようにすることが望ましい。

6.2 記者会見の分析・評価

6.2.1 記者会見の概要

各種会議・記者会見動画は、You tube またはニコニコ動画での中継公開と、終了後の動画公開が実施される。また、資料や議事録はホームページ上に掲載される。

6.2.2 評価の視点

平成 27 年度調査を踏まえ、評価の視点を以下の通り設定した。

- 認知度、関心度
- 実施頻度

6.2.3 分析・評価

分析・評価の結果を以下に示す。

<認知度、関心度>

- 高頻度で実施されている記者会見にも関わらず、毎回必ず数名の記者、臨時の記者会見では十名以上の記者が出席しており、マスメディアの記者会見の認知度及び規制委員会に対する関心度は引き続き高いと言える。
- You tube の視聴回数³⁰では、原子力規制委員会と原子力規制委員会定例記者会見の動画は概ね 300～500 回となっており、この傾向は平成 27 年度と同様である。
- なお、今年度の動画のうち視聴回数が多かったものは、熊本地震を受けて開催された「原子力規制委員会臨時記者会見（平成 28 年 4 月 18 日）」と「島崎邦彦前原子力規制委員会委員長代理との面会（平成 28 年 6 月 16 日）」の二つで、ともに約 2,000 回であり、定例ではなく臨時で開催される性質の会見については関心が高いといえる。

<実施頻度>

- 週 3 回の会見を今年度も継続して実施している。このような高い開催頻度を継続して行っている公的機関はあまり例がなく、情報公開の姿勢は高く評価される。
- 平成 28 年 4 月 18 日に熊本地震を受けて臨時の記者会見が実施され、動画の視聴回数も定例会見より多かったことから、高い関心にこたえることができたといえる。一方で、一部記者から情報発信のタイミングや十分性について疑問が呈されており、今後、熊本地震のような「情報提供」事象の際に、記者会見を実施するか否かについて検討することも一案である。

<小括>

- 平成 27 年度調査から引き続いて、情報公開の姿勢は高く評価される。
- 熊本地震のような「情報提供」事象時の記者会見については、現在も実施している記者会見に出席している記者らとの意見交換を通じて、頻度・タイミングを摺り合わせていく必要がある。

6.3 N アラートの分析・評価

6.3.1 N アラートの概要

原子力緊急アラート（以下、N アラート）とは、原子力施設立地地域にて大規模災害等が発生した際、原子力規制委員会から、直接、原子力施設の状況などの情報を携帯電話にメールで知らせることを目的にした緊急情報メールサービスである。送信された過去の情報は、規制委員会のホームページの「緊急時情報ホームページ」上で、新着順、地域別等に閲覧す

³⁰ 視聴回数はすべて 2017 年 1 月 27 日時点のもの。

ることができる。

現在 N アラートで配信される情報は、従来の「緊急情報」に加えて、熊本地震を受けて平成 28 年 10 月 3 日に新規追加された「情報提供」がある。それぞれの配信条件は以下の通り³¹。

- 緊急情報の配信条件
 - 原子力施設の立地市町村において震度 5 弱以上の地震の発生
 - 原子力施設の立地道府県において震度 6 弱以上の地震の発生
 - 原子力施設に緊急事態が生じた場合
- 情報提供の配信条件
 - 原子力施設の立地市町村において震度 4 の地震の発生
 - 原子力施設の立地道府県において震度 5 弱または 5 強の地震の発生
 - 国内において原子力施設立地道府県以外で震度 6 弱以上の地震の発生
 - 東京 23 区内で震度 5 強以上の地震の発生
 - 気象庁による大津波警報の発表
 - その他、内閣危機管理監による参集事象（例：火山噴火）

情報提供と緊急情報の配信状況を表 6-2 及び表 6-3 に示す。

表 6-2 情報提供の配信状況

発信日時		タイトル
平成 28 年度	2017/01/18 07:51	情報提供 異常なし(第 1 報)茨城県沖で発生した地震の影響
	2017/01/05 01:31	情報提供 異常なし(第 1 報)福島県沖で発生した地震の影響
	2016/11/24 06:59	【異常なし 地震】福島県沖で発生した地震による原子力施設への影響について
	2016/11/12 07:29	【異常なし 地震】宮城県沖で発生した地震による原子力施設への影響について
	2016/10/21 19:06	【情報提供メール】鳥取県中部で発生した地震による影響について
	2016/10/16 17:11	【異常なし 地震】宮城県沖で発生した地震による原子力施設への影響について
	2016/10/03 14:27	【お知らせ】情報提供メール発信について

³¹ 原子力規制庁、大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について、平成 28 年 7 月 13 日

表 6-3 緊急情報の配信状況

発信日時		タイトル
平成 28 年 度	2016/12/28 23:29	緊急情報 異常なし(第3報)茨城県北部で発生した地震の影響
	2016/12/28 22:43	緊急情報 異常なし(第2報)茨城県北部で発生した地震の影響
	2016/12/28 22:21	緊急情報 異常なし(第1報)茨城県北部で発生した地震の影響
	2016/11/22 16:40	【異常なし・地震】地震による原子力施設への影響について(第3報)
	2016/11/22 08:00	【緊急情報メール(原子力緊急アラート)】福島県沖で発生した地震による影響について
	2016/11/22 07:42	【緊急情報メール(原子力緊急アラート)】福島県沖で発生した地震による影響について
	2016/11/13 17:03	【訓練】緊急メール配信訓練終了のお知らせ (この間訓練に関するメールが17件)
	2016/11/11 14:51	【訓練】総合防災訓練の緊急メール配信(訓練)のお知らせ
	2016/10/21 15:37	【緊急情報メール(原子力緊急アラート)】鳥取県中部で発生した地震による影響について
	2016/10/21 14:38	【緊急情報メール(原子力緊急アラート)】鳥取県中部で発生した地震による影響について
	2016/09/09 19:08	【お知らせ】北朝鮮における核実験による放射能影響の今後の情報提供について (この間北朝鮮における核実験に関するメールが4件)
	2016/09/09 13:45	【異常なし】平成28年9月9日13時30分現在 北朝鮮における核実験による放射能影響
	2016/09/09 13:39	【お知らせ】緊急情報メールサービスでの北朝鮮における核実験による放射能影響の情報提供
	2016/08/19 21:44	【異常なし・地震】茨城県沖で発生した地震による原子力施設への影響について
	2016/08/15 16:41	【異常なし・地震】(平成28年8月15日16時32分現在)福島県沖で発生した地震の原子力施設への影響
	2016/07/28 00:24	【緊急情報メール(原子力緊急アラート)】茨城県北部で発生した地震による影響について
	2016/07/13 13:10	【お知らせ】大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について (この間熊本地震に関するメールが58件)
	2016/06/16 14:53	【異常なし・地震】北海道で発生した地震による原子力施設への影響について (この間熊本地震に関するメールが12件)
	2016/06/12 08:46	【異常なし・地震】茨城県南部で発生した地震による原子力施設への影響について (この間熊本地震に関するメールが52件)
	2016/05/16 22:12	【緊急情報メール(原子力緊急アラート)】茨城県南部で発生した地震による影響について (この間熊本地震に関するメールが69件)
	2016/04/19 18:27	【異常なし・規制庁】(平成28年4月19日18時10分現在)熊本地震の原子力施設への影響について
	2016/04/19 16:43	【お知らせ】緊急情報メールサービスを用いた熊本地震の原子力施設への影響に関する情報提供について
平成 27 年 度	2016/01/14 12:52	【緊急情報メール(原子力緊急アラート)】浦河沖で発生した地震による影響について
	2015/05/13 08:25	【緊急情報メール(原子力緊急アラート)】宮城県沖で発生した地震による影響について(訂正)
	2015/05/13 07:54	【緊急情報メール(原子力緊急アラート)】宮城県沖で発生した地震による影響について

6.3.2 評価の視点

平成 27 年度調査を踏まえ、評価の視点を以下の通り設定した。

- 認知度
- 関心度（登録者数）
- 迅速性
- 発信頻度
- 情報の充実性

6.3.3 分析・評価

分析・評価の結果を以下に示す。

<認知度>

- Web アンケート問 5「原子力規制委員会の緊急情報メールサービス (<http://kinkyu.nsr.go.jp/m>) では、原子力施設立地地域で大規模災害等が発生した際、原子力規制委員会から配信登録者に対して、直接、原子力施設の状況やモニタリング情報などの緊急情報を、携帯電話にメールでお知らせしています。（後述のサンプル参照）あなたは原子力規制委員会の緊急情報メールサービスに登録していますか。あてはまるものを 1 つだけお選びください。」という問に対する平成 27 年度と平成 28 年度の比較を図 6-11 に再掲する。同図に示すように、結果にあまり差は見られなかった。

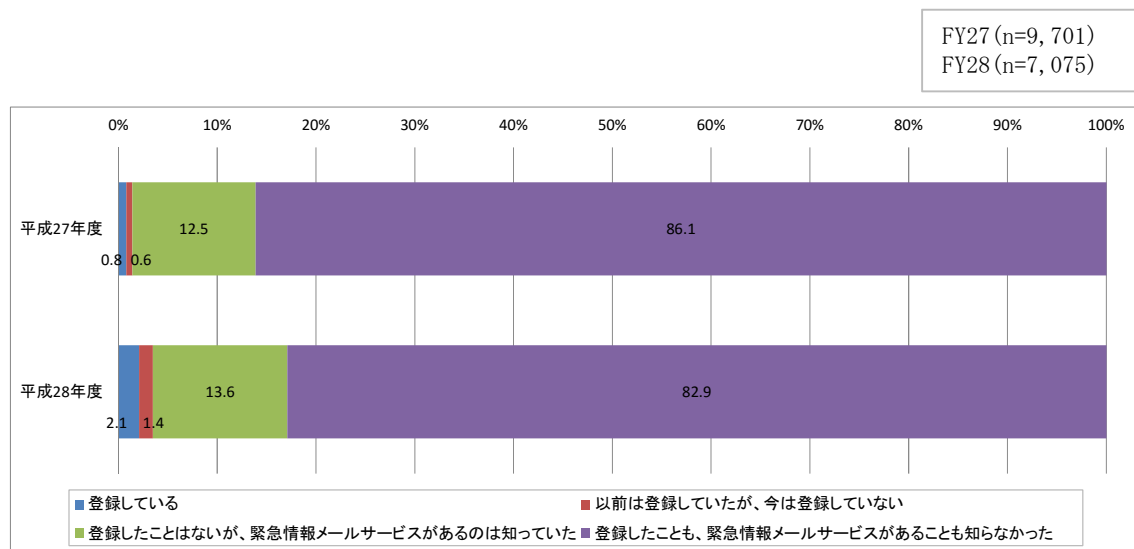
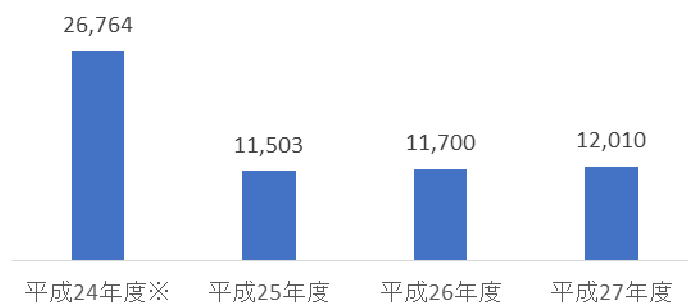


図 6-11 問 5「あなたは原子力規制委員会の緊急情報メールサービスに登録していますか。」という問に対する回答結果の経年変化（再掲）

< 関心度（登録者数） >

- N アラートの登録者数は、平成 25 年度以降微増している³²。東日本大震災以前のモバイル保安院の登録者数は平成 22 年度で 5,851 人であったことと比較すると、N アラートはモバイル保安院よりも多い登録者数で落ち着いていると言える。（図 6-12）



※平成 24 年度は東日本大震災直後のため一時的に増加したと思われる

図 6-12 N アラートの登録者数

< 迅速性 >

- 地震発生から緊急情報第 1 報配信までに要した時間を表 6-4 に示す。概ね 40 分前後

³² 平成 27 年度行政事業レビューシート「原子力安全規制情報広聴・広報事業委託費」、平成 28 年度行政事業レビューシート「原子力安全規制情報広聴・広報事業委託費」より三菱総合研究所作成

で配信されており、他分野の事例³³とくらべても遜色ない。

- ただし、11月22日の福島沖での地震のみ、1通目が第1報ではなく追加情報の扱いで発生から時間が空いて配信されているため、理由について確認しておく必要がある。

表 6-4 Nアラート緊急情報の地震第1報配信時間（熊本地震を除く）

事 象	第1報の 配信時間	第1報までの 時間
2016年12月28日21時38分頃に茨城県北部で発生した地震	同日22時21分	43分後
2016年11月22日5時59分頃に福島県沖で発生した地震※	同日7時42分※	163分後※
2016年10月21日14時07分頃に鳥取県中部で発生した地震	同日14時38分	31分後
2016年8月19日21時07分頃に茨城県沖で発生した地震	同日21時44分	37分後
2016年8月15日16時4分頃に福島県沖で発生した地震	同日16時41分	37分後
2016年7月27日23時47分頃に茨城県北部で発生した地震	翌日0時24分	37分後
2016年6月16日14時21分頃に北海道で発生した地震	同日14時53分	32分後
2016年6月12日7時54分頃に茨城県南部で発生した地震	同日8時46分	52分後
2016年5月16日21時23分頃に茨城県南部で発生した地震	同日22時12分	49分後

※追加情報としての配信

<発信頻度>

- 平成28年度は熊本地震以外にも地震が多数発生したため配信件数が多くなっている。また、地震以外にも北朝鮮の核実験に関連する配信も実施されており、緊急時情報提供に適した頻度での運用がなされていると言える。

<情報の充実性>

- 地震関連の緊急情報として配信に記載されている内容には大きな変化はない。
 - また、平成28年度は北海道で開催された総合防災訓練において、訓練の一環としてNアラート緊急情報の配信が実施された。配信内容は非常に多岐にわたる内容となっていた一方で、携帯によっては文字数制限で表示しきれない事象が起こったため、一部情報を省略して送るといった工夫がなされた。今回の訓練での課題を踏まえて、より効果的な配信形式についての検討が期待される。
- 例えば、訓練最後に配信された内容は、次のような項目について時系列で情報が記載されていた。1. 地震の概要、2. 政府の主な対応、3. プレス等公表の状況、4. 原子力施設の被害状況に関する情報、5. 住民避難に関する情報、6. 周辺の被害状況、7. 安定ヨウ素剤の服用に関する情報、8. 負傷者の発生状況、9. 放射性物質の外部への影響に関する情報

³³ 例えば消防庁の「火災・災害等即報要領（平成16年9月改正）」では、市町村に対して「報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第1報を報告する」としている

<小括>

- 認知度や登録者数には大きな変化はなかった。
- 今年度は「緊急情報」と「情報提供」の2種類の配信が開始された。今後は、実際のユーザーの意見を収集し、より適切な頻度・内容を検討することが望まれる。
- 総合防災訓練での配信によって、配信内容の分量について課題が見つかった。今後、より効果的な配信形式・分量について検討することが望まれる。

6.4 ツイッターの分析・評価

6.4.1 ツイッターの概要

規制委員会はツイッター³⁴を用いて、規制委員会の定例会見、審査会合などの開催情報、Nアラートと連動した緊急情報について、WebページのURLを付記して発信している。規制委員会がフォローするアカウントは、環境省、IAEA、首相官邸、首相官邸（災害・危機管理情報）、ツイッターサポートの5つで、まれにフォロー先のアカウントの原子力に関連するツイートをリツイートしている³⁵。

6.4.2 評価の視点

平成27年度調査を踏まえ、以下の通り評価の視点を設定した。

- 認知度
- 関心度（フォロワー数）
- 迅速性
- 情報の充実性

6.4.3 分析・評価

分析・評価の結果を以下に示す。

<認知度>

- Web アンケート問8「原子力規制委員会の公式 Twitter（<https://twitter.com/gensiryokukisei>）では、委員会・審査会合・検討会・記者会見等の開催情報、各

³⁴ ツイッター（Twitter）とは、ツイートと呼ばれる140文字のメッセージから成り立つマイクロブログである。自身のツイートを発信することと、興味のあるアカウントをフォローすることでそのユーザーが発信するツイートをリアルタイムで閲覧することができる（フォローした側のアカウントは、フォロワーと呼ばれる）。他にも、他のユーザー名に@を付けて発信することでツイートによる返信（リプライ）ができ、また、興味のあるツイートを自分のフォロワーへ転送（リツイート）できるなど様々な使い方がある。原子力規制委員会のアカウントは「@gensiryokukisei」

³⁵ 例えば平成28年9月8日の北朝鮮核実験に関する首相官邸(災害・危機管理情報)のツイートなど

種会議の資料や議事録の掲載情報等を発信しています。（後述のサンプル参照）あなたは、原子力規制委員会の公式 **Twitter** をフォローしていますか。あてはまるものを1つだけお選びください。」という問に対する平成 27 年度と平成 28 年度の比較を図 6-13 に再掲する。同図に示すように、認知している回答者³⁶にあまり差は見られなかった。

- なお、**Twitter** アカウントの認知率が低い結果となっているが、総務省の調査³⁷によればツイッター自体の利用率が **28.7 %**であることに留意が必要である。

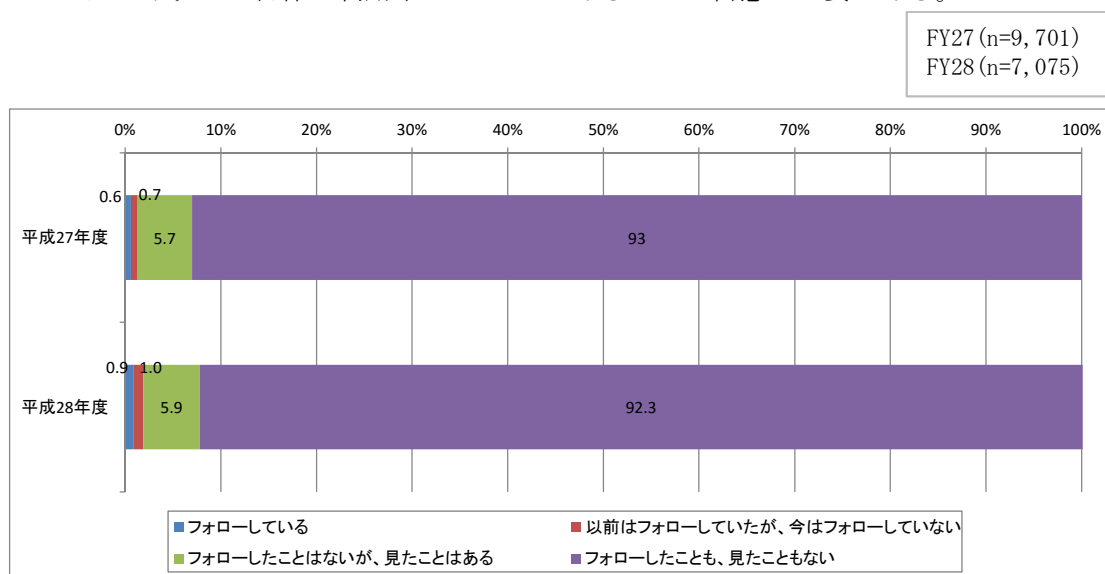


図 6-13 問 8「あなたは、原子力規制委員会の公式 Twitter をフォローしていますか。あてはまるものを1つだけお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化（再掲）

< 関心度（フォロワー数） >

- 規制委員会ツイッターアカウントのフォロワー数は約 **42,700**³⁸であり、平成 27 年度末の約 **35,500**、平成 25 年度末の約 **17,800** から増加傾向にある。
- なお、図 6-13 に示すように、規制委員会のツイッターアカウントがあることを認知している回答者は全体の **7.8 %**、フォローに至っている回答者は **0.9 %**なので、認知からフォローに至っている割合は約 **12 %**程度にとどまっている。
- ツイッター等の **SNS** は平時の情報発信だけでなく、緊急情報の発信などの際にも有効なツールであるため、引き続きフォロワー数の推移に注目する必要がある。

< 迅速性 >

- 各会合の開催前に、中継用の **URL** 等も付記された上で開催情報が発信されており、

³⁶ 「フォローしている」、「以前はフォローしていたが、今はフォローしていない」、「フォローしたことはないが、見たことはある」の合計

³⁷ 総務省、平成 28 年度版情報通信白書、平成 28 年 7 月

³⁸ 平成 28 年 1 月 27 日時点。

規制委員会の会合等の開催情報を発信するという目的では、発信の迅速性については評価できる。

- **N**アラートと連動した情報発信についても、概ね **N**アラートから数分後に投稿されており³⁹、発信の迅速性については評価できる。

<提供情報の充実性>

- **Web** アンケート問 9「今後、原子力規制委員会の公式ツイッターに対して、特に期待することを1つお選びください。」という問に対する平成 27 年度と平成 28 年度の比較を図 6-14 に再掲する。昨年に引き続き、公式ツイッターに期待する事項として最も大きいのは緊急時の情報発信である。現在、**N**アラートと連動した運用がなされているため、ニーズに応える運用となっていると言える。

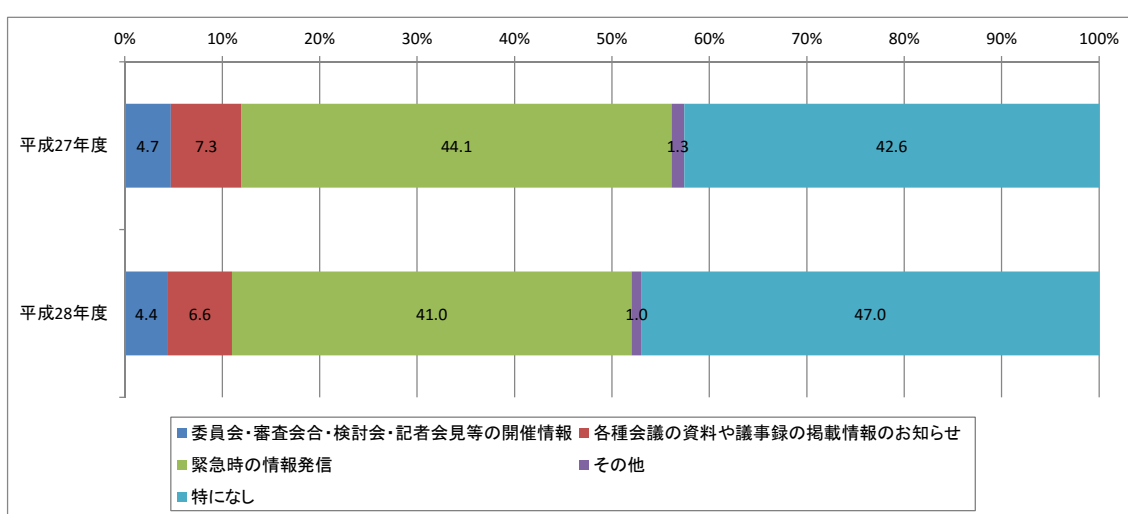


図 6-14 問 9「今後、原子力規制委員会の公式 Twitter に対して、特に期待することを1つお選びください。」という問に対する回答結果の経年変化（再掲）

<小括>

- 認知度には大きな変化はないが、フォロー数は増加傾向にある。
- ツイッターに対しては、緊急時の情報発信のニーズが大きい。現在、**N**アラートと連動した緊急情報の発信が適切に実施されており、ユーザーの期待とも合致している。
- ツイッター等の **SNS** は平時の情報発信だけでなく、緊急情報の発信などの際にも有効なツールであるため、引き続きフォロワー数の推移に注目する必要がある。

³⁹ 例えば 2016 年 12 月 28 日 21 時 38 分頃に茨城県北部で発生した地震について、**N**アラートの第 1 報は同日 22 時 21 分、ツイッターへの投稿は 22 時 24 分頃

7. 原子力規制委員会の広報活動の改善策の提言

7.1 広報活動の評価指標に関する検討

7.1.1 既存の評価指標について

平成 28 年度行政事業レビューシート⁴⁰によれば、成果目標及び成果実績（アウトカム）として以下の設定されており、特に成果指標として「ホームページ閲覧数」が利用されている。

- 施策
 - 原子力規制行政に対する信頼の確保
- 定量的な成果目標
 - 原子力規制行政に関する透明性を確保し、国民からの信頼を回復させることを成果目標とする
- 成果指標
 - ホームページ閲覧数
- 本事業の成果と上位施策・測定指標との関係
 - 原子力規制について広く情報提供を行うことは、原子力規制行政の透明性確保及び説明責任を果たすことに繋がり、国民からの原子力規制行政に対する信頼を回復させることにも繋がる。ホームページでの原子力規制に係る情報提供の充実を図ることは、国民が求める情報の入手を容易にし、閲覧数の上昇に繋がる。

4 章の報道分析で述べた通り、東日本大震災の直後に比べると規制委員会へのメディアの関心は低下し、平常時に移行しつつある。このように、関心が平常時に移行しつつある中では、実際にホームページを閲覧せずとも原子力規制委員会を信頼しているという状況も大いに予想される。そのため、ホームページ閲覧数という指標に変えて、将来的には別途成果指標を検討することが考えられる。

7.1.2 施策目標からみた評価指標の案

上記に述べたように関心が平常時に移行しつつあり、ホームページ閲覧数以外の指標も原子力規制委員会の信頼を図り得ることから、ここでは施策目標である「原子力規制行政に対する信頼の確保」に立ち戻り、他の評価指標を検討することとした。

2015.04.01～2020.03.31 の 5 年間における原子力規制委員会の施策目標⁴¹を図 7-1 に示す。ここでは、行政事業レビューでも用いられている施策である「原子力規制行政に対する信頼の確保」の戦略として、「原子力規制行政が独立性・中立性・透明性を担保しつつ、意

⁴⁰ 平成 28 年度行政事業レビューシート「原子力安全規制情報広聴・広報事業委託費」

⁴¹ 原子力規制委員会 中期目標一覧、<https://www.nsr.go.jp/data/000142083.pdf>

思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底して説明責任を果たしていること」とあり、これが原子力規制に係る広報における中心的な目標となりうる。

また、そのほかの施策目標である、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視、原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築、核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施、および、原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実といった取り組みが、上記の中心的な目標に照らして適切に広報されているかどうかについても広報活動の成果として評価されるべき項目となりうる。

＜組織理念＞ 原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。原子力にかかわる者はすべから高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。 使命 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。 活動原則 原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。 (1) 独立した意思決定 何ものにもとられず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。 (2) 実効ある行動 形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。 (3) 透明で開かれた組織 意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。 (4) 向上心と責任感 常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。 (5) 緊急時即応 いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。					
＜中期目標期間＞ 2015. 04. 01 から 2020. 03. 31 までの5年間					
＜組織目標＞ 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
＜施策目標＞ 原子力規制行政に対する信頼の確保	＜施策目標＞ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	＜施策目標＞ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	＜施策目標＞ 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築	＜施策目標＞ 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施	＜施策目標＞ 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実
＜基本的考え方＞ 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。	＜基本的考え方＞ 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。	＜基本的考え方＞ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。	＜基本的考え方＞ 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。	＜基本的考え方＞ 核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。	＜基本的考え方＞ 原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。
＜戦略＞ ○ 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保 ・独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた行動規範等を厳格に運用する。意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底し、説明責任を果たす。また、被規制者との安全性向上に係る意見交換、行政手続法で要求されない案件についても積極的にパブリックコメントを募ること、国際アドバイザーとの意見交換などにより、国内外の多様な意見に耳を傾ける。 ○ 組織体制及び運営の継続的改善 ・2015年から本格運用を開始するマネジメントシステムについて、安全文化の醸成や規制の改善につながるものとなるよう継続的改善を行いつつ組織全体に定着させる。 ・国際原子力機関（IAEA）の国際ビ	＜戦略＞ ○ 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善 ・IRRSの指摘や諸外国の規制制度（検査制度、廃止措置制度等）、被規制者との安全性向上に係る意見交換も参考にしつつ、望ましい規制制度や検査の運用のあり方について検討し、必要に応じて制度整備を行う。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故後の放射線に関する各種課題に対応するため、最新の国際的な知見も踏まえて、緊急作業に従事する者の被ばく制限のあり方等を見直す。 ○ 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施 ・特定重大事故等対処施設を含め、新規規制基準への適合性審査・検査を厳正かつ適切に進める。 ・個別の原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策等の評価などの対応を厳正かつ適切に進め	＜戦略＞ ○ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 ・特定原子力施設に係る実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局の立場として技術的観点から東京電力を積極的に指導し、監視する。 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 ・東京電力福島第一原子力発電所事故の分析を継続的に実施し、科学的・技術的知見を抽出して国内の規制に反映させる。またそれらを海外にも積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動にも参加することにより、国際的な原子力の安全向上に貢献する。 ○ 放射線モニタリングの実施 ・東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング	＜戦略＞ ○ 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善 ・安全研究の実施や国内外の情報の収集・分析等により得られた最新の科学的・技術的知見、国際原子力機関（IAEA）等の基準の見直しに係る動向、新規規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて規制基準を継続的に改善する。 ○ 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積 ・規制課題を踏まえて安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。特に、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程における規制課題、重大事故に至る共通原因故障を引き起こす自然現象への対策及び重大事故等対策に係る科学的・技術的知見の拡充並びにこれらを支える技術基盤の整備に重点を置く。また、安全研究の実施に当たっては、国際	＜戦略＞ ○ 核セキュリティ対策の強化 ・核セキュリティ上の課題として、個人の信頼性確認制度の導入、輸送時の核セキュリティ対策、放射性同位元素及び関連施設の核セキュリティ等について検討・制度化し、円滑に施行する。 ・IAEAの最新の核物質防護に関する勧告等を踏まえ強化を図った事業者の防護措置の状況について、核セキュリティ文化の醸成やサイバーセキュリティ対策も含め核物質防護規定の審査、核物質防護検査等において厳正かつ適切に確認する。 ○ 保障措置の着実な実施 ・IAEA及び二国間原子力協力協定締約国との良好な意思疎通を図りつつ、IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行し、併せて我が国の着実な取組を積極的に発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、ま	＜戦略＞ ○ 原子力災害対策指針の継続的改善 ・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、現行の原子力災害対策指針において課題とされている点について検討を進め、結果を指針に反映する。 ○ 放射線モニタリングの充実 ・原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制を整備する。また、訓練等を通じて緊急時対応能力の向上に努める。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、福島県を中心に陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供する。＜再掲＞ ・環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視と関係者と連携して測定に関する情報提供を行う。

図 7-1 原子力規制委員会の中期目標（1/2）

アレビュー（総合規制評価サービス（IRRS））の受入れ等を通じ、原子力規制に係る組織体制及び運営を継続的に改善する。また、緊急時対応評価（EPREV）の受け入れに向けた検討を行う。 ・中期目標を達成するため、実効的で効率的な組織体制となるよう資源配分を不断に見直す。 ○ 国際社会との連携 ・ IAEA、経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）等と連携して、一貫性、継続性、安定性をもって積極的な国際活動や我が国の原子力規制への反映を行うとともに、国際的に通用する人材を育成する。 ・ 規制当局による二国間協力の取決めに基づく活動や原子力導入新興国の規制当局との協力等を通じ、国際的な原子力安全の向上に貢献する。 ○ 法的支援・訴訟事務への着実な対応 ・ 原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について関係機関と連携しつつ着実に対応する。	る。 ・ 発電用原子炉の高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度を厳正かつ適切に運用する。 ・ 審査等の十分な透明性の確保、審査結果の科学的・技術的な内容に関する丁寧な説明を行う。 ・ 原子炉等規制法に基づき事業者から提出される総合安全評価について適切に確認し、事業者の自主的取組みを促進させる。 ・ 放射線障害防止法に基づく審査や検査を厳正かつ適切に実施する。また、放射線障害防止法の規制を受けている事業所における事故時の体制等について、 I A E A 等の国際的な議論も踏まえて、望ましい規制制度の検討を行い、制度整備を行う。 ○ 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携 ・ 安全対策と核セキュリティ対策は、一方の対策が他方に干渉する場合がありますことから、相互に阻害する影響を及ぼさないための効率的かつ調和をとった連携を行う。	計画に基づき、福島県を中心に陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供する。	共同研究を積極的に活用する。 ・ 国内外の最新の情報を収集・分析し、国内の規制に反映すべき科学的・技術的知見を抽出する。 ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析を継続的に実施し、科学的・技術的知見を抽出して国内の規制に反映させる。またそれらを海外にも積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動にも参加することにより、国際的な原子力の安全向上に貢献する＜再掲＞ ○ 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立 ・ 組織としての専門性を維持し、専門的な知識を有する職員を安定的に各業務に配置することを念頭に、職場の魅力を高めつつ、新卒に加え、実務経験者の採用の実施と実務経験者の数が不足する分野での内部育成を効果的に組み合わせることにより、規制実務を担うことができる人材を確保する。 ・ 人材育成の基本方針に従い、研修体系（OJTを含む）を整備し、かつベテランの知識・経験が活かされるように知識の共有・伝承や、職員の知識・技量の管理等による人材育成の仕組みを確立する。 ・ 職員の能力向上の取組の意欲を引き出すため、専門的な知識と経歴等を要する職務と責任に応じた処遇を行う。	た国際的な原子力の平和利用に貢献する。 ○ 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携 ・ 安全対策と核セキュリティ対策は、一方の対策が他方に干渉する場合がありますことから、相互に阻害する影響を及ぼさないための効率的かつ調和をとった連携を行う。＜再掲＞	○ 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等 ・ 原子力規制委員会の危機管理体制を整備・運用するとともに、複合災害が発生した場合の初動体制やシビアアクシデントに至った場合の対応など、様々な事象を想定した国及び地方自治体が実施する防災訓練に参加し、原子力規制委員会の緊急時対応能力の向上に努める。 ・ 原子力事業者が事業者防災業務計画に基づき実施する訓練への参加などを通して、原子力規制委員会及び原子力事業者の緊急時対応能力向上に努める。
---	---	---	--	--	--

図 7-1 原子力規制委員会の中期目標（2/2）

(1) 広報活動の評価指標の候補と考えられる質問

以上の検討に照らし、本項では本年度実施した **Web** アンケートにおける調査項目のうち、問 11 (図 3-17) 「原子力に関する情報の発信源として、最も信頼するものはどれですか。お気持ちに近いものを 3 つお選びください。」という質問および問 12 (図 3-18) 「原子力規制委員会・原子力規制庁・原子力規制事務所からの情報提供について、どの程度ご関心がありますか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。」という質問を広報活動の評価指標の候補として検討する。

1) 問 11 に係る検討

「原子力に関する情報の発信源として、最も信頼するものはどれですか。お気持ちに近いものを 3 つお選びください。」という質問では、原子力に係る様々な組織のうち、情報を提供している組織の信頼度を図るものであり、原子力規制庁の施策目標の達成度の認知状況を間接的に知ることができる。

一方で、**Web** アンケートにより得られた調査結果がどの程度世論を反映したものであるかどうかについて分析を行う必要がある。以下に、分析の一例を示す。

図 7-2～図 7-4 は、「原子力に関する情報の発信源として、最も信頼するものはどれですか。お気持ちに近いものを 3 つお選びください。」という質問に対して、地域づきあいをしていると回答した人、地域づきあいをしていないと回答した人の回答割合を示す。

同図に示すように、地域づきあいをしている人としていない人の回答の構造に大きな違いはないが、電力消費地において、地域づきあいをしていない人の **IAEA** に対する信頼度が地域づきあいをしている人の信頼度を上回っている。都市部の人やインターネットユーザーは海外の組織に対する関心や信頼度が高く、この結果は図 7-1 に示した原子力規制庁の中期目標に掲げられている国際社会との連携を図っていく上でも有意な参考情報となると考えられる。

また、地域づきあいをしている人よりも、地域づきあいをしていない人が各組織に対する信頼度が低く、地域づきあいをしていない人は「特になし」を選択する傾向が見られた。

Web アンケートによる調査は、3.2.1(2) に示したように地域づきあいをしていない集団が対象となることが多いが、上述したように地域づきあいの有無により結果の構造に大きな違いはないこと、また、地域づきあいをしていない人のほうが厳しい結果を示す傾向があることから、この問を広報活動の評価指標にすることで保守的な結果を得ることができるものと考えられる。

付き合いあり n=2742
 付き合いなし n=4333

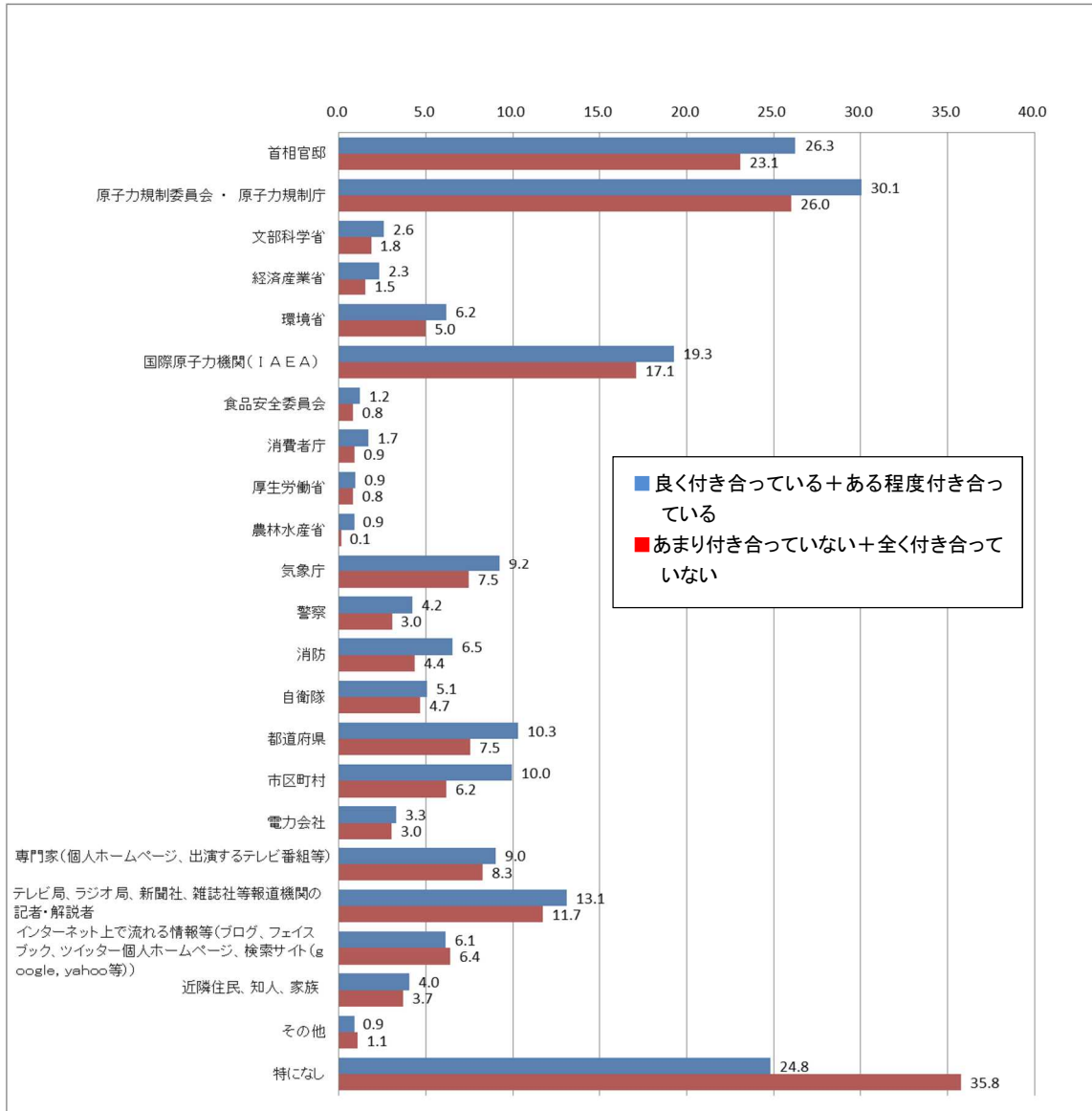


図 7-2 問 11「最も信頼する原子力に関する情報の発信源」についての地域づきあいの有無による調査結果の比較
 (47 都道府県)

付き合いあり n=1267
 付き合いなし n=1893

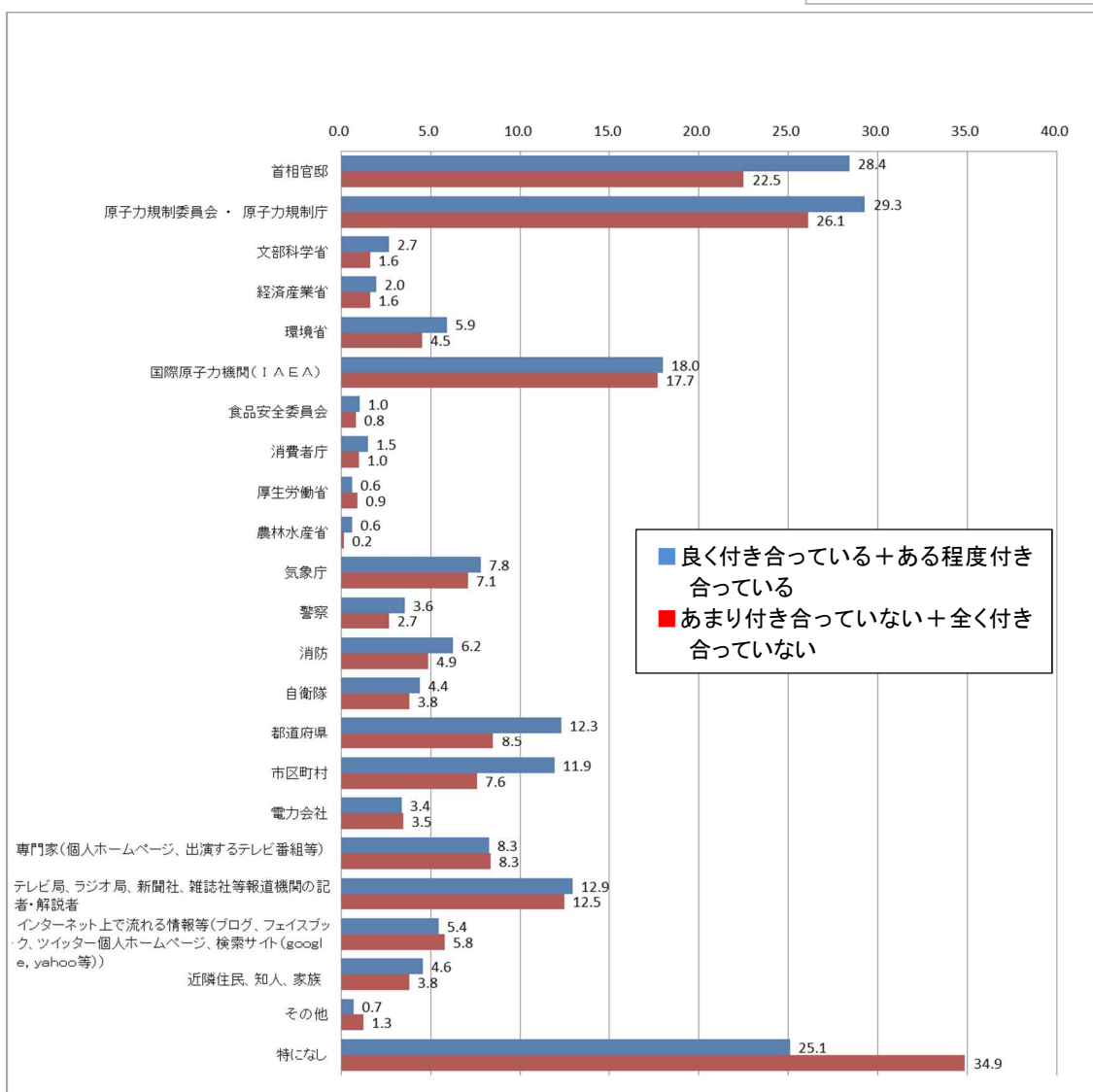


図 7-3 問 11「最も信頼する原子力に関する情報の発信源」についての地域づきあいの有無による調査結果の比較
 (原子力施設立地・周辺自治体住民)

付き合いあり n=147
付き合いなし n=306

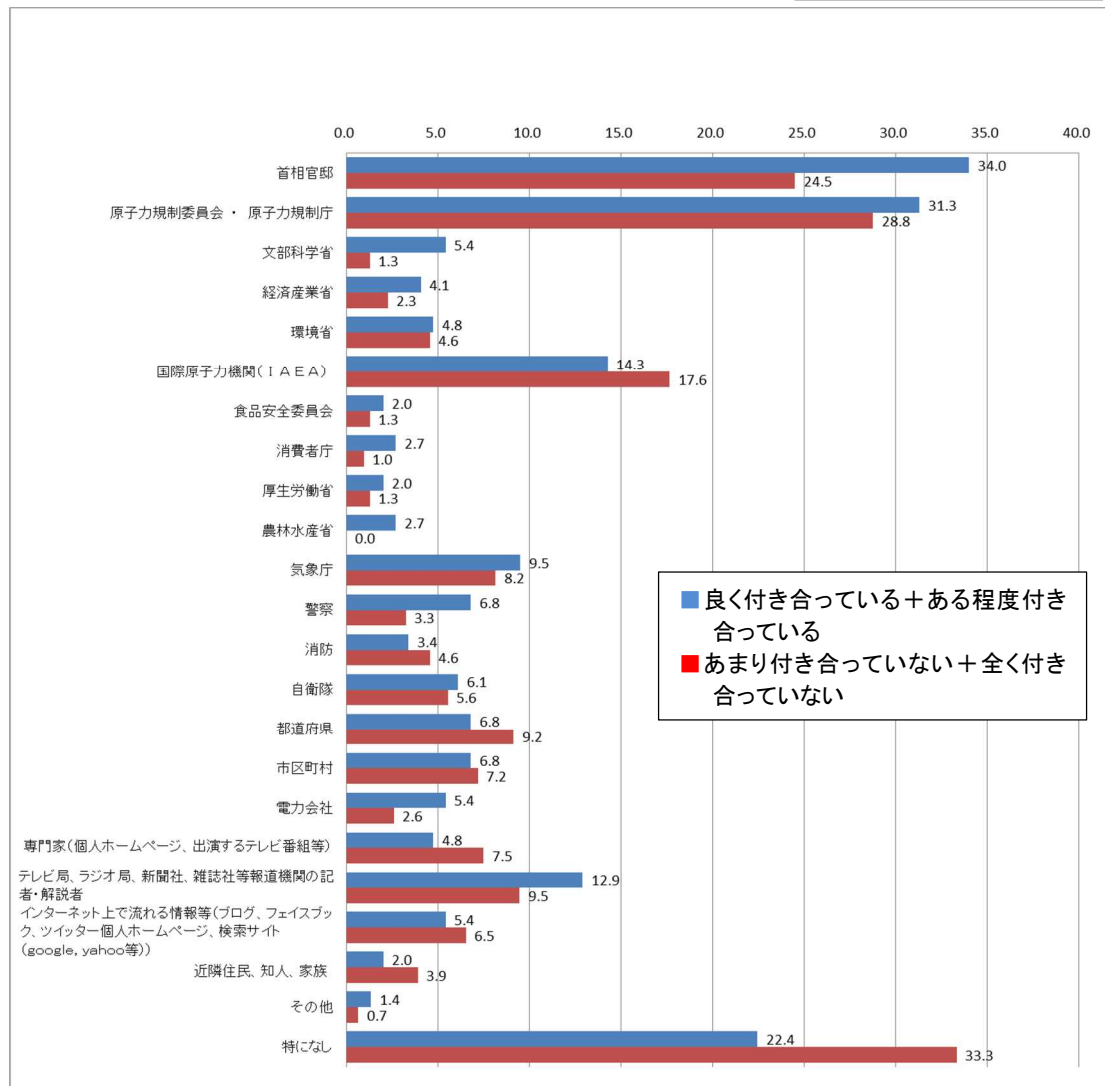


図 7-4 問 11「最も信頼する原子力に関する情報の発信源」についての地域づきあいの有無による調査結果の比較
(電力消費地域住民)

2) 問 12 に係る検討

問 12「原子力規制委員会・原子力規制庁・原子力規制事務所からの情報提供について、どの程度ご関心がありますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。」という質問では、原子力規制庁が注力している取り組みについての関心を図る質問であり、原子力規制庁の種々の施策目標の達成度の認知状況をより直接的に知ることができる。

表 7-1 に、問 12 の選択肢と原子力規制庁の施策目標の対応を示す。同表に示すように、6 つの施策目標のうち「原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築」と「核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施」に対応する選択肢はないものの、その他の施

策目標はいずれも問 12 の選択肢と対応しているため、問 12 を用いることにより施策目標に掲げられている項目の関心を調査することができる。

表 7-1 問 12 の選択肢と原子力規制庁の施策目標との対応

問 12 の選択肢	対応する原子力規制庁の施策目標
委員会・審査会合・検討会・記者会見等の中継や録画映像	原子力規制行政に対する信頼の確保
委員会・審査会合・検討会・記者会見等の資料や議事要旨、議事録	原子力規制行政に対する信頼の確保
原子力施設の安全審査の状況や運転状況	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施
原子力施設のトラブルに関する情報	原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実
原子力に関する各種規制の内容	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施
原子力災害対策に必要な専門的・技術的な指針(原子力災害対策指針)	原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実
緊急時における原子力施設や防災対策に関する情報	原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実
原子力や放射線に関する基礎的な情報	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施
福島第一原子力発電所の状況の確認や汚染水等の拡散防止策等の検討	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等
日常的な活動や委員の紹介など	原子力規制行政に対する信頼の確保

一方、問 11 と同じく、Web アンケートにより得られた調査結果がどの程度世論を反映したものであるかどうかについて分析を行う必要があるため、図 7-5～図 7-7 に、この質問に対して地域づきあいをしていると回答した人、地域づきあいをしていないと回答した人の回答割合を示す。

同図に示すように、地域づきあいをしている人としていない人の回答の構造に大きな違いはないが、地域づきあいをしている人よりも、地域づきあいをしていない人が各組織に対する信頼度が低く、地域づきあいをしていない人の関心が低くなる傾向が見られた。

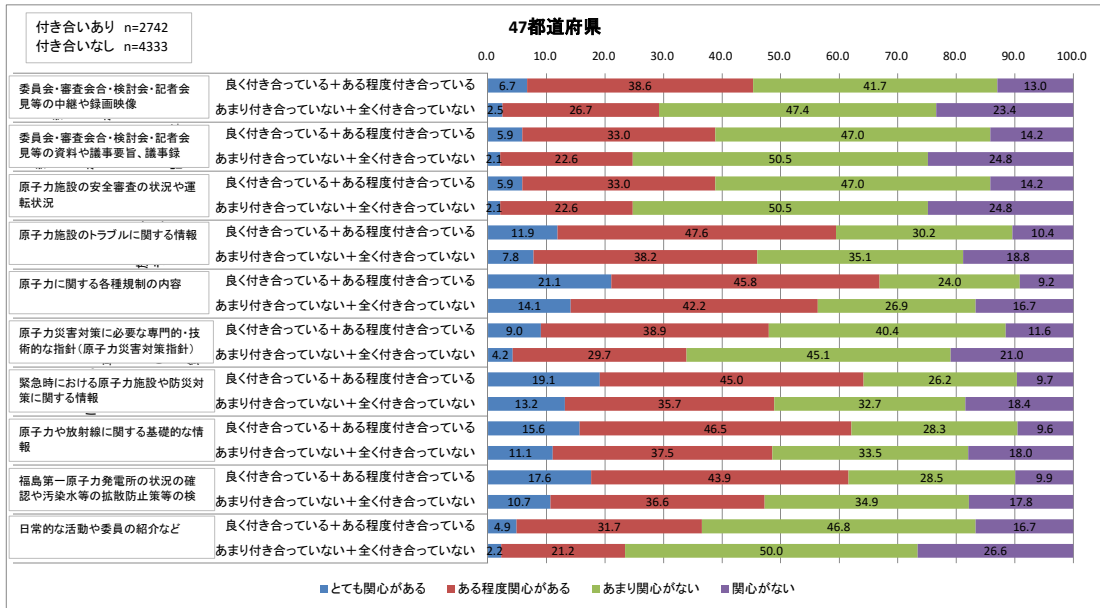


図 7-5 問 12「原子力規制委員会・原子力規制庁・原子力規制事務所からの情報提供についての関心」に関する地域づきあいの有無による比較（47 都道府県）

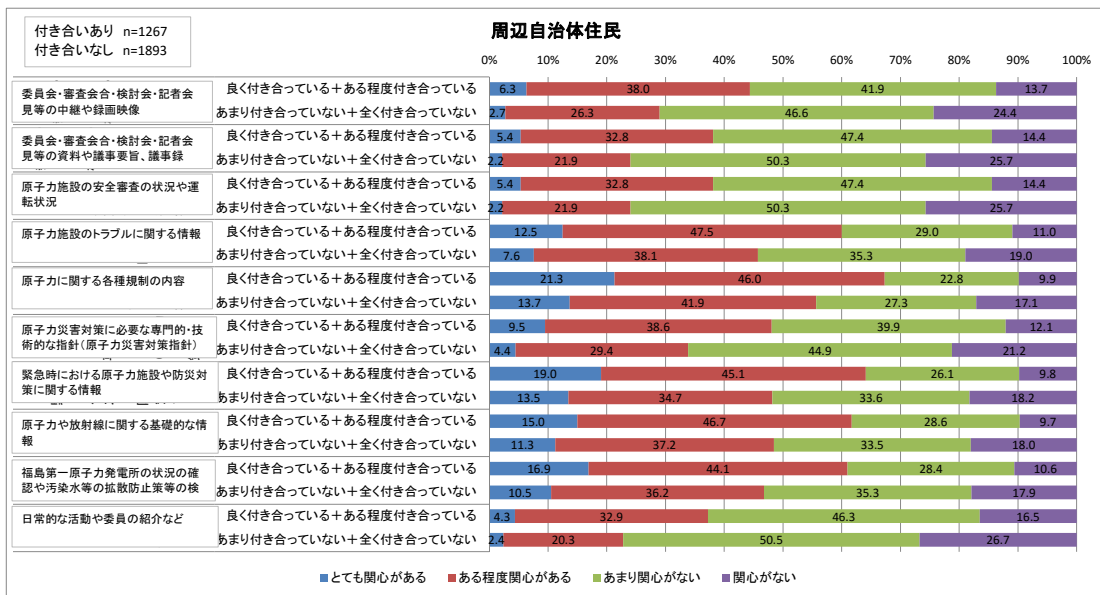


図 7-6 問 12「原子力規制委員会・原子力規制庁・原子力規制事務所からの情報提供についての関心」に関する地域づきあいの有無による比較（原子力施設立地・周辺自治体住民）

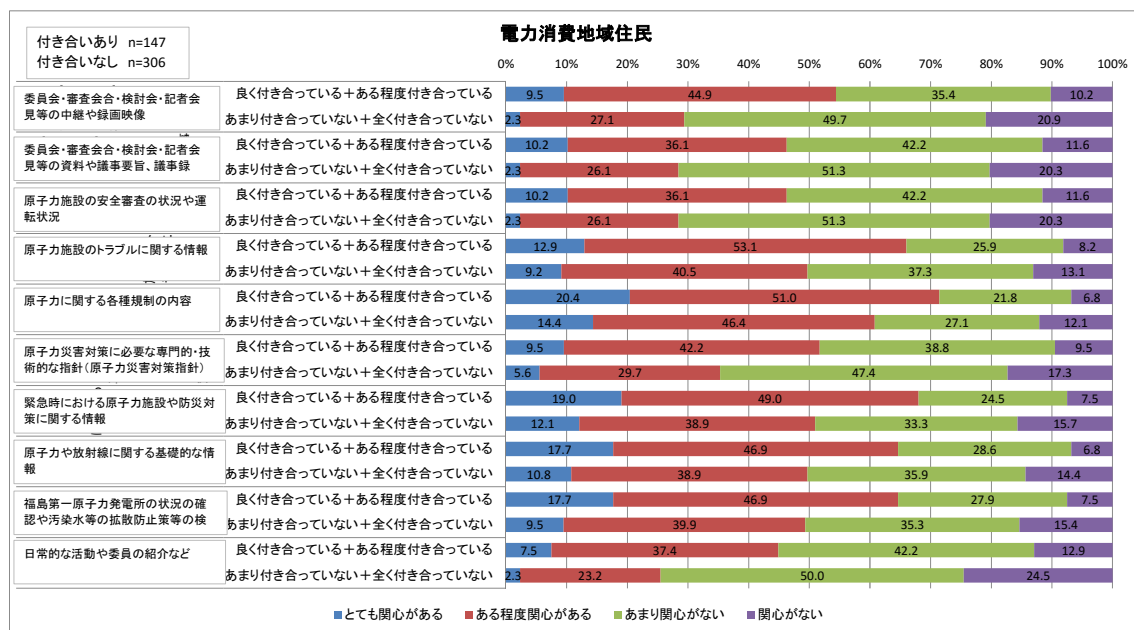


図 7-7 問 12「原子力規制委員会・原子力規制庁・原子力規制事務所からの情報提供についての関心」に関する地域づきあいの有無による比較（電力消費地域住民）

(2) サンプル数に関する補足説明

日本人全員（1.2 億人）を母集団とした場合に、特定の比率を統計的に有意水準 5%で区別するために必要なサンプル数(n)は図 7-8 で示される⁴²。

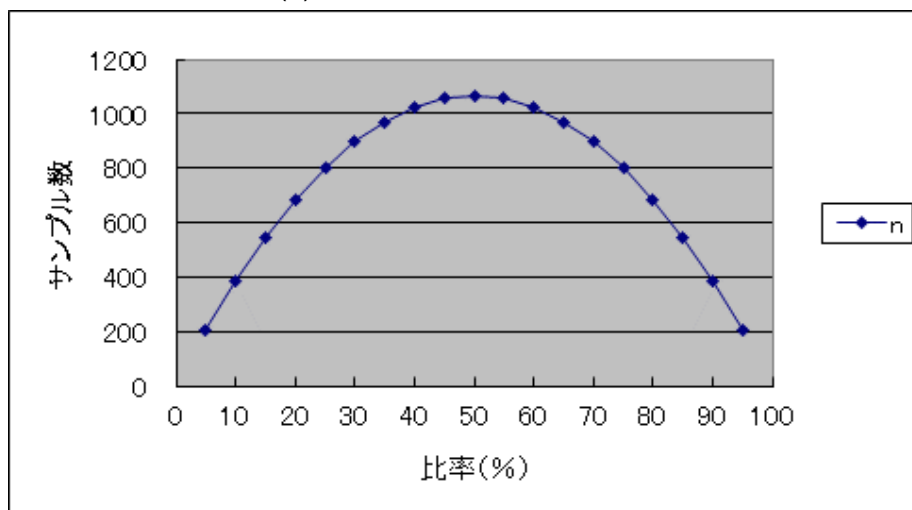


図 7-8 特定の比率を統計的に有意に区別するために必要なサンプル数 n（1.2 億人を母集団とした場合）

⁴² 「アンケート調査の方法」 辻、有馬（朝倉書店）

例えば、「〇〇を知っている」という比率（回答率）が 20%の場合、必要なサンプル数は約 700 となる。図に示すように、サンプル数は 50%で最大となり、比率が大きくまたは小さくなるにしたがって減っていく。

今回実施した Web アンケート調査は以下の通りである。

Web 調査全体	47 都道府県×150 サンプル＝7,050 サンプル
8 つの都道府県の場合	8×150＝1200 サンプル
各都道府県	150 サンプル

日本人全体を 1.2 億人とする、1,100 サンプル以上で調査を実施すれば、想定される回答の比率を問わず統計的に有意な結果が得られる。したがって、8 つ以上の都道府県のサンプルを合計すれば、その条件は満たされることになる。

0～30%または 70～100%を占めるような意見を検討する場合に必要なサンプルは約 900 であり、6 つの都道府県をブロック化すれば統計的に意味のある議論ができる。

調査に必要な標本数の算出式は以下である。

$$n = \frac{N}{\left(\frac{\varepsilon}{K(\alpha)}\right)^2 \frac{N-1}{P(100-P)} + 1}$$

ここで、

- α：母集団特性値の推定を誤る確率（%）
（通常は 5 %に設定されることが多い）
- 100－α：信頼度（%）
- K(α)：標準正規分布で累積確率が（100－α/2）パーセントを与える横軸の値
（α=5 で 1.96）
- N：母集団の大きさ（日本人人口など）
- P：母集団を調査した際に想定される母比率（%）
- ε：区間推定値で標本特性値につけるプラスマイナスの幅
- ε/P：相対精度（0.01～0.1 に設定されることが多い）
- n：必要とされる標本数

である。

7.1.3 信頼の構造からみた評価指標の案

「原子力規制行政に対する信頼の確保」について、「信頼」そのものに着目して考える。社会心理学の分野では、信頼の要素とは、

- 能力：専門的技術が高い、有能である、豊かな専門知識をもつ
- 姿勢：一生懸命である、よく頑張る、熱心である
- 価値共有：同じ目線に立っている、気持ちを共有している、何を重視するかが一致している

の3つに分けられるとされる⁴³。信頼の確保という目標達成のためには、これらの要素が広報活動によってきちんと伝わっているかどうかを把握することも必要である。

これらの要素を広報活動の文脈に言い換えると、例えば以下のような文脈になる。

- 能力
 - 規制委員会の専門的技術の高さが伝わっている
 - 規制委員会の豊かな専門知識を持つ構成員がいることが伝わっている
- 姿勢
 - 規制委員会の原子力安全に対する熱意が伝わっている
- 価値共有
 - 規制委員会は住民・国民が重視することを積極的に発信しようとしていることが伝わっている
 - 規制委員会は読み手にとって分かりやすい資料を作っていることが伝わっている

平常時においては、上記のような内容について web アンケートで定量的に計測、あるいは FGI のような場にて定性的にどのような課題があるか把握する評価手法が考えられる。実際に、本事業においても、FGI にて分かりやすい資料が課題としてあげられていた。

7.2 メディアを通じた効果的な情報発信の検討

Web アンケートの問 18 において原子力規制委員会・原子力規制庁から発信される情報をテレビによって得たいという回答数が非常に多かった。アンケートの回答者はネットユーザーが多いにも関わらず地震が発生したようなときにはテレビで情報を受け取りたいと思っていることがわかる。

また、FGI においても、特に情報弱者に対してテレビでの情報発信が望まれている状況が明らかとなった。（図 7-9）

⁴³ 中谷内一也ら「東日本大震災のリスクに深く関連した組織への信頼」心理学研究 2014 年

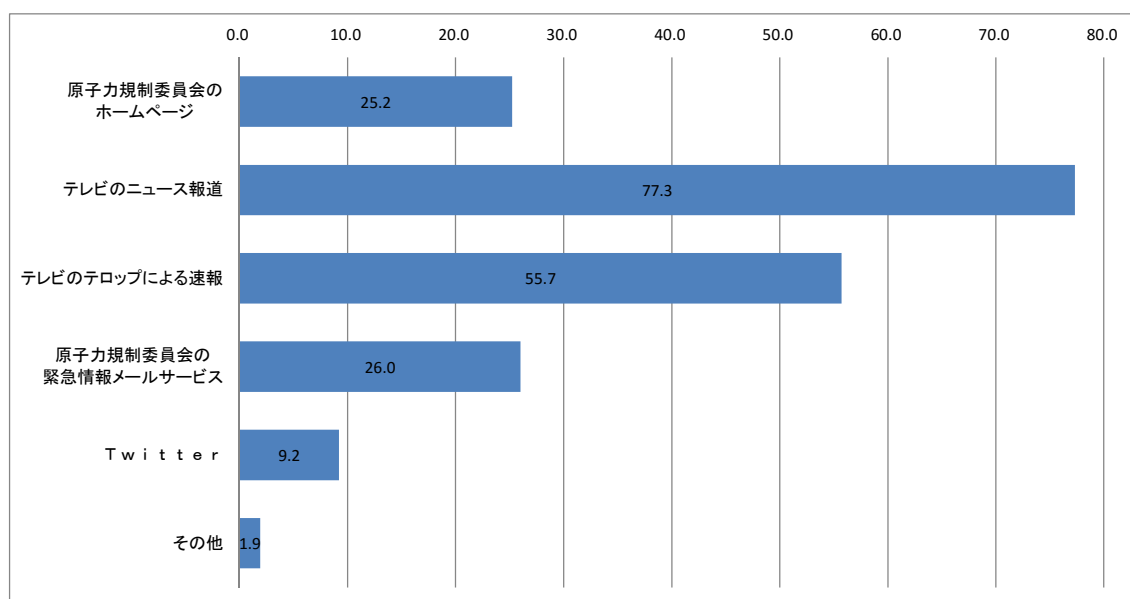


図 7-9 問 18「今後、原子力発電所の近くで熊本地震のような大きな地震が発生したとき、原子力規制委員会・原子力規制庁から発信される情報をどのような手段を通じて入手したいですか。該当するものをすべて選択してください。」の結果
(平成 28 年度、47 都道府県) (再掲)

以上より、原子力規制庁における取り組みをホームページや記者会見等によって周知する取り組みを引き続き実施するとともに、特に緊急時にはこれらの取り組みをテレビによってより広範囲に迅速に伝わる仕組みづくりが重要となる。

仕組みづくりに当たっては、マスメディアが原子力のリスクを実態以上に大きく見せかけ、世論形成に大きな影響を与えるという指摘もある⁴⁴ことから、注意深い検討が必要になる。

さらに、マスメディア間でニュースの価値が増幅される「共振」という作用があり、オピニオンリーダーとも言えるべき代表的メディアがあるニュースを大きく報じると、他のメディアも大きく報じるようになることが知られている⁴⁵。このマスメディア間の「共振」には、(1)何をニュースとして取り上げ、何をとり上げないかという「議題設定」、(2)そのニュースのどこに焦点を当てるかという「焦点形成」、(3)それをどう評価するかという「評価」の 3 つのレベルがあるという。

上述したような留意点を踏まえ、まずはマスメディアを通じた情報発信のあり方について既往の検討事例を調査するとともに、熊本地震のように原子力発電所を止める必要はないものの世間の注目が集まっているような場合に、たとえば、「議題設定」、「焦点形成」、「評価」というポイントにおいてよりメディアの協力が得やすいような情報のあり方や情報提供の仕組みを検討していくことも重要である。

⁴⁴ 中村政雄 (2004) 「原子力と報道」、中公新書ラクレ

⁴⁵ Noelle-Neumann, E., and Mathes, R.(1987) The 'Event as Event' and the 'Event as News': The Significance of 'Consonance' for Media Effect Research, European Journal of Communication, 2,391-414.

8. まとめ

「平成 28 年 4 月に発生した熊本地震に対する、原子力規制委員会の原子力施設等の状況に係る情報発信について」を主として、原子力規制委員会及び原子力規制行政に対して、国内各主体がどのような認識を持っているか、原子力規制委員会の広報活動の効果について以下の分析・評価を行った。

- ①座談会（フォーカスグループインタビュー）
- ②web アンケート調査
- ③報道分析
- ④海外原子力機関の分析
- ⑤原子力規制委員会の広報活動に関する現状分析及び評価

さらに、上記の結果をもとに、原子力規制委員会の広報活動の改善策の提言として、

- ・ 広報活動の評価指標に関する検討
- ・ メディアを通じた効果的な情報発信の検討

を実施した。

添付資料

付録 A フォーカスグループインタビューで利用した資料

付録 B 原子力規制委員会の情報発信に関するアンケート調査票

族

平成 2 8 年度原子力施設等防災対策等委託費（総合評価・分
析）事業報告書

2017 年 2 月

株式会社三菱総合研究所
原子力安全事業本部

付録 A

フォーカスグループインタビュー
で利用した資料

フォーカスグループインタビューで利用した資料

No.	資料名	東京	鹿児島	福岡	新潟	備考
資料① (p.1) (※1)	平成 28 年度熊本地震における九州電力川内原子力発電所への影響と見解について (1)	△	△	△	△	全会場ともに詳細な確認は行わなかった。確認には Q&A 形式の資料②を利用した。
資料② (p.2-5)	平成 28 年度熊本地震における九州電力川内原子力発電所への影響と見解について (2)	○	○	○	○	
資料③ (p.6-11)	平成 28 年度熊本地震における九州電力川内原子力発電所への影響と見解について (参考資料)	○	○	○	○	東京、鹿児島では頁ごとに内容を確認した。福岡、新潟では一括で内容を確認した。
資料④ (p.12)	原子力関連緊急情報	○	○	○	○	発信情報 1 サンプルと発信履歴のリストを提示。
資料④-1	原子力関連緊急情報	○				内容は資料④と同一
資料④-2 (※2)	原子力緊急アラート		○	○	○	資料⑤の内容を含む N アラートの発信情報 4 サンプルを提示。
資料⑤	大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について	○	○	○	○	
資料⑥ (※3)	原子力規制委員会パンフレット	○				「改革の要点」、「原子力規制委員会の組織と仕事」部分
その他	地図 (九州全図 : 50 万分の 1)	○	○	○	○	熊本と原発の位置関係を説明。

※1) 資料①～④は全体で 12 ページの資料として提示した。

※2) 紹介する N アラートの事例を増やすことで、利用者の立場をより想定しやすいようにした (鹿児島、福岡、新潟)。

※3) インタビュー時間の制約から鹿児島、福岡、新潟では口頭での説明のみとした。

- 資料① 平成 28 年度熊本地震における九州電力川内原子力発電所への影響と見解について（１）[p.1]
- 資料② 平成 28 年度熊本地震における九州電力川内原子力発電所への影響と見解について（２）[p.2～5]
- 資料③ 平成 28 年度熊本地震における九州電力川内原子力発電所への影響と見解について（参考資料）[p.6-11]
- 資料④ 原子力関連緊急情報[p.12]

平成28年熊本地震における九州電力川内原子力発電所への影響と見解について（1）

平成28年4月28日

原子力規制庁

4月18日開催の原子力規制委員会では、現状において川内原子力発電所を停止する必要がないとの見解を示していますが、その内容について説明します。

- 今回の地震により川内原子力発電所で観測された最大の揺れは、数ガルから十数ガル程度であり、原子炉を自動停止させる設定値である80から260ガルに比べて小さいものです。
- 川内原子力発電所の新規規制基準適合性審査では、今回地震が発生している布田川（ふたがわ）断層帯と日奈久（ひなぐ）断層帯の2つの断層帯が連動して、一度に動くことを想定し、長さ92.7km、マグニチュード8.1とし、発電所に与えるこの地震の影響は、**100ガル程度**と評価しています（今回の地震で最大のものは、マグニチュード7.3）。
- また、詳細な調査の結果、川内原子力発電所の敷地内に活断層の存在は認められていません。しかしその上で、あえて活断層が存在すると仮定して、「震源を特定せず策定する地震動」についても評価し、最終的に**620ガルという基準地震動（注）**を設定しています。
この地震動に対しても、安全上重要な設備の機能が損なわれないことを審査会合において確認しています。
- このように、地震によって原子力発電所の安全性が損なわれないよう審査において確認していますが、引き続き地震の状況を監視し、原子力発電所の状況について情報発信に努めるとともに適切に対応していきます。

（注）基準地震動：原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動。発電所敷地の地下における最大の地震の揺れのこと。

●  参考資料【PDF：950KB】 

→資料③へ

● 新着履歴

▶ [2016年度](#)

▶ [2015年度](#)

▶ [2014年度](#)

▶ [2013年度](#)

▶ [2012年度](#)

資料①

平成28年熊本地震における九州電力川内原子力発電所への影響と見解について（2）

平成28年6月15日

原子力規制庁

国民の皆さまの疑問や不安を少しでも解消する助けとさせていただきますように、平成28年（2016年）熊本地震による九州電力川内原子力発電所への影響に関する原子力規制委員会の見解について、改めてご説明いたします。

Q：この熊本地震は想定外の大地震です。なぜ川内原子力発電所は停止していないのですか。

A：この地震による川内原子力発電所への大きな影響はありません。

- この地震により川内原子力発電所で観測された現時点での最大の揺れは、数ガルから十数ガル程度であり、極めて小さい揺れでした。

注：ガルとは人間や建物に瞬間的にかかる力（地震の揺れ）による加速度を表す単位

- 4月14日、4月16日の大きな地震は、それぞれ日奈久(ひなぐ)断層帯、布田川(ふたがわ)断層帯の一部が震源となり発生したと考えられています。これに対し、原子力規制委員会の行った川内原子力発電所の新規制基準への適合性審査では、二つの断層帯全体が一度に動く、より大きい地震が発生することを想定し、その地震の発電所に対する影響を評価しています。

注：日奈久(ひなぐ)・布田川(ふたがわ)の断層帯では、断層長さ92.7km、マグニチュード8.1の地震を想定し、その地震が発電所に与える影響は100ガル程度と評価しました。これに対し、今回の熊本地震で観測された最大のマグニチュードは現時点で7.3で、地震調査研究推進本部の評価によると震源断層の長さは約35kmと推定されています。

- 川内原子力発電所では、市来断層帯（市来区間）などの、より近い活断層を震源として、最大規模の地震が起こるという想定で評価しています。詳細な調査の結果、川内原子力発電所の敷地内やその周辺近くに活断層の存在は認められていません。

注：川内原子力発電所の敷地から、影響が大きいと考えられる市来断層帯の震央までの距離は約12km

- しかしその上で、詳細な調査で活断層がないとされた川内原子力発電所のような場所でも、一定規模の地震が起こり得るとあえて仮定した「震源を特定せず策定する地震動」についても評価した結果、基準地震動620ガルを設定しています。

注：基準地震動とは、原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動。発電所敷地の地下のかたい岩盤において想定される最大の地震の揺れの強さのこと

新着履歴

- ▶ [2016年度](#)
- ▶ [2015年度](#)
- ▶ [2014年度](#)
- ▶ [2013年度](#)
- ▶ [2012年度](#)

- なお、日本の原子力発電所は、ある程度の大きさの地震があった際に原子炉が自動停止する機能をもっていますが、川内原子力発電所の自動停止の設定値は80から260ガルとなっています。この熊本地震で観測された最大の揺れは、これらの設定値に比べても小さいものでした。

Q：この熊本地震では、約1580ガルの地震加速度が観測された地点もあります。

川内原子力発電所で想定する基準地震動620ガルというのは、小さすぎるのではないですか。

A：地震加速度は、観測地点ごとに特有の地質などの要素、計測の方法によって大きく変化します。

それぞれの数値を比較するには、それらの詳細な条件について注意が必要です。

地盤などの条件が異なる場合、地震加速度の単純な比較はできません。

- 地震の揺れの大きさは、震源との距離が遠いほど小さく、近いほど大きくなります。この熊本地震では約1580ガルを観測した地点がありますが、その観測地点はやわらかい地盤にあり、震央までの距離は6.4kmでした。なお、この時の薩摩川内市での観測値は36ガルで、震央距離は113kmでした。

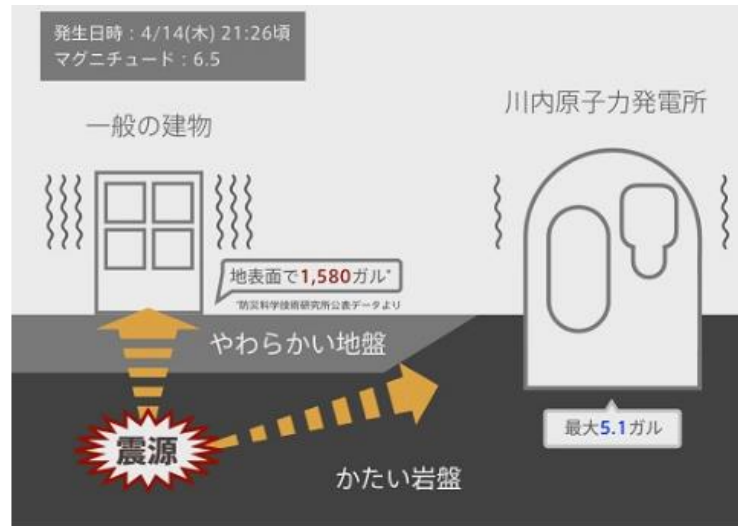
注：ガル数、距離などは防災科学技術研究所公表データより

- また、地震の揺れの大きさは、特に、地表付近の地盤のかたさによって大きく異なります。地表付近の地盤がやわらかいほど大きく揺れ、地下のかたい岩盤では揺れにくいですが、これは地震波がやわらかい地盤に伝わるときに振幅が大きくなるという、地震波の性質によるものです。

- 原子力発電所は、かたい岩盤まで地面を削って、その上に原子炉建屋などを建設しています。なお、この熊本地震で約1580ガルが観測された時(4月14日21時26分)、川内原子力発電所での観測値は5.1ガルでした。

注：九州電力公表データより

- 川内原子力発電所の設計に用いる基準地震動は、発電所の敷地周辺にある断層での地震や、震源を特定しない「震源を特定せず策定する地震動」についても評価し、基準地震動620ガルを設定しています。

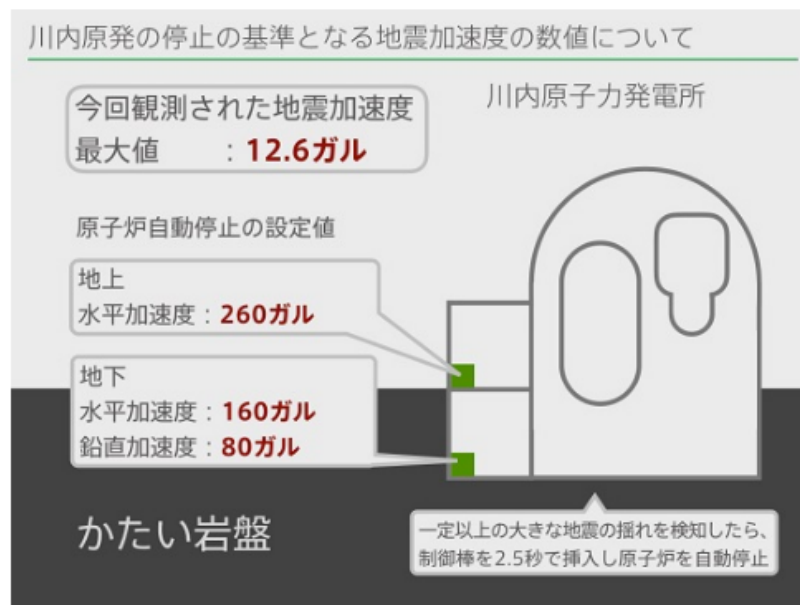


今回観測された 建屋下部での 地震加速度の最大値	原子炉自動停止の設定値		基準地震動	
	水平加速度	鉛直加速度	水平加速度	鉛直加速度
8.6ガル (1号機補助建屋内 海拔-21.0m)	160ガル (1・2号機補助建屋内 海拔-21.0m)	80ガル (1・2号機補助建屋内 海拔-21.0m)	620ガル	324ガル
12.6ガル (1号機補助建屋内 海拔13.3m)	260ガル (1・2号機補助建屋内 海拔13.3m)	—	620ガル	324ガル

Q：今後、もし川内原発の周辺で大きな地震があった場合に、原子炉は止まるのでしょうか。

A：地震時には、原子炉の自動停止機能が正常に動作することを確認しています。

- 発電所周辺で大きな地震が発生し、発電所建屋内の地震計で一定規模以上の地震の揺れを検知した場合、原子炉の核分裂反応を制御する制御棒が自動で挿入され、原子炉を停止します。
- 現在運転中の川内原子力発電所において、この熊本地震により発電所で観測された最大の揺れは、数ガルから十数ガル程度であり、基準地震動の地震加速度620ガルはもとより、原子炉の自動停止の設定値である80から260ガルに比べても小さいものでした。



- また、地震発生時に燃料集合体の変形がある場合でも、制御棒が規定の時間（2.5秒）以内に挿入され、原子炉を停止できることを確認しています。
- さらに、原子炉が停止した後、炉心で発生する崩壊熱を除去するための設備などは耐震重要施設として設計され、基準地震動に対して機能が保持できることを確認しています。

原子力規制委員会では、引き続き、地震をはじめ原子力施設への影響が懸念される事象が発生した際には、状況を注視するとともに原子力施設に関する情報の発信に努めます。

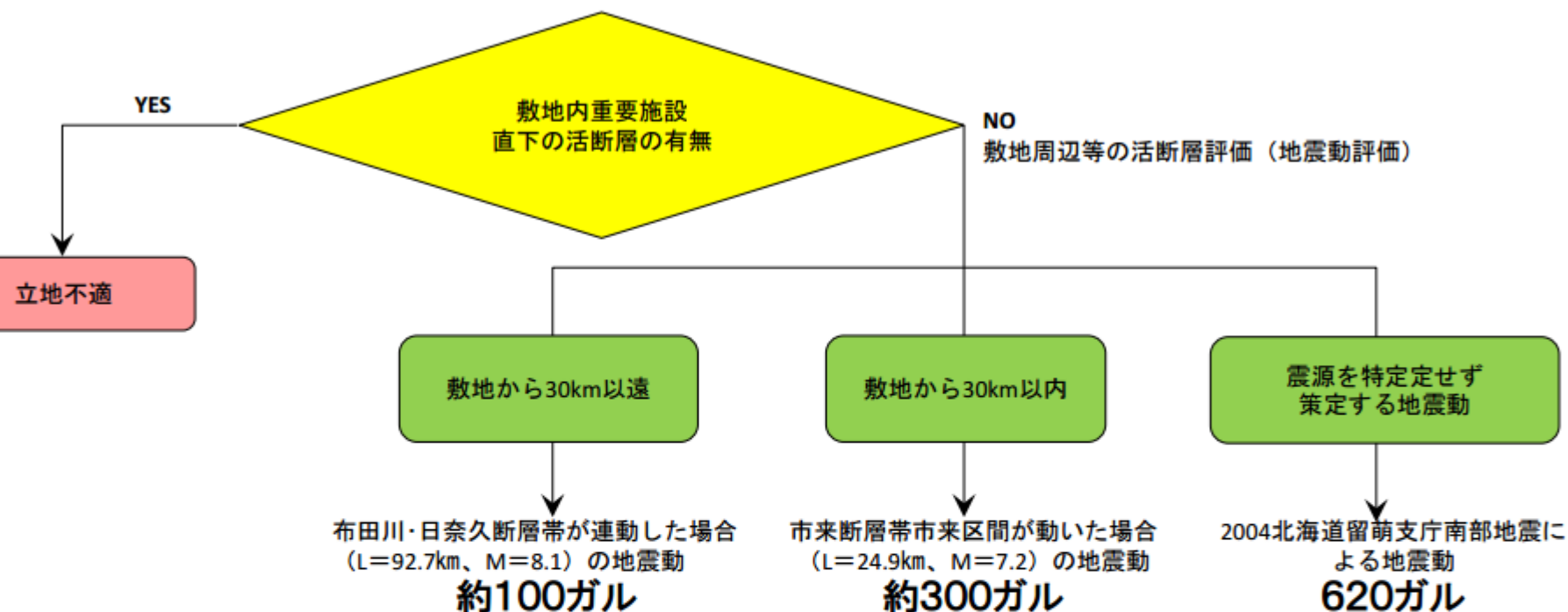
今後も、科学的・技術的観点から意思決定を行い、現場を重視した実効ある規制を実現し、原子力に対する確かな規制を通じて人と環境を守る努力を続けてまいります。

平成28年熊本地震における 九州電力川内原子力発電所への影響と見解について (参考資料)

平成28年4月28日
原子力規制庁

川内原子力発電所における活断層等の評価(概略)

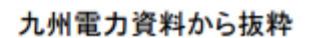
資料③
(2/6)



(参考)

今回観測された建屋下部 での地震加速度の最大値	原子炉自動停止の設定値		基準地震動	
	水平加速度	鉛直加速度	水平加速度	鉛直加速度
8.6ガル (1号機補助建屋内海拔-21.0m)	160ガル (1・2号機補助建屋内海拔-21.0m)	80ガル (1・2号機補助建屋内海拔-21.0m)	620ガル	324ガル
12.6ガル (1号機補助建屋内海拔13.3m)	260ガル (1・2号機補助建屋内海拔13.3m)	—		

敷地周辺の活断層の分布(30km以遠)



川内原子力発電所が想定する最大地震の揺れ(基準地震動)の策定

【新規制基準】

以下の地震力に対して安全機能が損なわれない設計にする。

- 断層の調査によって震源を特定し、その震源から敷地に大きな影響を与える地震を推定することで決める『震源を特定して策定する地震動』
- 震源が特定できない過去の地震の観測記録を収集して決める『震源を特定せず策定する地震動』

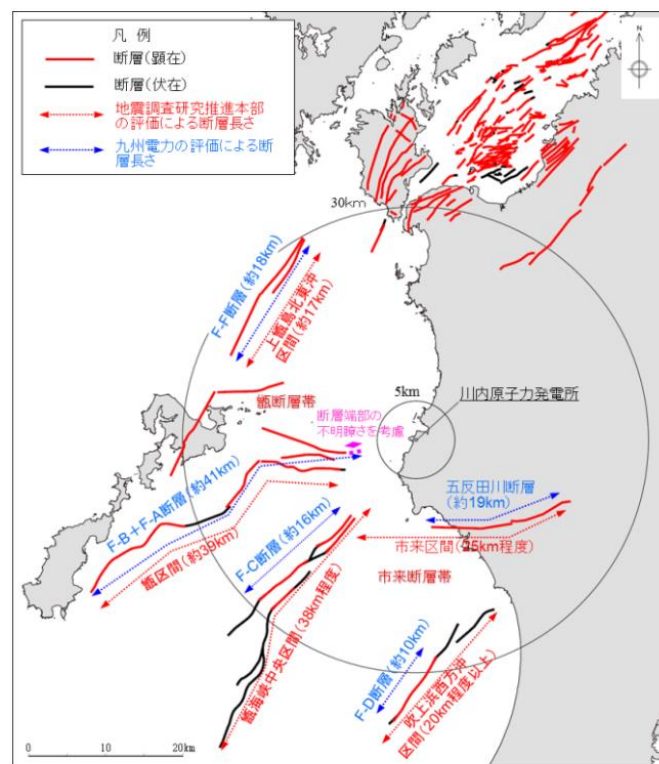
資料③
(4/6)

<申請の概要>

- 震源を特定して策定する地震動として**540ガル**を設定。発電所建設当初は約400(372)ガル。
- 震源を特定せず策定する地震動として**新たに620ガル**を設定。
- 安全重要度に応じた設計を行う方針を策定。

<審査結果の概要>

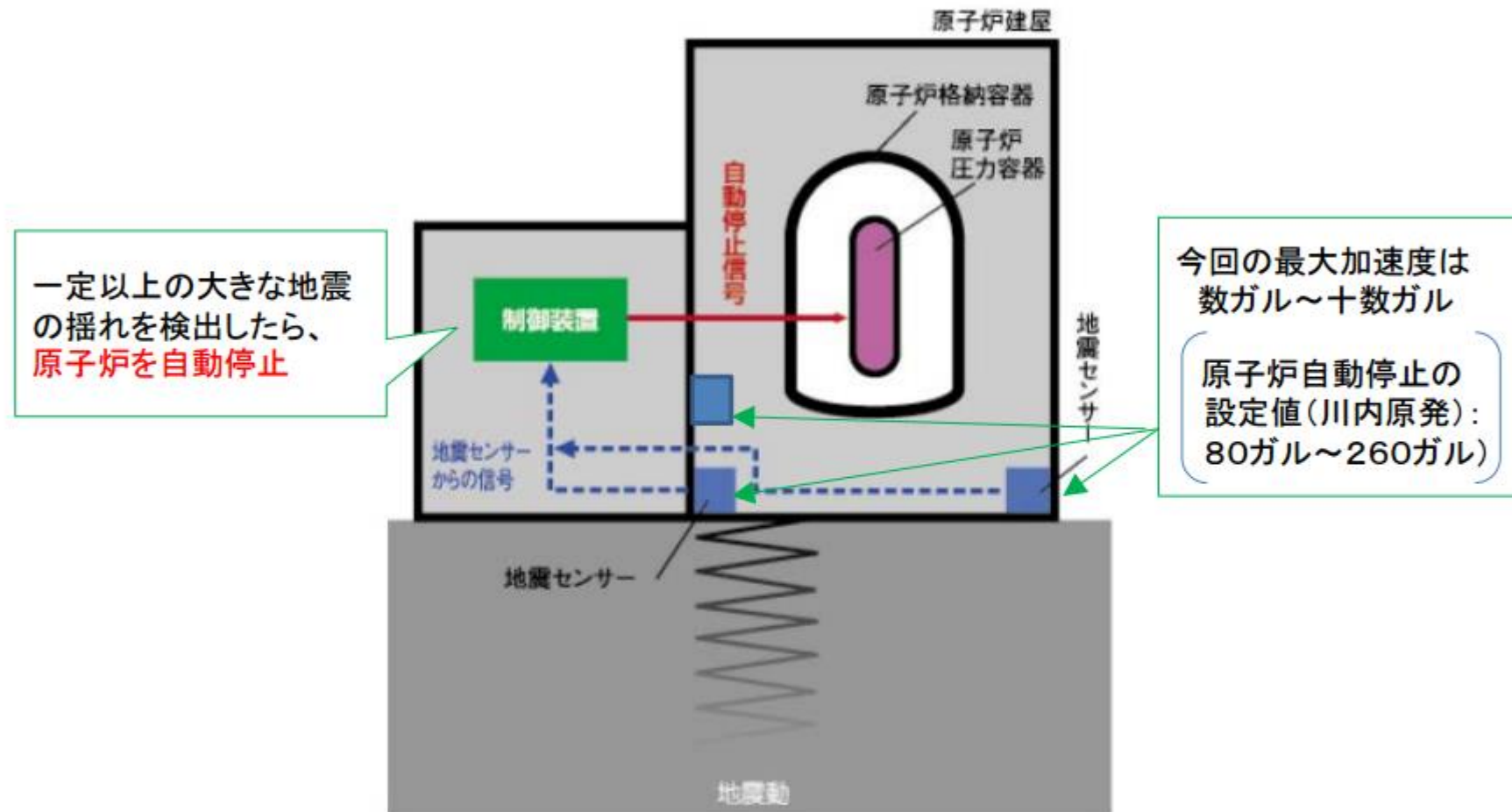
最新の知見を踏まえて基準地震動が策定されていることから、新規制基準に適合していることを確認。



地震調査研究推進本部と九州電力における活断層評価結果の比較

九州電力資料から抜粋

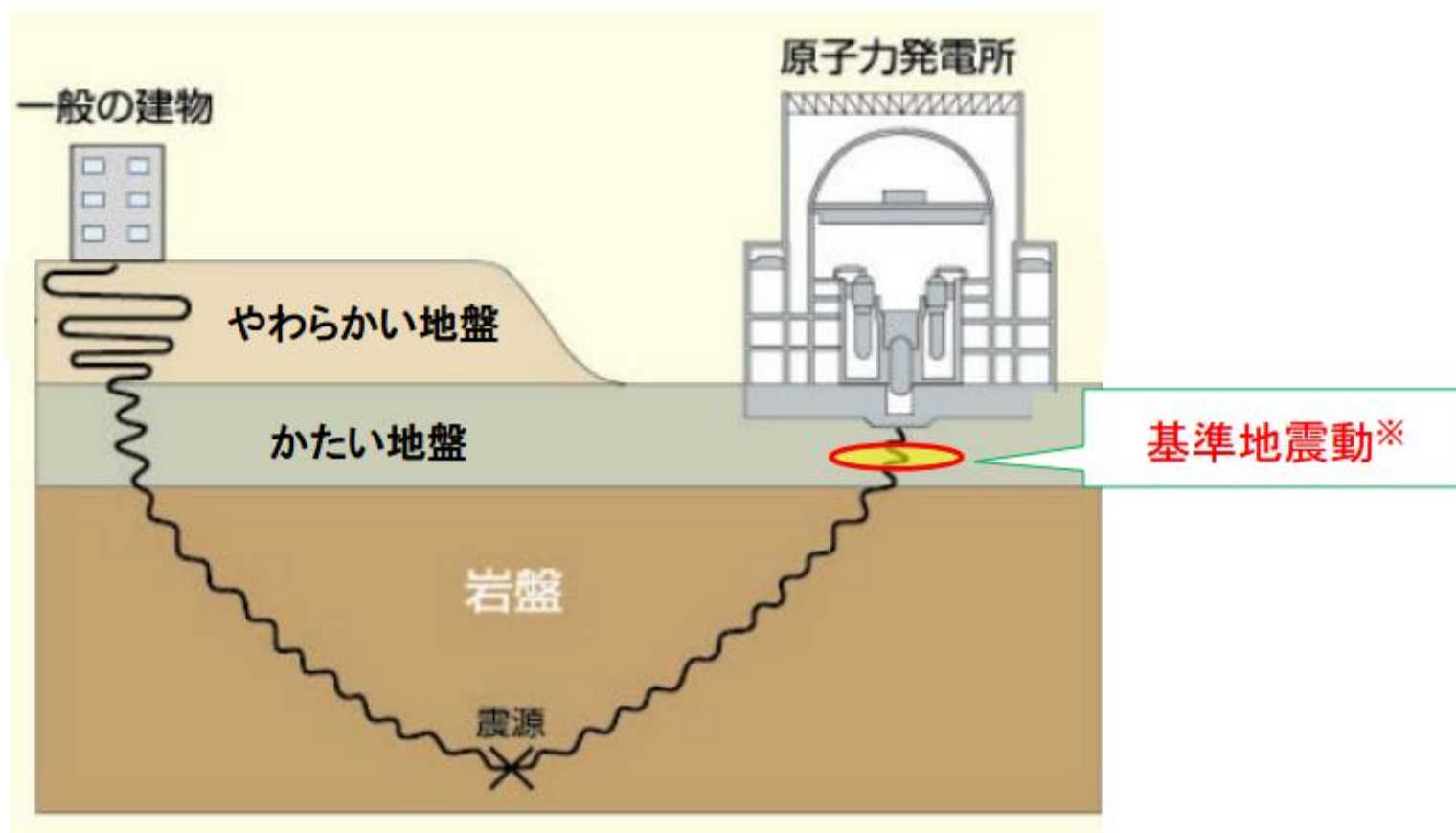
原子力発電所における耐震安全性の考え方



▲地震時停止システムの概念

- 大きな地震に対して、**原子力発電所の安全性が損なわれない設計**
- 一定以上の地震の揺れを検出したら、**原子炉は自動停止**

地震の揺れ(イメージ)



- 原子力発電所は、かたい地盤に設置
- 一般の建物が建つやわらかい地盤では、揺れは大きくなる

※基準地震動とは、原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動。発電所敷地の地下における最大の地震の揺れのこと。

原子力関連 緊急情報

【異常なし・定時】(平成28年6月8日18時現在)熊本地震の原子力施設への影響について

[2016/06/08 20:00更新]

＜原子力規制委員会から緊急情報メールサービスに登録いただいている方へお知らせです＞

平成28年(2016年)熊本地震の原子力施設への影響について、お知らせします。(平成28年6月8日18時現在)
現在、各施設ともに異常情報は入っていません。

1. 原子力発電所

＜九州電・川内(PWR)＞

(1)運転状況:1・2号機 運転中

(2)プラント状態:異常なし。

(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

＜九州電・玄海(PWR)＞

(1)運転状況:1・2・3・4号機 定検停止中

(2)プラント状態:異常なし。

(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

＜四国電・伊方(PWR)＞

(1)運転状況:1・2・3号機 定検停止中

(2)プラント状態:異常なし。

(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

＜中国電・島根(BWR)＞

(1)運転状況:1・2号機 定検停止中

(2)プラント状態:異常なし。

(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

以上

原子力規制庁 長官官房 総務課 広報室

原子力関連 緊急情報

[2016/06/08] [【異常なし・定時】\(平成28年6月8日18時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)

[2016/06/08] [【異常なし・定時】\(平成28年6月8日8時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)

[2016/06/07] [【異常なし・定時】\(平成28年6月7日18時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)

[2016/06/07] [【異常なし・定時】\(平成28年6月7日8時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)

[2016/06/06] [【異常なし・定時】\(平成28年6月6日18時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)

[2016/06/06] [【異常なし・定時】\(平成28年6月6日8時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)

[2016/06/05] [【異常なし・定時】\(平成28年6月5日18時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)

[2016/06/05] [【異常なし・定時】\(平成28年6月5日8時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)

[2016/06/04] [【異常なし・定時】\(平成28年6月4日18時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)

[2016/06/04] [【異常なし・定時】\(平成28年6月4日8時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)

[＜前＞](#) [次＞](#)

資料④-1 原子力関連緊急情報

原子力関連 緊急情報

- [2016/08/19] [【異常なし・地震】茨城県沖で発生した地震による原子力施設への影響について](#)
- [2016/08/15] [【異常なし・地震】\(平成28年8月15日16時32分現在\)福島県沖で発生した地震の原子力施設への影響](#)
- [2016/07/28] [【緊急情報メール\(原子力緊急アラート\)】茨城県北部で発生した地震による影響について](#)
- [2016/07/13] [【お知らせ】大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について](#)
- [2016/07/13] [【異常なし・定時】\(平成28年7月13日8時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)
- [2016/07/12] [【異常なし・定時】\(平成28年7月12日18時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)
- [2016/07/12] [【異常なし・定時】\(平成28年7月12日8時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)
- [2016/07/11] [【異常なし・定時】\(平成28年7月11日18時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)
- [2016/07/11] [【異常なし・定時】\(平成28年7月11日8時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)
- [2016/07/10] [【異常なし・定時】\(平成28年7月10日18時現在\)熊本地震の原子力施設への影響について](#)

[次へ>>](#)

[トップページへ戻る](#)

当サイトについて

このホームページは、原子力施設立地地域で大規模災害等が発生した際に、地域住民をはじめとした国民の皆様に向け、迅速に情報提供を行うためのものです。

緊急情報メールサービス

原子力施設立地地域にて大規模災害等が発生した際、原子力規制委員会から、直接、原子力施設の状況やモニタリング情報などの緊急情報を、携帯電話にメールにてお知らせします。

緊急情報メールサービスへの登録について

緊急情報メールサービスの配信登録を行う場合は、携帯電話で下記のURLにアクセスし、手続きを行ってください。

▼携帯サイトURL

<http://kinkou.nsr.go.jp/m/>



(携帯サイト用二次元コード)

[配信登録手順のイメージ](#)

[よくあるご質問](#)

原子力関連 緊急情報

【異常なし・定時】(平成28年7月12日8時現在)熊本地震の原子力施設への影響について

[2016/07/12 10:31更新]

<原子力規制委員会から緊急情報メールサービスに登録いただいている方へお知らせです>

平成28年(2016年)熊本地震の原子力施設への影響について、お知らせします。(平成28年7月12日8時現在)

現在、各施設ともに異常情報は入っていません。

1. 原子力発電所

<九州電・川内(PWR)>

(1)運転状況:1・2号機 運転中

(2)プラント状態:異常なし。

(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

<九州電・玄海(PWR)>

(1)運転状況:1・2・3・4号機 定検停止中

(2)プラント状態:異常なし。

(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

<四国電・伊方(PWR)>

(1)運転状況:1・2・3号機 定検停止中

(2)プラント状態:異常なし。

(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

<中国電・島根(BWR)>

(1)運転状況:1・2号機 定検停止中

(2)プラント状態:異常なし。

(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

以上

原子力規制庁 長官官房 総務課 広報室

[<<一覧へ戻る](#)

当サイトについて

このホームページは、原子力施設立地地域で大規模災害等が発生した際に、地域住民をはじめとした国民の皆様に向け、迅速に情報提供を行うためのものです。

緊急情報メールサービス

原子力施設立地地域にて大規模災害等が発生した際、原子力規制委員会から、直接、原子力施設の状況やモニタリング情報などの緊急情報を、携帯電話にメールにてお知らせします。

緊急情報メールサービスへの登録について

緊急情報メールサービスの配信登録を行う場合は、携帯電話で下記のURLにアクセスし、手続きを行ってください。

▼携帯サイトURL

<http://kinkyu.nsr.go.jp/m/>



(携帯サイト用二次元コード)

[配信登録手順のイメージ](#)

[よくあるご質問](#)

資料④-2 原子力緊急アラート

原子力規制委員会 緊急時 ×

← → ↺ kinkyu.nsr.go.jp/m/kinkyu/2016/04/post-145.html ☆ ≡

アプリ おすすめサイト IE ブックマーク

原子力規制委員会
緊急時情報ホームページ
(原子力緊急アラート)

緊急情報

◎【お知らせ】緊急情報メールサービスを用いた熊本地震の原子力施設への影響に関する情報提供について
[2016/04/19 16:43]

<原子力規制委員会から緊急情報メールサービスに登録いただいている方へお知らせです>

○本緊急情報メールサービスは、原子力施設立地地域にて大規模災害等が発生した際、原子力規制委員会から、直接、登録された皆様に原子力施設の状況などの緊急情報を、携帯電話にメールにてお知らせすることを目的にしているものです。

○一方で、今般の平成28年熊本地震は、平成23年の東北地方太平洋沖地震以来の震度7を超える地震であり、原子力施設への影響は軽微なものにとどまっているものの、「異常なし」の情報を適時適切に届けるニーズが強く寄せられています。

○つきましては、本日より、この緊急情報メールサービスを用いて、川内原子力発電所、玄海原子力発電所、伊方発電所、島根原子力発電所の状況について、4発電所の情報提供を登録されている皆様に、

(1) 各発電所の8時と18時の状況を10時と20時に発信します。
(2) 九州地方で震度5弱以上の地震が起こった際には、各発電所の状況に加えて、地震計で観測した測定値を発信します。

○このメールを受ける皆様におかれましては、発電所に異常がなくとも「緊急情報メール」が届くこととなりますが、メールの内容をよくご覧になり、発電所の状況を確認いただければ幸いです。

○なお、配信を解除したい場合は、登録の際と同じ手順で空メールを送信し、届いた返信メールのガイドに従って解除手続きを行ってください。

原子力規制庁 長官官房 総務課 広報室

[\[6\]次のニュース](#)
[\[4\]前のニュース](#)

[\[0\]緊急情報](#)
[緊急時情報ホームページトップ](#)

Copyright NRA | Nuclear Regulation Authority All rights reserved.

原子力規制委員会 緊急時 ×

← → ↺ kinkyu.nsr.go.jp/m/kinkyu/2016/04/284191810.html ☆ ≡

アプリ おすすめサイト IE ブックマーク

原子力規制委員会
緊急時情報ホームページ
(原子力緊急アラート)

緊急情報

◎【異常なし・規制庁】(平成28年4月19日18時10分現在)熊本地震の原子力施設への影響について
[2016/04/19 18:27]

<原子力規制委員会から緊急情報メールサービスに登録いただいている方へお知らせです>

本日(19日)17時52分頃に熊本地方で発生した地震(余震)による原子力施設への影響について、お知らせします。(平成28年4月19日 18時10分現在)
現在、各施設ともに異常情報は入っていません。
本日20時に18時現在の状況をお知らせする予定としておりましたが、今後、特に異常情報がない限り、本報をもって今回の余震に関する最終報とします。

1. 原子力発電所
<九州電・川内(PWR)>
鹿児島県:最大震度3
薩摩川内市:震度3
・運転状況:1・2号機 運転中
・プラント状態:異常なし。
・外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。
・今回の事業者地震計による観測値(水平2方向と鉛直方向が合成された値)
(1号機補助建屋内海拔-21.0m)3.1gal
○参考情報
原子炉自動停止設定値(1号機で代表)
(1号機補助建屋内海拔-21.0m)水平加速度160gal、鉛直加速度80gal

<九州電・玄海(PWR)>
佐賀県:最大震度3
玄海町:震度 -
・運転状況:1・2・3・4号機 定検停止中
・プラント状態:異常なし。
・外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。
・今回の事業者地震計による観測値(水平2方向と鉛直方向が合成された値)
(3号機補助建屋内海拔-18.0m)感知せず。
○参考情報
原子炉自動停止設定値(3号機で代表)
(3号機補助建屋内海拔-18.0m)水平加速度170gal、鉛直加速度80gal

<四国電・伊方(PWR)>
愛媛県:最大震度1
伊方町:震度1
・運転状況:1・2・3号機 定検停止中

原子力規制委員会 緊急時 ×

← → ↺ kinkyu.nsr.go.jp/m/kinkyu/2016/04/284191810-1.html ☆ ≡

アプリ おすすめサイト IE ブックマーク

原子力規制委員会
緊急時情報ホームページ
(原子力緊急アラート)

緊急情報

◎【異常なし・規制庁】(平成28年4月19日18時10分現在)熊本地震の原子力施設への影響について
[2016/04/19 20:00]

<原子力規制委員会から緊急情報メールサービスに登録いただいている方へお知らせです>

平成28年(2016年)熊本地震の原子力施設への影響について、お知らせします。(平成28年4月19日18時10分現在)
現在、各施設ともに異常情報は入っていません。

1. 原子力発電所
<九州電・川内(PWR)>
(1)運転状況:1・2号機 運転中
(2)プラント状態:異常なし。
(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

<九州電・玄海(PWR)>
(1)運転状況:1・2・3・4号機 定検停止中
(2)プラント状態:異常なし。
(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

<四国電・伊方(PWR)>
(1)運転状況:1・2・3号機 定検停止中
(2)プラント状態:異常なし。
(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

<中国電・島根(BWR)>
(1)運転状況:1・2号機 定検停止中
(2)プラント状態:異常なし。
(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

以上

原子力規制庁 長官官房 総務課 広報室

原子力規制委員会 緊急時 ×

← → ↺ kinkyu.nsr.go.jp/m/kinkyu/2016/07/post-6.html ☆ ≡

アプリ おすすめサイト IE ブックマーク

原子力規制委員会
緊急時情報ホームページ
(原子力緊急アラート)

緊急情報

◎【お知らせ】大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について
[2016/07/13 13:10]

<原子力規制委員会から緊急情報メールサービスに登録いただいている方へお知らせです>

○本緊急情報メールサービスは、原子力施設立地地域にて大規模災害等が発生した際、原子力規制委員会から、直接、登録された皆様に原子力施設の状況などの緊急情報を、携帯電話にメールにてお知らせすることを目的にしているものです。また、緊急情報メールで発信された内容は、緊急時情報ホームページに同時に掲載されます。

○平成28年熊本地震を受けて、平成28年4月19日から、この緊急情報メールサービスを用いて、情報発信をさせて頂いておりますが、本日、平成28年7月13日の原子力規制委員会において、「大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について」が了承されましたので、今後の情報発信の対応方針を変更いたします。

【情報発信の対応方針】
○緊急時情報ホームページ、ツイッター、緊急情報メール(以下「緊急時HP等」という)を用いた地震の原子力施設への影響に関する情報発信については、以下の通り強化します。

(1) 情報発信の条件について、立地市町村において震度5弱以上としていたものを震度4以上に変更。
(2) (1)に加え、立地道府県において震度6弱以上としていたものを震度5弱以上に変更。
(3) (2)に加え、国内において震度6弱以上の場合、原子力規制庁緊急時対応センターの全体指揮者が判断する近隣の原子力施設※1への影響について、緊急時HP等で情報発信。
(※1:実用発電用原子炉及びもんじゅ(11事業者)及び再処理施設(2事業者))

○上記の情報発信の対応方針に本日から移行します。このお知らせをもちまして「緊急情報メールサービスを用いた熊本地震の原子力施設への影響に関する情報提供」は終了させていただきます。

○このメールを受ける皆様におかれましては、新たな情報発信の対応方針に従い「緊急情報メール」が届くこととなりますが、メールの内容をよくご覧になり、発電所の状況を確認いただければ幸いです。

○これまでの「緊急情報メールサービスを用いた熊本地震の原子力施設への影響に関する情報提供」の内容については、以下をご参照下さい。
【お知らせ】緊急情報メールサービスを用いた熊本地震の原子力施設への影響に関する情報提供について[2016/04/19 16:43更新]
<http://kinkyu.nsr.go.jp/kinkyu/2016/04/post-145.html>

資料⑤ 大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について

大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について

平成 28 年 7 月 13 日

原子力規制庁

1. 平成 28 年熊本地震以前の情報発信の対応方針について

- (1) 原子力施設の立地市町村において震度 5 弱以上や立地道府県において震度 6 弱以上の地震があった場合に、初動対応マニュアルに基づき、緊急情報メール及び緊急時情報ホームページを用いた情報発信を行ってきた。
- (2) 一方、立地市町村において震度 4 や立地道府県において震度 5 弱又は 5 強い地震があった場合であっても、原子力施設に影響が及ぶことは想定しにくいものの、報道関係者等から原子力施設への影響について問い合わせを受けることがあることから、被害発生の有無に関わらず、報道関係者等に情報発信を行ってきた。

2. 平成 28 年熊本地震を踏まえた特別な対応について

- (1) 4 月 14 日（木）に発生した平成 28 年熊本地震においては、上記考え方で情報発信を開始した。順次発信を拡大して、現在は以下の通り。
 - ① 九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）で震度 4 以上の地震が起こった場合は、立地市町村の震度に関わらず、川内原子力発電所・玄海原子力発電所・伊方発電所・島根原子力発電所の異常の有無、地震計の計測値について情報発信（随時報）。
 - ② 各原子力発電所の異常の有無（8 時、18 時状況）を定時に情報発信（定時報）。
- (2) 7 月 11 日 10 時時点で、①随時報は 28 回（内 9 回～4 月 18 日まで）、②定時報は 166 回である。（今回の九州地方で震度 4 以上の地震が発生したのは 112 回（出典：気象庁 HP「最大震度別地震回数表（随時更新）」）だが、①随時報は対象となる地震の条件の変更（震度 5 弱→震度 4）を 4 月 26 日に行うなどしたため 28 回となっている。）
- (3) 緊急情報メールを送信し、緊急時情報ホームページを自動更新させる仕組みを活用し、情報の迅速性と正確性を確保した。これらは、主に国民の不安に対応した情報として発信を行ったが、一方で、今回は発生しなかったものの、本来目的としている緊急事態が発生した際には、緊急情報と国民の不安に対応した情報の混乱も懸念される。

3. 今後の大規模自然災害発生時等における情報発信のあり方について

(1) 基本的な考え方

福島第一原子力発電所事故を引き起こした東日本大震災後の原子力施設に対する国民の不安を勘案すると、従来の情報発信に加え、近隣の原子力施設において大きな地震が観測されていないことや施設の異常が生じていないことについて、情報発信する範囲を拡大するなど積極的な情報発信を行う必要がある。

(2) 情報発信（地震発生時）の強化ポイント

1. で示した情報発信の対応方針を、以下の通り強化することを基本原則とする。ただし、原子力規制庁緊急時対応センターの全体指揮者（オンサイト総括）が個別に判断した場合は、状況に応じて、対象震度未満でも情報発信を行う。また、下記③を含む大規模自然災害発生時等の情報提供については、新たに事業者からの通報が必要となるため、別途原子力規制委員会からの指示文書を長官専決により発出する。

緊急時情報ホームページ、ツイッター、緊急情報メール（以下、「緊急時 HP 等」という）を用いた地震の原子力施設への影響に関する情報発信については、以下の通り強化する。

- ① 情報発信の条件について、立地市町村において震度 5 弱以上としていたものを震度 4 以上に変更。
- ② ①に加え、立地道府県において震度 6 弱以上としていたものを震度 5 弱以上に変更。
- ③ ②に加え、国内において震度 6 弱以上の場合、オンサイト総括が判断する近隣の原子力施設^{※1}への影響について、緊急時 HP 等で情報発信。

（※1：実用発電用原子炉及びもんじゅ（11 事業者）及び再処理施設（2 事業者））

表 1 情報発信（地震発生時）の強化ポイント（網掛け部分が強化ポイント）

発生地震	これまでの発信対象	今後の発信対象
① 立地市町村 震度 4	報道関係者 政府関係者	一般国民（緊急時 HP 等） 報道関係者 政府関係者
② 立地道府県 震度 5 弱または 5 強	報道関係者 政府関係者	一般国民（緊急時 HP 等） 報道関係者 政府関係者
③ 国内 震度 6 弱以上 （緊急参集【情報収集連絡体制強化】）	なし	一般国民（緊急時 HP 等） 報道関係者 政府関係者 （オンサイト総括が判断する近隣の原子力施設※1）

表 2 今後の情報発信の条件（網掛け部分が強化ポイント）

				国内		
				震度 6 弱以上	震度 5 強または 5 弱	震度 4 以下
立地道府県	震度 6 弱以上	立地市町村	震度関係なし	緊急時 HP 等		
	震度 5 強または 5 弱			緊急時 HP 等	緊急時 HP 等	
	震度 4 以下	立地市町村	震度 4	緊急時 HP 等	緊急時 HP 等	緊急時 HP 等
			震度 3 以下	緊急時 HP 等	無	無

（参考）その他、情報発信を行う大規模自然災害発生時等

- ・ 気象庁により、大津波警報が発表された場合
- ・ その他内閣危機管理監による参集事象（例：火山噴火）

（３）情報発信手段の改善について

情報発信は、緊急時 HP 等を活用し行うが、緊急時情報ホームページと同様の発信機能を持つ「情報提供」の機能を追加し、緊急事態の情報とは区別して、国民の不安に対応した情報の提供を可能とする準備を進める。

以 上

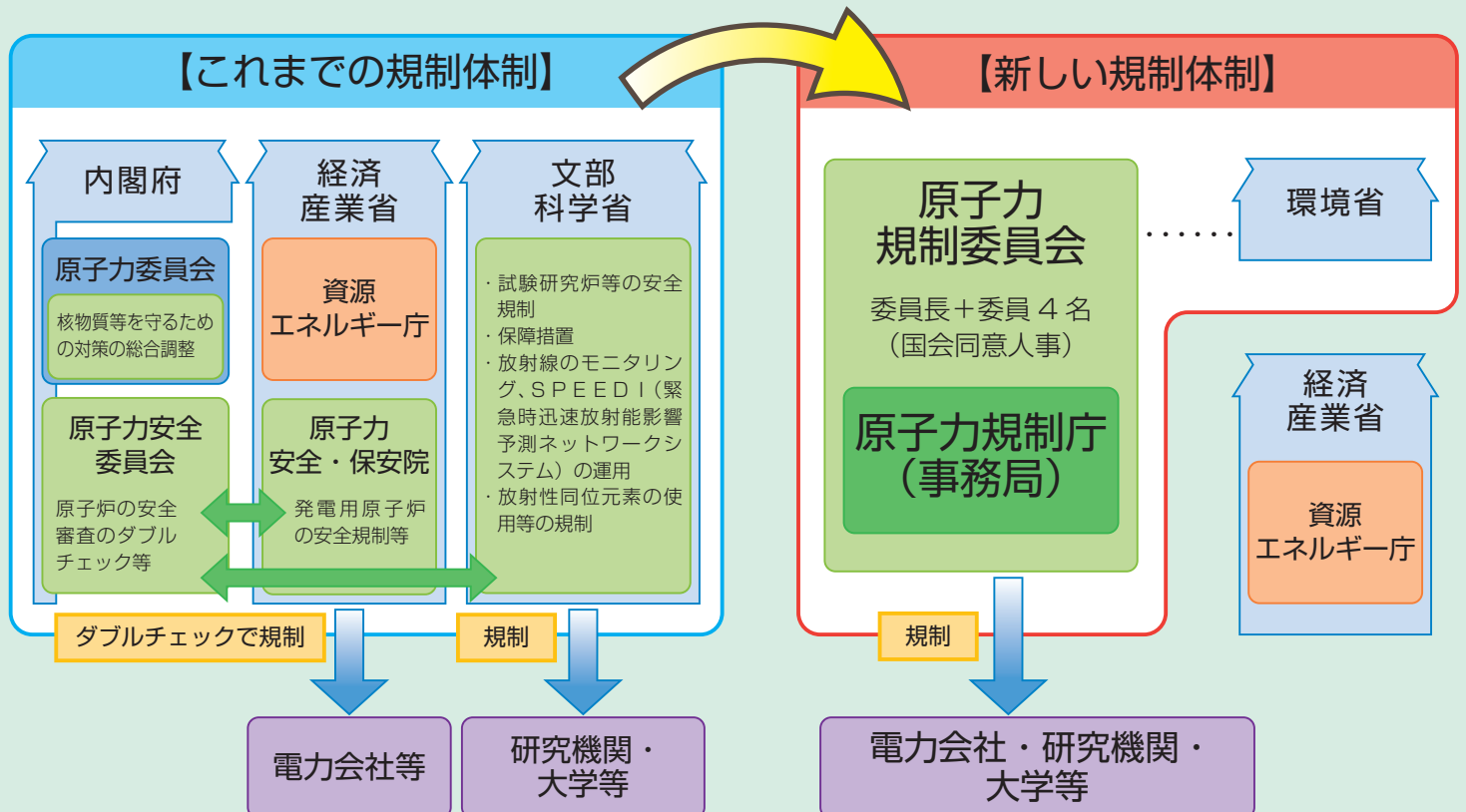
資料⑥ 原子力規制委員会パンフレット（抜粋）

改革の要点

1 「規制」と「利用」の分離

これまでは、原子力「利用」の推進を担う経済産業省の下に、原子力の安全「規制」を担う原子力安全・保安院が設置されていました。そうした「利用の推進」と「安全規制」を同じ組織の下で行うことによる問題を解消するため、経済産業省から、安全規制部門を分離し、環境省の外局組織として原子力規制委員会を新設しました。原子力規制委員会は、独立性の高い3条委員会※です。

※いわゆる3条委員会（国家行政組織法第3条第2項に規定される委員会）とは、上級機関（例えば、設置される府省の大臣）からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関です。



2 「規制」の一元化

各関係行政機関が担っていた原子力の規制の事務、核物質等を守るための事務（核セキュリティ）を原子力規制委員会に一元化しました。また、原子力安全委員会を廃止し、必要な機能が原子力規制委員会に統合されました。さらに、文部科学省が担っていた核不拡散の保障措置※、放射線モニタリング、放射性同位元素の使用等の規制についても移管され、「規制」に関連する機能は、原子力規制委員会に一元化されました。

※核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる検認活動のことです。

3 透明性の高い情報公開

原子力規制委員会は、具体的な情報公開請求を待つことなく、自発的に、可能な限りの行政文書をHP等で公開します。

原子力規制委員会で行われる会議については、原則として内容を公開していきます。また、電力会社等の被規制者との間で行われる規制に関連する内容の議論についても、記録を残し、原則として公開していきます。

4 原子力規制の転換

東京電力福島原子力発電所事故の教訓や国内外からの指摘を踏まえて、

- ① 重大事故対策の強化
- ② 最新の知見に基づく原子力安全規制の実施
- ③ 40年運転制限の導入

など、原子力規制を強化しました。

< ① 重大事故対策の強化 >

重大事故対策を法令による規制の対象としました。

- ・原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う放射性物質の原子力事業所外への異常放出といった災害の防止が含まれることを明記しました。
- ・発電用原子炉設置者等が行うべき保安のために必要な措置に重大事故対策も含まれることを明記しました。

< ② 最新の知見に基づく規制の実施 >

最新の知見を規制の基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）を導入しました。

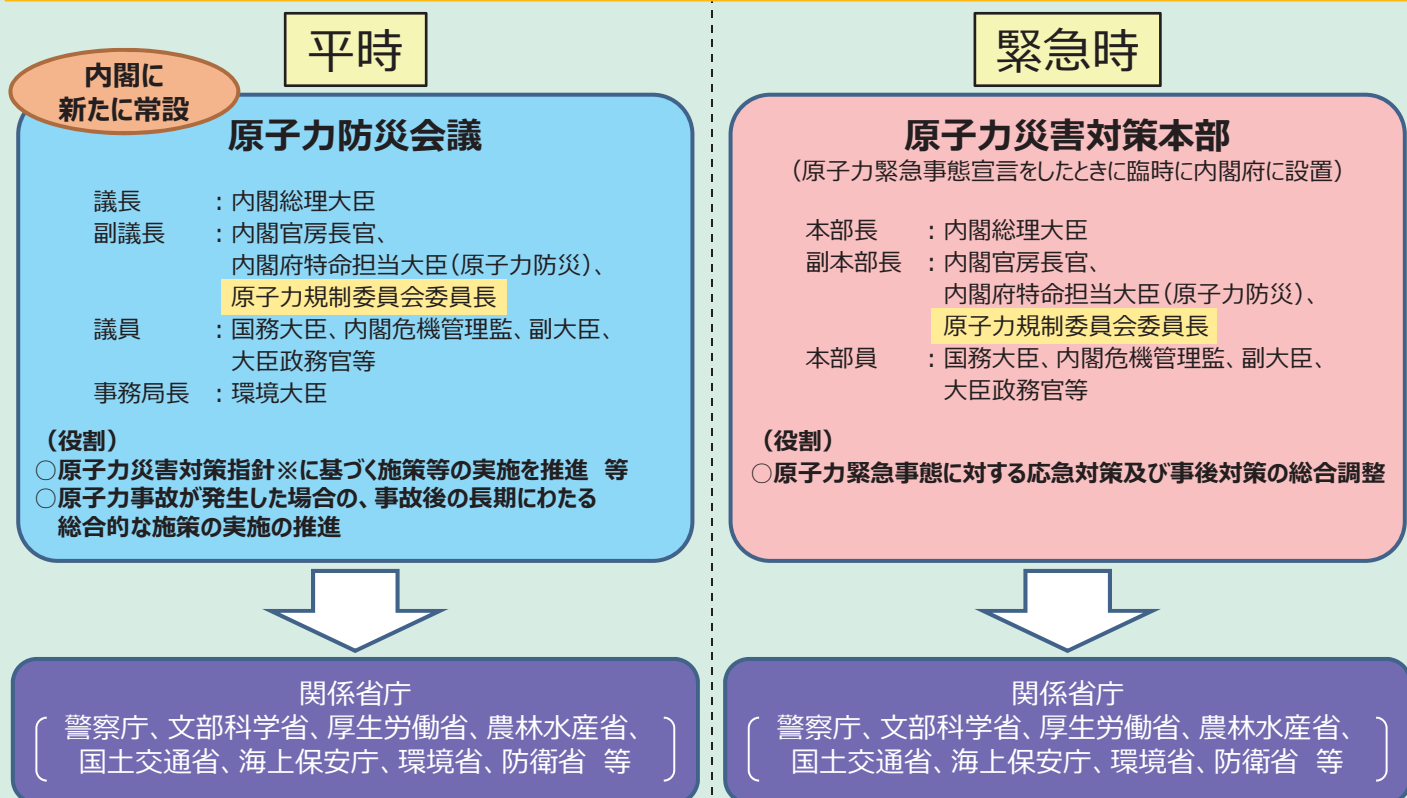
< ③ 40年運転制限の導入 >

発電用原子炉の運転期間を、原則として、営業運転を開始した日から起算して40年※としました。

※40年超の運転が認められるのは原子炉等の劣化の状況を踏まえた基準に適合している場合に限りです。

5 原子力防災体制の強化

緊急時に備えて、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために、
内閣に原子力防災会議を新たに常設



※ 原子力事業者や地方公共団体等による、原子力災害予防対策や緊急事態応急対策及び事後対策の円滑な実施を確保するための指針です。原子力規制委員会が作成します。

原子力規制委員会の組織と仕事

原子力規制委員会

原子力安全人材育成センター (施設等機関)

- ・原子力安全に係る人材育成機関
- ・キャリアパスに応じた研修の企画及び実施 等

審議会等

原子炉安全専門審査会

- ・原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議

核燃料安全専門審査会

- ・核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議

放射線審議会

- ・放射線障害防止に関する技術的基準の審議

国立研究開発法人審議会

- ・国立研究開発法人の行う研究開発に関する事項を審議

原子力規制庁(事務局)

長 官

次 長

長官官房

緊急事態対策監

- ・緊急時対応の総括

技術総括審議官

- ・原子力安全に係る技術の統括

核物質・放射線総括審議官

審議官(3)

総務課

- ・総務
- ・政策評価
- ・広報
- ・国際 他

人事課

参事官(会計)

<技術基盤グループ>

技術基盤課

- ・規制基準の策定

安全技術管理官(4)^{※1}

- ・原子力安全に関する技術の調査研究

※1：システム安全、シビアアクシデント、核燃料廃棄物、地震・津波

原子力規制部

部 長

原子力規制企画課

- ・審査・検査等の制度整備
- ・規制課題の収集

安全規制管理官(7)^{※2}

- ・原子炉等規制法に基づく規制の執行

※2：BWR、PWR、発電炉施設検査、新型炉・試験研究炉・廃止措置、再処理・加工・使用、廃棄物・貯蔵・輸送、地震・津波安全対策

<放射線防護グループ>

原子力災害対策・核物質防護課

- ・防災体制構築
- ・緊急時初動対応
- ・核物質防護業務
- ・原子力防災システムの整備

監視情報課

- ・放射線モニタリングの司令塔機能 等

放射線対策・保障措置課

- ・R I 規制
- ・保障措置

<地方の体制>

原子力規制事務所(22カ所)

原子力施設近傍に、原子力保安検査官、原子力防災専門官を配置

地方放射線モニタリング対策官

環境モニタリングについて、地方自治体、関係機関と連携

地域原子力規制総括調整官

地方自治体、関係機関へ情報提供

六ヶ所保障措置センター

再処理施設等に対する査察等

横須賀原子力艦モニタリングセンター

原子炉を設置した軍艦に係る放射能調査

独立行政法人

<一部共同所管>

日本原子力研究開発機構 (JAEA)

- ・原子力の安全研究 等

放射線医学総合研究所 (NIRS)

- ・放射線研究
- ・被ばく医療研究 等

付録 B

原子力規制委員会の情報発信に 関するアンケート調査票

原子力規制委員会の情報発信に関するアンケート

プレ調査

あなたは地域での付き合いをどの程度していますか？この中から 1 つだけお答えください。

- a. よく付き合っている
- b. ある程度付き合っている
- c. あまり付き合っていない
- d. 全く付き合っていない

あなたは、原子力規制委員会という組織を知っていますか。

※a もしくは b の選択者のみを、以下の本調査の対象とする。

- a. 知っている
- b. 名前を聞いたことがある
- c. 知らない

規制委員会・規制庁・規制事務所の組織体制の認知度

問1 あなたは、原子力規制委員会等の組織体制について、どの程度知っていますか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。

	よく 知っている	ある程度 知っている	ほとんど 知らない	全く知らない
a. 原子力安全委員会と原子力安全・保安院が廃止され、新たに原子力規制委員会・原子力規制庁が設置されていること	1	2	3	4
b. 原子力安全・保安院は経済産業省（原子力利用の推進を担当）のもとにあったが、原子力規制委員会は環境省の外局として原子力利用を推進する省庁から独立した意思決定ができること	1	2	3	4
c. 各地の原子力施設の周辺に、原子力施設の検査等を行う原子力規制庁の職員が常駐している施設（原子力規制事務所）が設置されていること	1	2	3	4
d. 原子力規制委員会は委員長が 1 人、委員が 4 人という人数構成であること	1	2	3	4
e. 委員長及び委員の要件に加え、原子力事業者（電力会社等）の役員・従業員だった人を不適格とすること	1	2	3	4
f. 技術的・専門的な判断の内容に係る事項について独立して権限を行使すること	1	2	3	4
g. 意思決定に関わる審査会合の議論や資料はすべて公開し、インターネット中継を行う等、審査の過程について透明性を確保していること	1	2	3	4

規制委員会・規制庁・規制事務所の業務の認知度

問2 原子力規制委員会・原子力規制庁・原子力規制事務所の業務について、どの程度知っていますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。

	よく 知っている	ある程度 知っている	ほとんど 知らない	全く知らない
a. 原子力施設の設計段階での新規規制基準適合性審査や稼働前の現地検査さらに稼働後は定期的な現地検査を実施していること	1	2	3	4
b. 原子力施設に関する規制基準を策定していること。また、基準策定のために新知見を収集、研究していること（安全研究）	1	2	3	4
c. 原子力災害対策に必要な専門的・技術的な指針（原子力災害対策指針）を策定すること	1	2	3	4
d. 福島第一原子力発電所の状況の確認や、汚染水の拡散防止策等の検討を行うこと	1	2	3	4

個別広聴・広報活動・事業の認知度・評価

問3 あなたは、原子力規制委員会のホームページ(<http://www.nsr.go.jp/>)を見たことがありますか。あてはまるものを1つだけお選びください。

- a. よく見る
- b. 時々見る
- c. 見たことがある
- d. 見たことがない
- e. わからない

問4 原子力規制委員会のホームページについて、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。 ※1つ上の設問の a～c の選択者を対象とする。

	高く評価 できる	ある程度 評価 できる	どちらとも 言えない	あまり 評価でき ない	全く 評価でき ない
a. 情報提供の迅速さ	1	2	3	4	5
b. 提供情報の十分さ	1	2	3	4	5
c. 説明・発表内容の分かりやすさ	1	2	3	4	5
d. 説明・発表内容の正確さ	1	2	3	4	5
e. 情報のオープン性	1	2	3	4	5
f. 専門的な知見に基づく判断・見解の説明	1	2	3	4	5
g. 責任感・使命感	1	2	3	4	5
h. 情報発信への積極性	1	2	3	4	5
i. 探しやすさ、使いやすさへの配慮	1	2	3	4	5

問5 原子力規制委員会の緊急情報メールサービス(<http://kinkyu.nsr.go.jp>)では、原子力施設立地地域で大規模災害等が発生した際、原子力規制委員会から配信登録者に対して、直接、原子力施設の状況やモニタリング情報などの緊急情報を、携帯電話にメールでお知らせしています。(後述のサンプル参照)

あなたは原子力規制委員会の緊急情報メールサービスに登録していますか。あてはまるものを 1 つだけお選びください。

- a. 登録している
- b. 以前は登録していたが、今は登録していない
- c. 登録したことはないが、緊急情報メールサービスがあるのは知っていた
- d. 登録したことも、緊急情報メールサービスがあることも知らなかった

※緊急情報メールサービスの登録手順は次の URL 参照 (http://kinkyu.nsr.go.jp/regist_kinkyu.html)

緊急情報メールサービスの詳細は次の URL 参照 「緊急メールサービスとは」

(http://kinkyu.nsr.go.jp/about_kinkyu.html)

【緊急情報メールサービスのサンプル一例】

【緊急情報メール】

『件名:【緊急情報メール(原子力緊急アラート)】〇〇で発生した地震による原子力施設への影響について』

<原子力規制委員会から緊急情報メールサービスに登録いただいている方へお知らせです>

平成 28 年(2016 年)〇〇地震の原子力施設への影響について、お知らせします。(平成 28 年△月△△日△時現在)
現在、各施設ともに異常情報は入っていません。

1. 原子力発電所

<〇〇電・〇〇(PWR)>

(1)運転状況:1・2 号機 運転中

(2)プラント状態:異常なし。

(3)外部への影響:排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。

以上

問6 自治体が実施している自然災害や安全に関する情報を提供するアプリやメール配信サービスなど、登録しているものがあれば記載してください。(記入例:緊急速報「エリアメール」、お住まいの地方自治体が提供する防災メール等。)

問7 緊急情報メールサービスにご関心がありますか。※1 つ上の設問の c,d の選択者を対象とする。

- a. 関心がある
- b. 関心がない

※緊急情報メールの登録手順は次の URL 参照 (http://kinkyu.nsr.go.jp/pdf/Manual_AddressTouroku_v_1_1.pdf)

問8 原子力規制委員会の公式 Twitter (<https://twitter.com/gensiryokukisei>) では、委員会・審査会合・検討会・記者会見等の開催情報、各種会議の資料や議事録の掲載情報等を発信しています。(後述のサンプル参照)

あなたは、原子力規制委員会の公式 Twitter をフォローしていますか。あてはまるものを1つだけお選びください。

- a. フォローしている
- b. 以前はフォローしていたが、今はフォローしていない
- c. フォローしたことはないが、見たことはある
- d. フォローしたことも、見たこともない

【公式 twitter アカウントの情報発信サンプル】

原子力規制委員会 / NRA,Japan @gensiryokukisei

【放送案内】明日 11 日水曜日、第 292 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合を開催します。以下の URL で生放送します。

<http://live.nicovideo.jp/watch/lv241015978>

<https://www.youtube.com/watch?v=8mBTObPOLo4&feature=youtu.be>

#原子力規制委員会

問9 今後、原子力規制委員会の公式 Twitter に対して、特に期待することを 1 つお選びください。

- a. 委員会・審査会合・検討会・記者会見等の開催情報
- b. 各種会議の資料や議事録の掲載情報のお知らせ
- c. 緊急時の情報発信
- d. その他(自由記述)
- e. 特になし

問10 原子力規制委員会の情報提供のあり方全般について、あなたはどのように感じましたか。あてはまるものをそれぞれ 1 つずつお選びください。

	高く評価 できる	ある程度 評価 できる	どちらと も言えな い	あまり 評価でき ない	全く 評価でき ない
a. 情報提供の迅速さ	1	2	3	4	5
b. 提供情報の十分さ	1	2	3	4	5
c. 説明・発表内容の分かりやすさ	1	2	3	4	5
d. 説明・発表内容の正確さ	1	2	3	4	5
e. 情報のオープン性	1	2	3	4	5
f. 専門的な知見に基づく判断・見解の説明	1	2	3	4	5
g. 対応の誠実さ	1	2	3	4	5
h. 責任感・使命感	1	2	3	4	5
i. 情報発信への積極性	1	2	3	4	5
j. 探しやすさ、使いやすさへの配慮	1	2	3	4	5

規制委員会への信頼度

原子力規制委員会は、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を使命とし、この使命を果たすため、5つの活動原則（「独立した意思決定」「実効ある行動」「透明で開かれた組織」「向上心と責任感」「緊急時即応」）に沿って職務を遂行しています。

問11 原子力に関する情報の発信源として、最も信頼するものはどれですか。お気持ちに近いものを3つお選びください。

- a. 首相官邸
- b. 原子力規制委員会・原子力規制庁
- c. 文部科学省
- d. 経済産業省
- e. 環境省
- f. 国際原子力機関(IAEA)
- g. 食品安全委員会
- h. 消費者庁
- i. 厚生労働省
- j. 農林水産省
- k. 気象庁
- l. 警察
- m. 消防
- n. 自衛隊
- o. 都道府県
- p. 市区町村
- q. 電力会社
- r. 専門家(個人ホームページ、出演するテレビ番組等)
- s. テレビ局、ラジオ局、新聞社、雑誌社等報道機関の記者・解説者
- t. インターネット上で流れる情報等(ブログ、フェイスブック、ツイッター、個人ホームページ、検索サイト(google,yahoo 等))
- u. 近隣住民、知人、家族
- v. その他(自由記述)
- w. 特になし

規制委員会へのニーズ・期待事項

問12 原子力規制委員会・原子力規制庁・原子力規制事務所からの情報提供について、どの程度ご関心がありますか。
あてはまるものをそれぞれ1つずつお選びください。

	とても 関心がある	ある程度 関心がある	あまり 関心がない	関心がない
a. 委員会・審査会合・検討会・記者会見等の中継や録画映像	1	2	3	4
b. 委員会・審査会合・検討会・記者会見等の資料や議事要旨、議事録	1	2	3	4
c. 原子力施設の安全審査の状況や運転状況	1	2	3	4
d. 原子力施設のトラブルに関する情報	1	2	3	4
e. 原子力に関する各種規制の内容	1	2	3	4
f. 原子力災害対策に必要な専門的・技術的な指針(原子力災害対策指針)	1	2	3	4
g. 緊急時における原子力施設や防災対策に関する情報	1	2	3	4
h. 原子力や放射線に関する基礎的な情報	1	2	3	4
i. 福島第一原子力発電所の状況の確認や、汚染水等の拡散防止策等の検討	1	2	3	4
j. 日常的な活動や委員の紹介など	1	2	3	4

問13 福島第一原子力発電所事故のあとに、全国の原子力発電所に対してとられた以下のような安全対策についてご存知ですか？

	よく 知っている	ある程度 知っている	ほとんど 知らない	全く知らない
a. 福島第一原子力発電所事故のような重大事故をも想定した対策の作成	1	2	3	4
b. 最新の技術的知見を技術基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務付ける制度の整備	1	2	3	4
c. 発電用原子炉の運転期間を「原則 40 年」とする制度の整備	1	2	3	4
d. 原子力災害対策指針に基づき、避難時に服用が必要となる安定ヨウ素剤の事前配布や屋内退避に関する運用方を明確化	1	2	3	4

熊本地震関連

問14 熊本地震が発生した際、原子力規制委員会は鹿児島県の川内原子力発電所を停止する必要があるとの見解を示しましたが、そのことをご存知でしたか？

a. 知っていた
b. 知らなかった

問15 熊本地震のような地震が発生したときでも原子力発電所を止めなくても良いという情報を発信するときに、その情報に納得感を持ってもらうために原子力規制委員会・原子力規制庁がとるべき姿勢として重要視されるものはどれでしょうか？

	重要視する	ある程度重要視する	あまり重要視しない	重要視しない	わからない
a. 何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行っている	1	2	3	4	5
b. 形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫いている	1	2	3	4	5
c. 規制にかかわる情報の開示を徹底している	1	2	3	4	5
d. 原子力事業者と、適切な情報共有を行っている	1	2	3	4	5
e. 国内外の多様な意見に耳を傾けている	1	2	3	4	5
f. 緊急時に組織的かつ即座に対応できるよう、体制を平時から整えている	1	2	3	4	5
g. 原子力の安全確保を行うという強い姿勢が見られる	1	2	3	4	5
h. 原子力に内在するリスクを十分認識し、的確に規制を行い、事故やトラブルを未然に防止できる能力を持っている	1	2	3	4	5
i. 事故時には迅速かつ的確に対応し、災害の発生、被害の拡大、事故の再発を防止できる能力を持っている	1	2	3	4	5
j. 原子力発電所の現場をよく理解し、得られた情報・データに基づいてきちんと判断できる能力を持っている	1	2	3	4	5

問16 以下は原子力規制委員会・原子力規制庁が原子力発電所の安全性を説明する上で必要となる用語です。これらのうち、解説がないと意味がわからないものについて教えてください。

	丁寧な解説が必要	簡単な解説が必要	解説があったほうがよい	解説は必要ない
a. ガル	1	2	3	4
b. 震央	1	2	3	4
c. 鉛直加速度・水平加速度・最大加速度	1	2	3	4
d. 原子炉自動停止	1	2	3	4
e. 崩壊熱	1	2	3	4
f. 耐震重要施設	1	2	3	4
g. 敷地内重要施設	1	2	3	4
h. 基準地震動	1	2	3	4
i. 新規制基準	1	2	3	4
j. 震源を特定せず策定する地震動	1	2	3	4

問17 熊本地震を踏まえ、今後大きな地震が発生したときに原子力規制委員会・原子力規制庁に発信してほしいと思う原子力発電所の安全性に関連する情報はどのようなものがありますか。特に必要なものを3つ選択してください。

- a. 施設周辺の断層に関する情報
- b. 断続的な地震に対する施設状態の情報
- c. 原子炉の自動停止についての情報(地震センサーの位置、停止・冷却等に必要な時間など)
- d. 自動停止(原子力発電所で大きな地震のゆれが感知されると原子炉が自動的に停止する仕組み)の実証性に関する情報
- e. 原子炉建屋の安全性・耐震基準についての情報
- f. モニタリングポストで観測された放射線量の情報
- g. その他（自由に記述してください。）

問18 今後、原子力発電所の近くで熊本地震のような大きな地震が発生したとき、原子力規制委員会・原子力規制庁から発信される情報をどのような手段を通じて入手したいですか。該当するものをすべて選択してください。

- a. 原子力規制委員会のホームページ
- b. テレビのニュース報道
- c. テレビのテロップによる速報
- d. 原子力規制委員会の緊急情報メールサービス
- e. Twitter
- f. その他（自由記述）

以 上